

地域における消費者教育の充実に向けた
連携に関する分科会
取りまとめ

令和元年 7 月

地域における消費者教育の充実に向けた連携に関する分科会

目 次

第1	はじめに	- 1 -
第2	地域における消費者教育の充実に向けた連携と消費者教育コーディネーターの役割....	- 2 -
1	消費者教育コーディネーターの定義	- 2 -
2	消費者教育を担う多様な関係者や場をつなぐ必要性.....	- 5 -
3	消費者教育コーディネーターの必要性と具体的な役割	- 6 -
第3	地域における消費者教育コーディネーターの配置と活用について	- 6 -
1	本分科会において実施したヒアリングの概要（具体的な活用事例）	- 6 -
2	消費者教育コーディネーター配置のケースの提示	- 10 -
第4	今後の消費者教育コーディネーターの活用の在り方	- 11 -
第5	地方公共団体におけるコーディネート機能の強化に関する提言	- 14 -
第6	おわりに	- 15 -

【別紙1】地域における多様な主体の連携による消費者教育の取組の例

(平成30年度全国消費者フォーラムにおいて報告された事例から抜粋)

【別紙2】地域における消費者教育の充実に向けた連携に関する分科会 委員名簿

【別紙3】地域における消費者教育の充実に向けた連携に関する分科会 開催状況

【参考資料1】都道府県及び政令市において配置する消費者教育コーディネーターの現状について

【参考資料2】消費者教育・啓発・広報事業等一覧（消費者教育コーディネーター設置都道府県・政令市）

【参考資料3】都道府県及び政令市における消費者教育推進地域協議会の設置状況及び概要

【参考資料4】消費生活センター等の他機関との連携により実施している大学等における講義・ゼミでの消費者教育の事例

【参考資料5】地域における消費者教育の充実に向けた連携に関する分科会について（趣旨紙）

第1　はじめに

地域における消費者教育の充実に向けた連携に関する分科会（以下「本分科会」という。）は、平成31年1月、消費者教育推進会議の下に、消費者の特性に配慮した体系的な消費者教育の推進に関し、その実現に向けた検討を行うことを目的に設けられた。

この「消費者の特性に配慮した体系的な消費者教育の推進」は、平成30年3月に、消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号。以下「消費者教育推進法」という。）に基づき定められた「消費者教育の推進に関する基本的な方針」（平成25年6月閣議決定。以下「基本方針」という。）を変更するに当たり、重点的に取り組むことが求められる喫緊の具体的な課題として掲げられた「当面の重点事項」の一つである。

消費者教育は、幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行われるとともに、消費者の特性に配慮した適切な方法で行われなければならない。このことは消費者教育推進法において、基本理念として明示されており（消費者教育推進法第3条第3項）、各地で消費者教育の取組が進められてきた。しかし、地域における消費者教育の充実度には、いまなお格差がみられることから、今後は、特定の地域における先進的な取組を手掛かりに、全国で普遍的に広げていくための仕組み（方法）の充実・強化が求められるとの認識から、基本方針の変更に当たって、これを当面の重点事項として掲げたものである¹。

このように、全国どの地域においても、多様な主体による連携・協働体制を構築し、その体制の下で効果的な実践の場の創出を実現するための方策として、基本方針には、「消費生活センターの拠点化」、「消費者教育コーディネーターの育成・配置」、「消費者教育推進地域協議会の実効的な活用」などが課題として挙げられており、あらゆる方向性からの複層的な取組が必要であることが見てとれる。

そこで、第24回消費者教育推進会議（平成31年1月21日開催）では、事務局である消費者庁から、地域における消費者教育の推進状況や、その基礎となっている連携体制を概観するための資料が提示された²。委員からは、比較的初期から消費者教育

¹ 基本方針の変更に向け、変更案について消費者教育推進会議における意見聴取が行われた際にも、同会議委員から、変更後の基本方針に基づく取組の進め方について、以下のような意見が寄せられている（第22回消費者教育推進会議（平成30年2月28日開催））。

- ・消費者教育の推進に関する法律の施行から約5年が経過し、その間、消費者教育の場は充実をみせている。しかし、今後は、意欲ある取組が「点」として存在するのではなく、その事例についての情報が全国に展開され、「面」として消費者教育が進むことが重要である。
- ・今後は、全国において、教育委員会や学校と消費者行政部局との連携を推進することや、地域ごとの消費者教育の充実度の格差を埋めることが必要である。

² 参考資料1から4までを参照。消費者教育コーディネーターを配置している都道府県及び政令市における、消費者教育コーディネーターの活動内容や、消費者教育関連事業の実施状況を示し

コーディネーターとして先駆的に活動している例はある³ものの、それが広がっていないかの、消費者教育コーディネーターの定義や位置付け、役割がいまだ明確になつていなかつたからではないか等の指摘がなされた。

これを踏まえ、本分科会においては、まずは「多様な関係者や場をつなぐ」ための調整を行うものとして期待されている消費者教育コーディネーターを取り上げ、検討を行うこととした。

第2 地域における消費者教育の充実に向けた連携と消費者教育コーディネーターの役割

1 消費者教育コーディネーターの定義

「消費者教育コーディネーター」については、基本方針において、その定義が示されており、具体的には、「消費者教育を担う多様な関係者や場をつなぐため…間に立つて調整をする役割を担う者」とされている。また、第二期消費者教育推進会議取りまとめ（平成29年6月）では、引き続き検討を行っていく必要のある事項として消費者教育コーディネーターの育成を挙げるとともに、「コーディネーターは、地域において消費者教育を担う様々な人材（行政職員、消費生活相談員、教育関係者、福祉関係者、消費者団体、事業者等）が有機的に活動できるようにそれらの人材をつなげたり、調整したりする役割を担うものである。」としている。

これは、消費者教育コーディネーターという職に就いた者が果たすことが期待されている機能を示したものであり、消費者教育コーディネーターを務めるに当たって予め備えていることが望まれる資質⁴や要件を示したものではない。

すなわち、「消費者教育を担う多様な関係者や場をつなぐ」という目標を達成するためには連携・協働すべき「多様な主体」や「多様な関係者」、また、積極的に活用すべき担い手などの「地域の教育資源」や、充実すべき「多様な消費者教育の機会」は、地域により異なり、網羅的な定義を設けることはできないことから、あえて詳細な規定をせず、「間に立つて調整をする」という役割のみを示したもの

ているほか、消費者教育推進地域協議会の概要などを取りまとめている。いずれも、会議終了後、消費者庁ウェブサイトに掲載することにより、公表・情報提供を行っている。

³ 第一期消費者教育推進会議第7回地域連携促進小委員会（平成26年12月16日開催）では、消費者教育コーディネーターを置いた地域の先駆的な活動として、岡山県の例をヒアリングしている。

⁴ 「資質」について、地域連携推進小委員会取りまとめ（平成27年3月）においては、①消費者教育を広める、②消費者教育の実施を働き掛ける、③消費者教育の関係者をつなぐ、の三点を掲げているが、これらは「資質」というよりも、当該取りまとめにもあるとおり「コーディネーターの主な実務」として提示されたものである。

https://www.caa.go.jp/policies/council/cepc/meeting_materials_1/pdf/150723_torimatome.pdf (164ページ参照)

である。

他方で、近年、成年年齢引下げを見据え、学校における消費者教育の充実に向けて、消費者教育コーディネーターの育成・配置が重要であることについての認識が高まっていることを踏まえ⁵、「多様な関係者や場をつなぐ」とは具体的にどのような業務か、その業務をどのような人物に担わせればよいのか、つまり、消費者教育を担う多様な関係者や場をつなぐための調整ができる資質を有する者は誰か、という点について、検討課題とされることが多い。

この点について、消費者教育推進会議の下で開催した「若年者の消費者教育分科会」の取りまとめ（平成30年6月）においては、以下のとおり考えが示された。

若年者の消費者教育分科会 取りまとめ

第4 教員による消費者教育の指導力向上に係る提言及び方策について

（省略）

【教員による消費者教育の指導力向上に係る具体的な方策】

1～3（省略）

4 提言3⁶に係る方策

消費者教育コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の育成と活用を推進するために、コーディネーターの役割、求められる人材、身分及び業務遂行のための環境整備に係る方策について概要を述べる。

（1）コーディネーターの役割、求められる人材及び身分

コーディネーターの役割は、教育現場等と外部人材をつなぐための調整を行う点にある⁷。具体的には、

ア 教職課程を有する大学の需要に応じた外部人材の紹介及びその調整

イ 免許状更新講習を開設する大学や教員研修を実施する都道府県教育委員会等の需要に応じた外部人材の紹介及びその調整

ウ 高等学校及び中学校の教育現場における外部人材の紹介及びその調整並びに消費者教育に係る授業案（学習指導案）の作成支援

⁵ 「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム（2018年2月20日若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議決定）において、「2018年度から2020年度の3年間を集中強化期間」として推進する取組として、「実務経験者の学校教育現場での活用」が掲げられ、その実現のため、消費者教育コーディネーターを育成し、都道府県等への配置を促進することとされた。また、これら的重要性については、国会においても度々指摘されているところである（平成30年3月23日参議院・文教科学委員会、平成30年5月17日衆議院・消費者問題に関する特別委員会など）。

⁶ 外部人材等の活用及び育成

⁷ この取りまとめにおいては、「コーディネーターの活動領域は学校に限定されるものではなく地域における消費者教育の推進にも重要な役割を果たすと考えられるが、本報告書においては、学校における消費者教育に関するコーディネーターの活動を中心に記載する。」と付言されている。

エ 外部人材の探索及び人材バンクへの情報提供
などを行うことが求められる。

以上の役割を担うコーディネーターに適した人材としては、消費者教育の内容を理解するとともに、講座等の実施主体である大学や教育委員会と連携し、高等学校及び中学校の教育の実情にも精通していることが必要である。

短期的には、消費者教育に関心がある元教員、消費生活相談員や教育行政機関での従事経験を有する公務員（元公務員）が想定される。長期的には、同一の地方公共団体内で、消費者行政部局と教育委員会との人事交流を行うなどして、行政組織内にコーディネーターを活用できる者を育成するとともに、専門職としてのコーディネーターを育成することが期待される。

これらの者が中心になり、消費生活相談員、弁護士及び司法書士等の法曹、消費者団体等での活動経験を有する者、企業人などの外部人材を紹介及びその調整を行い教育現場等を支援する体制を整備することが望ましいと考えられる。

この「若年者の消費者教育分科会」の取りまとめは、学校における消費者教育に関連するコーディネーターの活動を中心に記載したものである。まず、消費者教育コーディネーターに期待される役割の一つである「学校教育現場と外部人材をつなぐための調整を行うこと」の具体的な内容を示した上で、類型的にその役割を担うことができると想定される人材として、元教員や行政経験者など、一定の知識・経験を有する者を例示している。

一方で、この取りまとめにおいても付言されているとおり、消費者教育コーディネーターの活動領域は学校に限定されるものではなく、地域における消費者教育の推進にも重要な役割を果たすことが求められている。むしろ、学校に身を置く世代以外の層、つまり、一般的には消費者教育の機会の確保が難しいライフステージにある消費者に対しても、生涯を通じた切れ目のない消費者教育の機会が提供されるためには、この領域において消費者教育コーディネーターが調整機能を発揮することへの期待が高い。

しかし、「若年者の消費者教育分科会」における提言のように、地域という活動領域における消費者教育コーディネーターについても、その役割の具体的な内容と、それを担うことができると想定される人材の例を示すことは、難しい。

学校教育における消費者教育は、児童生徒の発達の段階に応じて、学習指導要領に基づいて実施されており、これらの担い手は、主に教員であることが明らかである。一方で、地域における消費者教育については、教育の受け手が幅広く、対象に応じた方法や内容の工夫が必要であることや、消費者教育の場や担い手も多様であることから、どの地域でも妥当し得るような具体的な業務を設定すること

は難しい⁸。

したがって、消費者教育コーディネーターに求められる役割については、体系的な消費者教育の推進のために「多様な関係者や場をつなぐ」という機能を担うことが求められる趣旨を出発点に、具体的な事例における成果などを参考にしつつ導き出す必要がある。

2 消費者教育を担う多様な関係者や場をつなぐ必要性

消費者教育コーディネーターが実現することが期待されている「多様な関係者や場をつなぐ」ということが、地域における消費者教育の充実に当たり、なぜ必要とされるのかを、改めて概観する。

消費者教育推進法及び基本方針にも示されているとおり、誰もが、どこに住んでいても、生涯を通じて、様々な場で、幼児期から高齢期までの各段階に応じた消費者教育を受ける機会が提供される必要がある。特に、社会人、高齢者等の、学校に身を置いておらず、体系的な消費者教育の機会の確保が難しいライフステージにある消費者に対しても、生涯を通じた切れ目のない消費者教育の機会が提供されることが重要である。

しかし、消費者を取り巻く環境の中には、「消費者教育を実施すべき（実施し得る）場」や、「誰が担い手となるべき（なり得る）か」が、必ずしも明確化されてはいない。また、消費者の特性は「年齢」だけではなく、社会経験の多寡や障害の有無など様々であって、あらゆる消費者に対して一律に効果的な手法を見いだすことは容易ではない。

それでもなお、体系的な消費者教育を実現するためには、地域ごとに、様々な機会を捉えて消費者教育を実施する必要がある。そのためには、消費者行政に携わる人だけではなく、消費者教育の担い手となり得る多様な主体（行政機関の内部でも消費者行政以外の福祉、生涯学習、環境、商工業等の部局、さらには地域における地域包括支援センター、公民館、老人会、町内会、PTA、NPO、消費者団体、事業者、事業者団体など）が、連携・協働することが必要である。

実際に、地域における多様な主体が連携することにより、消費者教育の実践の場を創出した事例⁹をみると、消費者教育を担う多様な関係者や場がつながること

⁸ ただし、学校教育における学習指導要領に当たるものはないものの、地域における消費者教育の内容は、日々寄せられる消費生活相談の情報から抽出されることが有効であるといえ、一般的には消費者教育コーディネーターが消費生活相談情報を把握するといった業務はどの地域でも妥当し得る。

⁹ 例えば、平成31年2月に、独立行政法人国民生活センターの主催により開催された、「平成30年度全国消費者フォーラム」の第3分科会「地域における多様な主体の連携による消費者教育の取組み」において紹介された事例など。詳細については、本取りまとめ別紙を参照。

により、幅広い世代に向けた消費者教育が実現できるということが改めて確認できる。

なお、消費生活に関する知識を有し、自らが消費者教育の担い手となり得る者と、消費者教育の実践の場をつなぐ手段や情報を有する者とは、必ずしも一致しない場合がある。また、担い手となり得る多様な主体の中には自らが担い手になり得ることを認識していない場合もある。このような自覚のない消費者教育の担い手とも連携することにより、多様な取組を実施することが可能となる。

3 消費者教育コーディネーターの必要性と具体的な役割

このように、多様な主体が連携・協働する体制の構築は、自然発生的に行い得るものではなく、これらを意図的かつ戦略的に結び付ける、コーディネートする役割を担う者が必要¹⁰、という考えに基づき、既に基本方針において消費者教育コーディネーターの育成・配置の必要性が指摘されている。

消費者教育コーディネーターに求められる役割とは、消費者教育を担う多様な関係者による連携体制を構築し、その体制を踏まえて、地域の特性に応じた消費者教育を実現することである。これこそが、「多様な関係者や場をつなぐ」というコーディネートの到達点である。

また、消費者教育コーディネーターが「つなぐ」ことを期待されている「多様な関係者」とは、消費者教育に従来から関わってきた者以外も含む幅広い主体であることからすると、消費者問題の構造や、体系的な消費者教育の意義や消費者教育により身に付けるべき力、また、消費者教育を受ける対象に応じて実施すべき消費者教育の内容の具体的なイメージ等を理解している者が、消費者教育コーディネーターとして、能動的に連携体制の構築に取り組む必要がある。

第3 地域における消費者教育コーディネーターの配置と活用について

1 本分科会において実施したヒアリングの概要（具体的な活用事例）

前記第2の3を踏まえ、各地域において消費者教育コーディネーターを一つの役職として位置付け、育成・配置につなげるために、既に先進的な地域において、コーディネート業務を担うことを期待されて配置されている消費者教育コーディネーターの具体的な業務の内容が示されることは有益である。

¹⁰ 例えば、本取りまとめ別紙で取り上げた事例1及び2においては、消費者教育の実施を依頼した海南省社会福祉協議会の家計相談事業担当者や、京都府山城広域振興局の商工労働観光室において消費者教育を担当している消費生活相談員が、実施すべき消費者教育の具体的イメージを描いた上で、その実現のために連携することが必要な主体（県金融広報員会と学童保育所、大学生と幼稚園など）に働き掛け、協働によりそれらを実現している。そのほかにも多数の実践例があり、そのような情報を各地で共有する意義は高い。

そこで、本分科会では、「消費者教育コーディネーター」を配置している都道府県に対するヒアリングを実施し、

- ・当該「消費者教育コーディネーター」が担っている業務
- ・「消費者教育コーディネーター」が業務に当たることにより、どのような地域における連携体制が構築され、その体制の下にどのような消費者教育の場が生み出されているか

を把握することとした。

さらに、本分科会では、消費者教育の支援を専門的に行っている公益財団法人消費者教育支援センターに対して、消費者教育コーディネーターの在り方や具体例等についてのヒアリングも行った。

ヒアリングに当たっては、第 24 回消費者教育推進会議において事務局から提示した資料を基に¹¹、各地方公共団体において配置している消費者教育コーディネーターの元職（職歴）や採用の経緯、また、当該地方公共団体で実施している教育・啓発事業の中で消費者教育コーディネーターがどのような役割を担っているかといった特色を比較・考慮した上で、ヒアリング対象として山形県、島根県、大阪府を選定した¹²。

その結果は、以下のとおりである。

	山形県	島根県	大阪府
消費者教育コーディネーターの名称、採用形	・「消費者教育推進員」という名称で配置。 ・県内 4 の消費生活センターに各 1 名ずつ配置	・消費者教育担当職員（※）がコーディネート業務を担当。 ※一般行政職正規職員。消	・公益財団法人関西消費者協会 ¹³ 啓発グループが、大阪府から業務委託 ¹⁴ を受け、コーディネート業務を

¹¹ 参考資料 1 を参照。この資料は、平成 30 年度地方消費者行政現況調査で、消費者教育コーディネーターの設置有りと回答した 19 府県及び 13 政令市を対象に、消費者庁において調査を実施し、作成したもの。同会議終了後、消費者庁ウェブサイトに掲載することにより、公表・情報提供を行っている。

¹² なお、今回はヒアリング対象とはしていないが、先に示した比較的初期から消費者教育コーディネーターを置いた岡山県においては、消費者教育コーディネーターを非常勤職員として配置しつつ活動を続けており、その活動実績を踏まえ、第二次消費者教育推進計画においては、消費者教育コーディネーターの役割を明示している。

「消費者教育コーディネーターは、消費者教育推進の要として、関係する人や情報・資源などを結び付け、多様な主体の連携・協働を促進することにより、県域の消費者教育をより良い方向に牽引する役割を担っています。」（第二次消費者教育推進計画から抜粋）

¹³ 以下「関消協」という。

¹⁴ 委託契約書の中では、「講師派遣啓発業務総合企画調整担当スタッフの配置」と記載し、啓発業務の総合企画、進捗管理、相談グループとの情報共有など、効果的な啓発の推進のための調整等を行う啓発業務総合企画調整担当スタッフを配置することとしている。

態、元職等	<ul style="list-style-type: none"> ・非常勤嘱託職員（任期3年、再任による継続不可） ・【採用方法】 公募により採用。 募集時、資格や経験は不問としている。 ・【元職等】 元小学校教員（教頭）、元会社員、元地方公共団体理事職員、新卒者 	<p>消費者教育担当通算4年。消費生活相談員、消費生活アドバイザー資格を保有。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該行政職員とは別に、消費生活相談員の中に高校家庭科教員経験者がおり、各学校での消費者教育の実施（実施に向けた働き掛けも含む）に関与。 	<p>担当。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関消協啓発グループメンバーは、元高校家庭科教員や、消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタント、消費生活専門相談員などの消費生活関連資格保有者等の計8名。 ・プロポーザル方式で、3年ごとの委託。 ・関消協は、消費生活相談業務も、府から受託している。
業務内容 (各府県からの説明を基に記載)	<ul style="list-style-type: none"> ○消費者教育を広める <ul style="list-style-type: none"> ・出前講座の実施（講師は、県センターの講座：相談員、その他センターの講座：推進員自身） ・イベント・チラシ作成 ・消費生活サポーターの養成（現在94名を委嘱） ○消費者教育の実施を働き掛ける <ul style="list-style-type: none"> ・学校、公民館、老人会、町内会、PTA、消費者グループ等へ、出前講座開催について働き掛け ・対象者のニーズに合致した講座となるよう連絡・調整 ○消費者教育の関係者をつなぐ <ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育の主体となり得る団体（消費者団体、企業、サポーター同士など）をつなぐ（具体的には研修の実 	<ul style="list-style-type: none"> ○行政（正規）職員、嘱託職員、相談員が分担して消費者教育に関する業務を行っている。 ○行政職員の役割は、消費者教育の条件整備（消費者教育の提供体制を作る） ○嘱託職員・相談員の役割は、直接的な教育・啓発の実施。 <p>※外部連携調整については、それぞれの立場で実施（元職の人脈を活用するなど）。</p>	<p>○府として実施している啓発事業は、①若者向け教育・啓発、②高齢者被害対策・強化、③消費者行政強化事業、④啓発事業、⑤大阪市との府市連携啓発事業。</p> <p>○そのうち、消費者行政部局の役割は、予算要求、関係機関（教育庁、福祉関係部署）との調整、説明、周知。</p> <p>○関消協は、大阪府からの委託の際の仕様書にのっとり、企画・実施するのが基本。具体的な役割は、市町村の教育委員会や学校、社協、老人クラブ連合会などに、研修・講座の募集や周知などの働き掛け。</p>

施など)		
<p>地域における消費者教育の実施に当たっての連携主体(教育の担い手を含む)、連携のための仕組み等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○消費生活センター <ul style="list-style-type: none"> ・年に1回研修を実施し、受講者に委嘱。現在、94名が委嘱を受けている。 ・県センター主催の出前講座(休日・夜間に実施するもの)の講師を務める(平日日中の講座は相談員が講師となる)。 ○(消費者教育)リーダー <ul style="list-style-type: none"> ・消費者被害防止に携わる団体(警察、社協、包括、老人クラブ、消費者団体など)の構成員向けの研修会を年1回実施。 ・消費者教育の担い手としての資質を高め、リーダーを養成(=消費者被害防止に関連のある団体からの担い手の発掘)。 ○学校 <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育現場との連携のため、推進員が直接学校を訪問して、出前講座の実施について働き掛け。 ○消費生活に関する教育の担い手 <ul style="list-style-type: none"> ・財務事務所、税務署、金融 	<p>○消費者教育推進連絡会議 <ul style="list-style-type: none"> ・平成8年に設置して以降、継続実施していたが、平成23年度から平成27年度までの5年間、途絶⇒平成28年度から復活。 ・構成組織に、複数の消費者教育関係教科研究会¹⁵や教育行政部局¹⁶が含まれており、教育委員会と消費者行政部門が年に1度、企画のための会議を実施。 </p> <p>○島根大学との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・県の消費生活審議会の委員・委員長を経験した教授との人間関係から実現 ・大学院法務研究科との連携消費者リーダー育成講座の実施を委託 ・消費者団体のネットワーク化(教育機能の強化)に関して協力 ・教育学部との連携教育学部消費者教育研究会の立上げ ・消費者教育実践研究・教材製作を委託 </p> <p>○消費者団体との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・消費者団体ネットワーク </p>	<p>○関消協スタッフ自身が講師として出向くのではなく、様々な担い手の活躍により消費者教育を広げることを重視。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府内・他県での講座を見学するなどし、協会内で情報共有。 ・スタッフの所属する団体や、横のつながりにより、担い手としての活動を要請されることもある。逆に、大阪府の事業として受けられない講座の要望を、他の団体に相談・依頼することもある。 ・消費者フェアや、センター内セミナールームで例会を実施している団体への働き掛けを恒常に実施。 <p>○消費のサポートー養成講座の実施</p> <p>○見守り者向け講座の実施</p> <p>○なお、関消協に委託せず府で実施している事業として、大学生の消費者教育リーダー養成がある。</p>

¹⁵ 島根県小学校家庭科研究会、島根県中学校技術・家庭科研究会、島根県社会科教育研究会、島根県高等学校家庭科研究会、島根県高等学校地歴・公民科研究会

¹⁶ 島根県教育庁学校企画課、教育指導課、社会教育課、島根県教育センター

	<p>広報中央委員会などによる講座に推進員が参加し、情報共有とブラッシュアップを図っている。</p> <p>○センター相互</p> <ul style="list-style-type: none"> 各センターが実施する出前講座に、他センター所属の推進員が参加し、情報共有とブラッシュアップを図っている。 	<p>化¹⁷</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者団体教育機能強化事業（消費者市民社会づくりのための教育事業を消費者団体に委託） ※いずれも交付金事業 	
--	--	--	--

2 消費者教育コーディネーター配置のケースの提示

上記のヒアリング結果を踏まえ、消費者教育コーディネーター配置のケースとして、以下の3類型を示すことができると考える。

- ① 行政職員がコーディネート業務を担うケース
 - 島根県の例のとおり、消費者行政担当者がコーディネート業務を担うことにより、行政部局が事務局を務める消費者教育推進地域協議会を活用した多様な主体による連携体制の構築や、教育部局との連携による学校における教育の充実を、行政が負う任務として組織的に推進することが可能となる。
 - また、地方公共団体の実施する担い手育成のための事業などを活用した新たな連携主体の発掘についても、期待することができる。
 - 一方で、行政職員には定期的な人事異動が予定されており、それでも業務を途切れずに継続させていくためには、専任のコーディネート業務を担う人材の協力を得ることが必要である。
- ② 調整機能に特化して取り組む専任の消費者教育コーディネーターを配置するケース
 - 山形県の例のとおり、調整機能に特化して取り組む専任の消費者教育コーディネーターを配置する場合、機動的な調整業務の実施が可能となり、また、担い手の効果的な活用も期待される。

¹⁷ 島根県消費者ネットワーク（仮称）を消費者・事業者・行政の協力を図る目的で立ち上げ（令和元年5月）、県内の消費者団体や消費者支援団体等に参加を呼び掛け、地域の消費者問題解決力向上に向けた活動を始動している。

- 人材の確保について困難さはあるものの、一定の職務経験や背景を有することは不可欠な要素ではなく、行政職員による総合的な調整の下であれば、多様な主体に、コーディネート業務を行い得る可能性が見いだされるのではないかと考えられる。例えば、山形県においては、公募により採用した新卒者を消費者教育コーディネーターとしたことで、消費生活サポートの委嘱を受けて、地域の消費者教育の担い手となる若者の新規確保や、学生向け講座の充実につながっており、消費者教育コーディネーターの個性次第で、「ステージに応じた教育の充実・担い手の発掘」が可能になるという意義を発見したことである。
 - 一方で、継続的な人材の確保に当たっては、消費者教育コーディネーターの活動の中で得た連携を基に後任者の確保を実現した例¹⁸などを参考に、構築した連携関係を発展させていく方法についても検討が必要である。
- ③ 消費者教育についての実績等を有する組織に消費者教育コーディネート業務を委託するケース
- 調整機能に特化して取り組む専任の消費者教育コーディネーターを配置する場合において、組織としてその業務を担うという大阪府にみられる方式¹⁹をとることも有効である。その他、消費者教育コーディネーターの活動支援を行うといった事例も見受けられた²⁰。
 - 組織として消費者教育の推進に携わることで、組織内で、将来にわたってコーディネート業務を担い得る専門性を備えた人材を育成することが可能となる。
 - 一方で、大阪府の例において、委託元である大阪府との連携が基礎にあり、組織としての業務の実施、特に様々な主体との連携・協働に当たっては、行政（職員）による総合的な調整の下で実行されているということが、重要な要素であると考えられる。

第4 今後の消費者教育コーディネーターの活用の在り方

消費者教育推進法の施行以降、全国各地で、基本方針に掲げられた「消費者教育コ

¹⁸ 都道府県ではないが指定都市の例として、浜松市においては、平成27年から学校と消費生活センターをつなぐ消費者教育コーディネーターを務めた元国語科教員（管理職経験者）が、小中学校家庭科研究会や教育委員会、校長会と連携して消費者教育教材を作成した際の関わりをきっかけに、元家庭科教員を後任の消費者教育コーディネーターとして確保している。

¹⁹ 組織的な配置の例としては、他に青森県の例がある。

²⁰ 消費者教育についての実績等を有する組織が活動支援を行った例としては、都道府県ではないが、公益財団法人消費者教育支援センターが近江八幡市に対して行った例がある。

「コーディネーターの育成・配置」に向けた取組が進められてきた。消費者教育コーディネーターの名称とその存在意義についての認識が、消費者教育に携わる者の間で定着しつつあることは、こういった取組の成果である。本分科会における議論に当たり実施した、全国での取組状況についての調査やヒアリングの内容及び結果、また、それを基に前記第3の2において示した3つのケースについては、この取りまとめにおいて示すことで、全国各地で更なる取組の展開を目指す際の参考となることを期待したい。

なお、ここで示した都道府県以外で、専門的な知見等を有した消費者教育コーディネーターが先進的な取組を実施している地域の例はある。しかし、消費者教育コーディネーターを置きさえすれば、常に同様な取組が実現可能とまでは言い難いと考えられることに加え、かかる専門的知見を有する人材を、地域で確保することは必ずしも容易ではない。

消費者教育コーディネーターの配置は、体系的な消費者教育の推進に向けた連携体制の構築という目的を実現するための方法の一つであることは、先述のとおりである。また、ヒアリングを行った事例からも、一定の背景や属性を有する個別の「人」を配置することではなく、配置した人材を活用することによるコーディネート機能の強化が、地域における体系的な消費者教育の推進にとって重要であることが、改めて見てとれるところである。

そこで、地域における消費者教育の推進のための体制全体の在り方について、本來どのようにあるべきかという点に視座を戻し、その中で消費者教育コーディネーターが担うべき役割を示すと、以下のとおりである。

- 地方公共団体（行政）は、域内において、一定の質及び量の教育の機会を消費者一人一人に対して届けるために実現すべき消費者教育について、消費者教育推進地域協議会を通じて多様な主体の意見を聴き策定する消費者教育推進計画等を踏まえ、「在るべき姿」を見据えた戦略的な全体方針を企画・立案するとともに、その実行に向けた総合的な調整（消費者教育コーディネーターとの役割分担に関する検討を含む。）を行う。
- 消費者教育コーディネーターは、地方公共団体（行政）による企画・立案と総合的な調整の下、具体的な消費者教育に関する施策を、効果的かつ機動的に実現するため、多様な関係者や場をつなぐ専任のコーディネート業務を担う者である。その理解の下、地方公共団体（行政）は、こうした業務を担うに当たり必要とされる消費者教育に関する専門性を期待することのできる人材（人材とは、個人だけでなく消費者教育等に携わる団体・組織へ委嘱することも考えられる）を、消費者教育コーディネーターとして行政組織内に配置することが望ましい。

【行政と消費者教育コーディネーターとの関係性】

消費者教育コーディネーターが担っている業務を把握するために実施したヒアリングの結果、地域の特性による多少の差異はあるものの、いずれの地域においても、消費者教育コーディネーターのみが「多様な関係者と場をつなぐ」調整に当たっているのではなく、行政が調整機能を担っていることが確認された。また、消費者教育コーディネーターが様々な主体との連携・協働を試みるに当たっては、行政による全体方針の確認と環境作りが不可欠であるということが指摘された。さらに、本来、関係機関との緊密な連携の下に、消費者教育推進に関して施策を策定し、実施することは、地方公共団体の責務である（消費者教育推進法第5条）。

したがって、地方公共団体（行政）においては、域内で実施すべき消費者教育事業の内容（対象者（ライフステージ）、特に取り扱う対象領域など）、また、それを実現するためにはどのような主体との連携が必要であるか、さらには、その連携を実現するために消費者教育コーディネーターにどのような役割を担わせるべきかについて、戦略的に企画・立案するとともに、事業の実現に向けた総合的な調整を行うべきである。

【消費者教育コーディネーターに期待される専門性】

一方で、行政職員の中には、人事異動により消費者行政部局に初めて配属された者など、消費者教育、また、消費者政策に従事した経験の浅い者も存在し得る。行政職員としての本来的な業務である他部署・他機関との調整業務を果たすには、消費者教育に関する専門性を有する者を、専任のコーディネート業務を担う人材、すなわち消費者教育コーディネーターとして行政組織内に配置し、行政職員による調整を補完することが必要である。

この「消費者教育に関する専門性」とは、当該人材の役割が、行政の方針を理解し、多様な関係者と場をつなぐことによる実践の場を創出できることからすると、先述のとおり、消費者問題の構造や、体系的な消費者教育の意義や消費者教育により身に付けるべき力、また、消費者教育を受ける対象に応じて実施すべき消費者教育の内容の具体的なイメージ等を理解していること、ということができる。

なお、専任のコーディネート業務を担う消費者教育コーディネーターは、消費者教育という専門的な分野において活動をする者であるため、教員経験者など、教育に関する経験や人的なつながりといった一種の「専門性」を有する者が望ましいのではないかと思われる。確かに、そのような経験やつながりを有する場合、行政職員との役割分担において、一定程度独立した業務遂行を期待することができるという利点はあると考えられる。

しかしながら、こういった専門性は、行政による総合調整の下で消費者教育コーディネーターとして業務に当たる中で、経験を積み重ねながら形成していくことが期待

できるものであり、また、行政による総合調整の下で業務に当たる以上は、前職などの経験や人的なつながりは不可欠とまではいえないと考えられる。

第5 地方公共団体におけるコーディネート機能の強化に関する提言

前記第4で示した今後の消費者教育コーディネーターの活用の在り方の実現、特に、地方公共団体（行政）と消費者教育コーディネーターとの関係性を踏まえたコーディネート機能の強化を目指すため、本分科会は、国が以下の取組を行うことを提言する。

1. 地方公共団体（行政）による企画・立案と総合的な調整を確保するための「コーディネート機能強化」の支援
 - ・ 先述のとおり、地方公共団体（行政）においては、域内で実施すべき消費者教育事業の内容（対象者（ライフステージ）、特に取り扱う対象領域など）、また、それを実現するためにはどのような主体との連携が必要であるか、さらには、その連携を実現するために消費者教育コーディネーターにどのような役割を担わせるべきかについて、戦略的に企画・立案するとともに、事業の実現に向けた総合的な調整を行うことが求められる。後述する、各消費者教育コーディネーターの個性に依存することなく、地域のコーディネート機能を強化するためには、地方公共団体（行政）がこの役割を果たすことが非常に重要である。
 - ・ そのため、行政に求められるこれらの役割を、実際に業務に当たる行政職員が理解し、各地域の特性に応じた消費者教育の実現に取り組むことができるよう、国において、独立行政法人国民生活センターの実施する研修等の機会を活用し、全国の行政職員（消費者教育担当）を対象とする「コーディネート機能強化」の支援を実施すべきである。
 - ・ 今後地方公共団体が、コーディネート機能強化を目指して消費者教育コーディネーターの配置に取り組む際の参考となるよう、各地で構築されている消費者教育の推進体制や、その体制の下での消費者教育コーディネーターの活用状況について、国は、事例の収集に取り組むべきである。また、収集した事例については、消費者教育推進会議の意見を聴くなどにより、地方公共団体への効果的な情報提供の方法について検討を進める必要がある。
2. 消費者教育コーディネーター相互の情報交換等の機会の創出
 - ・ 消費者教育コーディネーター（専任のコーディネート業務を担う人材・組織）は、行政による総合調整の下、多様な関係者と場をつなぐことにより、実践の場を創出することを任務とする。その具体的業務について、どの地域でも妥当し得るような一般的な内容を示すことが難しいことは、先述のとおりであり、具体的な消費者教育の内容の提案や、需要に応じた担い手の紹介といった実際の業務を通じて、資質を高めていくことが求められる。

- ・ 一方で、消費者教育推進法が施行されてからこれまで、各地域における独自の工夫が積み重ねられる中で、各消費者教育コーディネーターの個性に依存した手法をとらざるを得ない場合が多かったことは否めないところであるが、一定レベルにおける平準化を図ることこそ、本取りまとめが、地域における消費者教育推進体制の全体の在り方を捉え直し、その中の消費者教育コーディネーターの役割を定義し直した趣旨であるといえる。
- ・ そこで、国は、全国における取組が、実際にコーディネート業務に当たる者の間で共有され、共通して抱える課題や目指すべき到達目標などの抽出につなげる目的に、全国の消費者教育コーディネーターの出席を募り、「消費者教育コーディネーター会議」を開催するとともに、同会議で収集された情報の発信に取り組むべきである。開催方法については、消費者教育コーディネーター相互の意見交換が効率的に行われるよう、ブロックごとに会議を開催するなど、その方法については検討が必要である。

3. 消費者教育コーディネーターによるコーディネート機能発揮に当たり必要な環境・条件の整備

- ・ 地域において消費者教育コーディネーターがコーディネート業務を展開するに当たっては、実際に連携先となり得る主体の発掘や、消費者教育の担い手の育成・確保が必要となる。この点については、地域における消費者教育の在り方を戦略的に企画・立案し、総合的な調整を行う地方公共団体（行政）に期待される部分もあるものの、一方で、地域ごとの独自の試行錯誤にとどめず、全国で普遍的に取組が進められる環境を整備することも、今後は求められる。
- ・ そこで、国としては、消費者教育推進地域協議会の実効性確保と地域における結節点としての機能強化や、地域の実情に応じた消費者教育推進計画の策定・P D C A サイクルの確立に係る方策の検討、また、人材バンクの構築を含む、効果的な連携方法の類型に関する提案を行うべきである。

第6 おわりに

本分科会では、地域における多様な主体が連携・協働することによる体系的な消費者教育の推進について検討するに当たり、そのための方策の一つである消費者教育コーディネーターを取り上げ、検討を行った。その結果、地域における消費者教育の推進のための体制全体の在り方と、その中で消費者教育コーディネーターが担うべき役割を示すとともに、その実現に向け、国として取り組むべき施策を提言するに至ったものである。

これらの議論を取りまとめる過程では、消費者教育コーディネーターの機能を発揮するために検討・実施すべき取組に加え、地域における体系的な消費者教育の推進という最終目標に向けて、引き続き検討すべき課題も明らかになったところである。

地域における消費者教育の推進に当たっての、消費者教育推進計画の策定・PDC Aサイクルの確立と消費者教育推進地域協議会の実効性確保など、前記第5において提言として述べた点を始めとする課題²¹について、引き続き、消費者教育推進会議において検討を行うこととしたい。また、充実した検討が行われるよう、国においては、前記第5において提言したコーディネート機能強化の支援及び消費者教育コーディネーター会議を実施することによる全国からの課題の抽出や、必要な調査等の施策が速やかに行われることを期待する。

²¹ 本取りまとめは、主に都道府県を視野に入れたものとなっているが、都道府県と市町村との関係や規模の小さな市町村での取組などについても検討は必要である。

【別紙1】

地域における多様な主体の連携による消費者教育の取組の例

(平成30年度全国消費者フォーラムにおいて報告された事例から抜粋)

1. 和歌山県金融広報委員会による金銭教育イベント講座

和歌山県の海南市社会福祉協議会が主催する子供向け啓発講座「やりくりの達人になろう」²²は、同協議会の家計相談支援事業の担当者が、業務を通じ、子供たちの金銭教育が必要であると考え、和歌山県金融広報委員会に依頼したことにより実現したものである。この講座は、自立した消費生活を営む上で必要な家計管理能力を身に付けることを目的とするものであって、このような金融リテラシーは、消費者教育の重要な要素である。

また、この事例は、同協議会が実践の場を提供し、講座内容については、和歌山県金融広報委員会が専門性を生かして構成するという形で、両者が連携して消費者教育を実施した事例である。このような連携により消費者教育を実施したことの意義は、単に、同協議会によって実践の場が提供されたというだけでなく、同協議会が日頃から業務としている家計相談支援事業の中で得られた気付きを基にするとともに、金融リテラシーを身に付けるための教育について知見や、手法がある金融広報委員会が講座を手掛けることで、対象者である子供たちにとって必要な教育を的確に実施することができたという点にある。また、この講座の対象は小学生であり、学校において、消費者教育に関する内容を学ぶ世代ではあるが、こういった学外での教育の機会が充実することは、より一人一人の特性に応じた、実践的な教育を受ける機会となることが期待されるところである。

2. 京都府山城広域振興局と同志社大学学生の連携による消費者教育

京都府山城広域振興局商工労働観光室の消費生活相談窓口においては、当該地域における幼稚園、保育園、小学校などへの消費者教育のニーズが高まってきていることや、効果的な授業とするためには地域に適した教材を作成することが必要との問題意識から、幼稚園・保育園向けの啓発資材作成などに取り組んでいる。平成30年度には、この実施に当たり、柔軟な活動と発想力を期待して、同窓口の消費生活相談員が中心となって、管内市町村産業祭でボランティア活動をしていた大学生に声を掛け、大学生が所属していた同志社大学のボランティア団体の協力を得て、各種取組を実施²³している。

²² 平成30年8月1日に、海南保健福祉センターにおいて、学童保育所に通う小学生を対象に実施。参加者は、小学1年生から5年生までの52人。

²³ 平成30年度においては、山城広域振興局管内12市町村のうち6か所でリレー講座を実施したうち、4か所で、大学生に、ブース運営についての参加・協力を得ている。同大学生は、主に、

これは、消費者行政部局が、大学生という行政外の主体に「担い手」として参画してもらうという形で連携したことにより実現した消費者教育の例といえる。

平成30年度の講座では、参加人数が前年度に比べて46%増加し437名となるなど、大学生が担い手に加わったことの成果が表れている。また、啓発資材の作成に当たり、社会状況の変化に敏感な大学生の発想を生かすことで、学習者の関心を高めることに資するという側面もあったものと考えられる。

加えて、この事例においては、大学生は消費者教育の担い手であるものの、取組の中で消費生活に関する事項を自ら学び、どのように伝えるかを考えることによって、大学生自身が学びを得ることにもつながり、ひいては、大学生自身にとっても消費者教育を受ける場になったものといえる。

地域の特産品などを題材にした「やましろエシカルすごろく」や、環境教育につながる工作などを担当。また、幼稚園・保育園対象の啓発資材作成に当たっては、府立木津高校における授業での活動とも連携し、食品ロスやお金に関する勉強をテーマに取り上げた啓発資材を作成し、管内保育園での実践も行っている。

【別紙2】

地域における消費者教育の充実に向けた連携に関する分科会 委員名簿

◎ 東 珠 実 梶山女学園大学現代マネジメント学部教授
岩 本 諭 佐賀大学経済学部教授
柿 沼 ト ミ 子 全国地域婦人団体連絡協議会理事
齊 藤 秀 樹 公益財団法人全国老人クラブ連合会常務理事
坂 倉 忠 夫 公益社団法人消費者関連専門家会議専務理事
中 村 新 造 弁護士
永 沢 裕 美 子 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会理事
萩 原 康 秋 相模原市市民局消費生活総合センター所長

以上8名(五十音順、敬称略)
◎ は 座 長
令和元年7月26日現在

【別紙3】

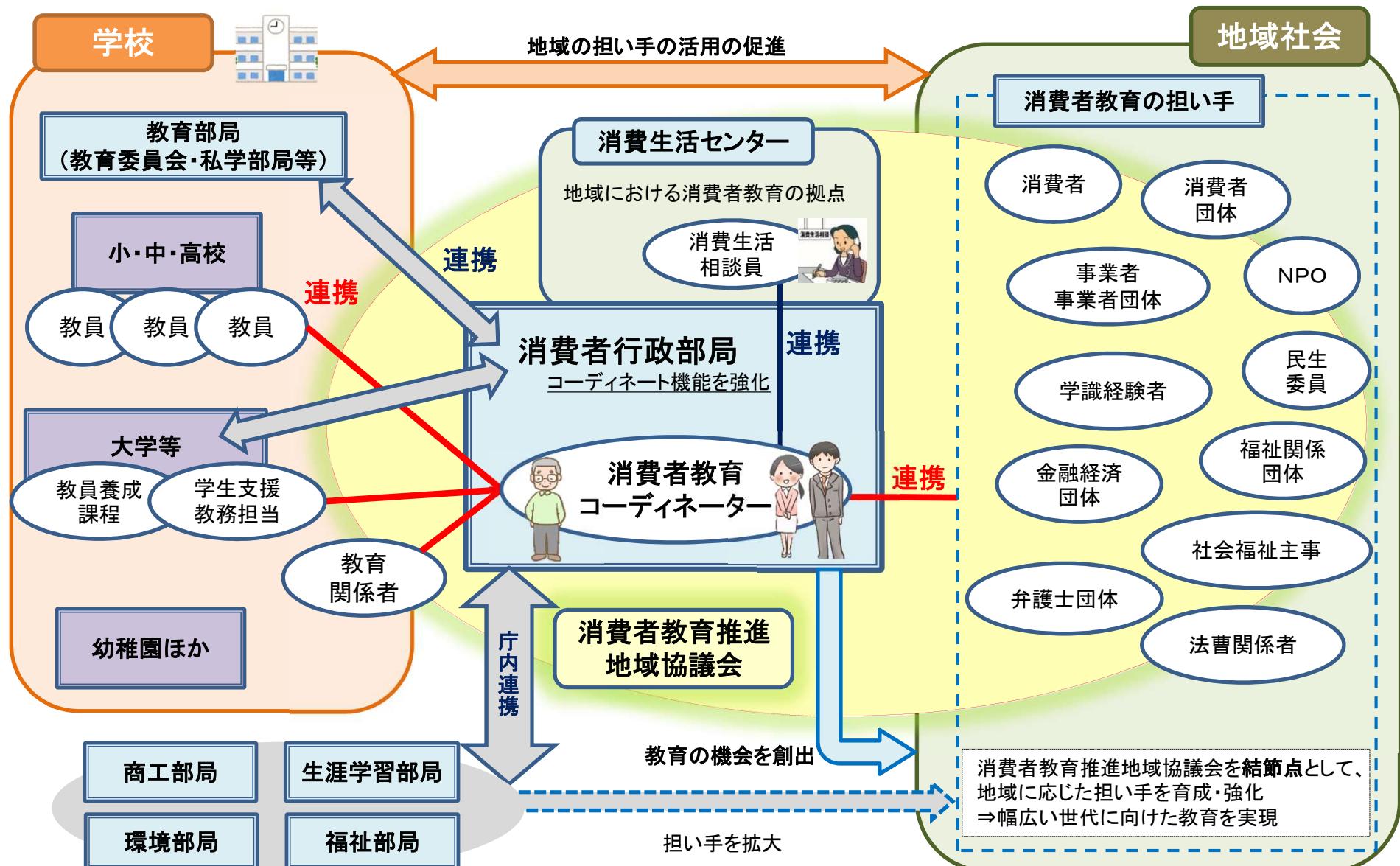
地域における消費者教育の充実に向けた連携に関する分科会開催状況

日 程	審 議 事 項 等
平成 31 年 2 月 28 日	(第1回) ・地域における消費者教育の充実に向けた連携に関する分科会の今後の進め方 ・地方公共団体での取組状況の説明 (消費者教育推進会議委員 萩原康秋) (山形県 危機管理・くらし安心局 くらし安心課 笹原由之) ・審 議
3 月 20 日	(第2回) ・地域における消費者教育の充実に向けた連携に関する分科会の今後の進め方 ・地方公共団体での取組状況の説明 (島根県 環境生活部環境生活総務課 消費とくらしの安全室 福頼尚志) (大阪府 消費生活センター 五味桂子) (公益財団法人関西消費者協会 松原由加) ・審 議
令和元年 5 月 15 日	(第3回) ・消費者教育コーディネーターの在り方について (公益財団法人消費者教育支援センター 柿野成美) ・取りまとめに向けた審議
7 月 8 日	(第4回) ・取りまとめ (案) の審議・決定

(敬称略)

地域における消費者教育の推進体制(イメージ)

地域ごとに、多様な担い手が連携して、様々な機会を捉えて、消費者教育を実施



都道府県において配置する消費者教育コーディネーターの現状について

(平成30年度地方消費者行政の現況調査を基に、平成30年12月に消費者庁において追加調査を実施して作成)

自治体コード	自治体名	名称 (職名・担当名を含む)	本職 (元職を含む)	採用形態	活動(詳細)	備考
2	青森県	教育啓発課長	消費者教育担当職員 (元特別支援学校校長)	委託先職員	教育啓発に係る企画及び調整 -教育啓発の企画・総括及び関係団体との調整 学校等における消費者教育推進事業 -中学校、高等学校、特別支援学校、大学での消費者教育推進のための検討委員会設置・運営、教育庁及び関係機関との連絡調整 高齢者の消費者被害未然防止対策事業 -高齢者の消費者被害未然防止対策事業における、交通安全母の会等の関係団体と連携した啓発活動の企画・調整 消費生活情報ネットワーク構築事業 -事業所及び従業員への情報提供を行う消費生活情報ネットワーク構築事業への登録事業所の新規開拓、啓発活動	青森県消費生活センター業務委託の中で配置
	青森県	教育啓発担当	消費者教育担当職員 (元消費生活相談員)	委託先職員	研修会の企画 -消費生活サポートへの研究会の企画・運営 各種広報媒体を活用した広報に関する企画 -テレビやラジオ、交通広告などの各種広報媒体を活用した広報の企画・運営 消費者団体の育成及び協働の推進事業 -県内2市町村での消費者団体、町内会、商店街等の地元団体と連携したブロックフォーラムの企画・運営 高齢者の消費者被害未然防止対策事業 -高齢者の消費者被害防止対策事業における、各種物品の企画・作成	青森県消費生活センター業務委託の中で配置
	青森県	教育啓発担当	消費者教育担当職員	委託先職員	講座の企画 -年間を通して複数回実施する消費生活大学講座の企画・運営 出前講座事業 -各市町村の公民館、社会福祉協議会、中学・高校、消費者グループなどからの依頼による出前講座の受付・調整・準備 消費者団体の育成及び協働推進事業 -県内2市町村での消費者団体、町内会、商店街等の地元団体と連携したブロックフォーラムの企画・運営 啓発資料等の管理 -啓発資料等の管理	青森県消費生活センター業務委託の中で配置
3	岩手県	消費者教育推進専門員 (元中学校校長) :県教育委員会からの推薦	消費者教育推進専門員 (元中学校校長) :県教育委員会からの推薦	定数外職員	消費者教育推進事業に関する企画 -教員向け消費者教育研修会の企画・講師 -学校訪問による消費者教育の情報収集及び提供 -知的障がい者金銭支援研修会の講師 -消費者教育学習資料の作成 消費生活セミナーの企画、実施に関する企画 -専門学校、外部講師等との調整、セミナーの運営、講師 消費生活サポートに関する企画 -サポートの募集、サポートへの定期的な情報提供 消費者教育に係る多様な主体との連携協働に関する企画 -教育委員会、教育関係機関や企業・団体等と連携したセミナー等の講師 -市町村消費生活センターと学校等との連携に係る情報提供や助言等の支援	教育・啓発・広報事業の通し番号1、3~5について、以下の業務を担当 【1 消費生活セミナー(小学生親子教室)】 セミナーの運営 【3 消費者教育推進事業(学校訪問)】 消費者教育に関する情報の収集、提供及び助言 【4 消費者教育推進事業(知的障がい者等金銭管理支援事業)】 研修会講師 【5 消費生活セミナー(専門学校生)】 セミナー講師
6	山形県	消費者教育推進員	消費者教育推進員 :公募(平成29年7月採用)、資格なし	定数外職員	研修会・講座の企画、実施 -消費生活サポート等に対する研修会の企画・実施 -県が運営する4か所の消費生活センターで実施した消費生活出前講座の実績の取りまとめ 消費生活出前講座講師の補助 消費者教育・啓発資料の収集・作成・提供 -県消費生活センターが発行する広報誌の企画・編集 -県消費生活センターホームページ上の啓発・情報発信 -各新聞社へ提供する消費生活に関する記事の企画	県消費生活センター配置
	山形県	消費者教育推進員	消費者教育推進員 :公募(平成29年4月採用)、元小学校教員	定数外職員	研修会・講座の企画、実施 -消費生活出前講座の募集・実施 -消費者教育推進リーダー研修会の企画・実施 -元教員であるため、教員ネットワークを使い、小・中学校に出向いて「消費生活出前講座」の活用促進の働き掛け 消費者教育・啓発資料の収集・作成・提供 -消費生活センターが発行する広報誌の企画・編集 -消費者啓発についてのホームページへの掲載	県最上消費生活センター配置
	山形県	消費者教育推進員	消費者教育推進員 :公募(平成29年4月採用)、資格なし	定数外職員	研修会・講座の企画、実施 -消費生活サポート等に対する研修会の企画・実施、高齢者サロン等での出前講座の実施 -高校に対して出前講座活用促進の働き掛け 消費者教育・啓発資料の収集・作成・提供 -県置賜消費生活センターが発行するニュースの企画・編集 -管内警察署への情報提供依頼	県置賜消費生活センター配置
	山形県	消費者教育推進員	消費者教育推進員 :公募(平成30年4月採用)、資格なし	定数外職員	研修会・講座の企画、実施 -地域の消費生活リーダー研修会の企画・実施 -庄内消費生活センターが実施する消費生活出前講座の講師 消費者教育・啓発資料の収集・作成・提供 -庄内消費生活センターが発行する広報誌の企画・編集	県庄内消費生活センター配置
8	茨城県	県消費者センター係長 (消費者教育担当)	消費者教育担当職員	定数内職員	出前講座の企画・実施 -出前講座(いばらきくらしのセミナー)へ消費者教育講師等を派遣するための連絡調整等 -各教育機関等(市町村教育委員会、小中高校・大学・専門学校等)への出前講座の周知 消費者教育の担い手育成(講座の企画等) -消費者教育啓発講座に係る業務委託の執行及び進行管理 啓発活動の実施 -新聞、ラジオ等に掲載する資料・原稿の作成及び提供等	県消費生活センター配置の消費者教育啓発員(教員OB)と協力し、消費者教育の取組を推進している。
12	千葉県	県消費者センター消費者教育担当	消費生活相談員	定数外職員	各種教材の作成 -啓発冊子、啓発資料等の作成 研修会・講座の企画、消費者教育の担い手育成 -市町村向け研修会、教員向け研修会、県民向け講座等の企画 消費者教育全般にわたる調整、関係機関との連携 -消費者自立支援講座(出前講座)の実施関連…学校や関係機関・団体等に実施について働き掛け、講座資料の作成、アンケートの分析等 -教育庁との学校における消費者教育推進連絡会への出席 -関係機関・団体等との意見交換会等への出席	消費者教育コーディネーターの役割を担うとともに、相談業務も行っている。
	千葉県	県消費者センター消費者教育担当	消費生活相談員	定数外職員	各種教材の作成 -啓発冊子、啓発資料等の作成 研修会・講座の企画、消費者教育の担い手育成 -市町村向け研修会、教員向け研修会、県民向け講座等の企画 消費者教育全般にわたる調整、関係機関との連携 -消費者自立支援講座(出前講座)の実施関連…学校や関係機関・団体等に実施について働き掛け、講座資料の作成、アンケートの分析等 -教育庁との学校における消費者教育推進連絡会への出席 -関係機関・団体等との意見交換会等への出席	消費者教育コーディネーターの役割を担うとともに、相談業務も行っている。

15	新潟県	本課及び消費生活センター担当	担当職員	定数内職員	教育啓発に係る企画及び調整 ・「高校生のための消費生活講座」(県金融広報委員会との共催)の企画及び実施校や講師との連絡・調整 ・「環境にやさしい生活出前講座」(県地域環境保全基金充当事業)の企画及び実施先や講師との連絡・調整 学校等における消費者教育推進事業 ・若年者への消費者教育関係機関・団体との情報交換会を開催し、情報や課題を共有 ・県高等学校長会・家庭部会に消費者教育の推進に関する調査研究事業を委託 ・県高等学校校長会・特別支援学校校長会に向けいて、消費者教育教材の活用や出前講座の実施について働き掛け 啓発資料等の収集・提供 ・新潟県消費生活センターの職員及び消費生活相談員と打合せを行い、若年者用教材の内容を更新	
19	山梨県	相談・啓発スタッフ	主幹 (教育委員会からの出向)	定数内職員	出前講座の企画・調整 ・出前講座の受け付け、講師の派遣調整 各種教材、資料の作成 ・講座の要望に応じた資料の作成 ・小中学校の消費者教育に関する教材作成 消費者教育の担い手育成 ・消費者教育に携わる教員のために消費者教育の授業構成の助言や教材の紹介 消費者教育推進のため関係機関等への啓発 ・消費者教育推進のため各団体等での啓発活動	
24	三重県	主幹	消費者教育担当職員	定数内職員	各種教材の作成 ・チラシ、パンフレット等の内容検討 研修会・講座の企画 ・研修会、講座の依頼に対し、講師の手配等 消費者教育全般にわたる調整、関係機関等との連携 ・他課の啓発事業に対する助言	
26	京都府	消費者教育推進員	消費生活相談員	定数外職員	地域や学校で中心となって消費者教育を推進(各種教材の作成、研修会・出前講座の講師、大学生消費者リーダーの育成等) ・地域や学校、大学等で消費生活講座を実施 ・大学生消費者リーダー、くらしの安心推進員(見守りサポートー)を養成・活動支援 ・消費生活に係る各種情報を各種イベント、メディア、メールマガジン等で発信 ・消費者教育に役立つ教材等の作成 幅広い主体との連携・協働のもとで関係機関等をコーディネート、啓発活動や消費者教育を実施 ・市町村等の啓発事業等に対する支援 ・教員に対する情報提供 ・市町村の福祉部局に出向き見守りネットワーク構築の働き掛け	非常勤嘱託
	京都府	消費者教育推進員	消費生活相談員	定数外職員	地域や学校で中心となって消費者教育を推進(各種教材の作成、研修会・出前講座の講師、大学生消費者リーダーの育成等) ・地域や学校、大学等で消費生活講座を実施 ・大学生消費者リーダー、くらしの安心推進員(見守りサポートー)を養成・活動支援 ・消費生活に係る各種情報を各種イベント、メディア、メールマガジン等で発信 ・消費者教育に役立つ教材等の作成 幅広い主体との連携・協働のもとで関係機関等をコーディネート、啓発活動や消費者教育を実施 ・市町村等の啓発事業等に対する支援 ・教員に対する情報提供 ・市町村の福祉部局に出向き見守りネットワーク構築の働き掛け	非常勤嘱託
	京都府	消費者教育推進員	消費生活相談員	定数外職員	地域や学校で中心となって消費者教育を推進(各種教材の作成、研修会・出前講座の講師、大学生消費者リーダーの育成等) ・地域や学校、大学等で消費生活講座を実施 ・大学生消費者リーダー、くらしの安心推進員(見守りサポートー)を養成・活動支援 ・消費生活に係る各種情報を各種イベント、メディア、メールマガジン等で発信 ・消費者教育に役立つ教材等の作成 幅広い主体との連携・協働のもとで関係機関等をコーディネート、啓発活動や消費者教育を実施 ・市町村等の啓発事業等に対する支援 ・教員に対する情報提供 ・市町村の福祉部局に出向き見守りネットワーク構築の働き掛け	非常勤嘱託
	京都府	消費者教育推進員	消費生活相談員	定数外職員	地域や学校で中心となって消費者教育を推進(各種教材の作成、研修会・出前講座の講師、大学生消費者リーダーの育成等) ・地域や学校、大学等で消費生活講座を実施 ・大学生消費者リーダー、くらしの安心推進員(見守りサポートー)を養成・活動支援 ・消費生活に係る各種情報を各種イベント、メディア、メールマガジン等で発信 ・消費者教育に役立つ教材等の作成 幅広い主体との連携・協働のもとで関係機関等をコーディネート、啓発活動や消費者教育を実施 ・市町村等の啓発事業等に対する支援 ・教員に対する情報提供 ・市町村の福祉部局に出向き見守りネットワーク構築の働き掛け	非常勤嘱託
	京都府	消費者教育推進員	消費生活相談員	定数外職員	地域や学校で中心となって消費者教育を推進(各種教材の作成、研修会・出前講座の講師、大学生消費者リーダーの育成等) ・地域や学校、大学等で消費生活講座を実施 ・大学生消費者リーダー、くらしの安心推進員(見守りサポートー)を養成・活動支援 ・消費生活に係る各種情報を各種イベント、メディア、メールマガジン等で発信 ・消費者教育に役立つ教材等の作成 幅広い主体との連携・協働のもとで関係機関等をコーディネート、啓発活動や消費者教育を実施 ・市町村等の啓発事業等に対する支援 ・教員に対する情報提供 ・市町村の福祉部局に出向き見守りネットワーク構築の働き掛け	非常勤嘱託
	京都府	消費者教育推進員	消費生活相談員	定数外職員	地域や学校で中心となって消費者教育を推進(各種教材の作成、研修会・出前講座の講師、大学生消費者リーダーの育成等) ・地域や学校、大学等で消費生活講座を実施 ・大学生消費者リーダー、くらしの安心推進員(見守りサポートー)を養成・活動支援 ・消費生活に係る各種情報を各種イベント、メディア、メールマガジン等で発信 ・消費者教育に役立つ教材等の作成 幅広い主体との連携・協働のもとで関係機関等をコーディネート、啓発活動や消費者教育を実施 ・市町村等の啓発事業等に対する支援 ・教員に対する情報提供 ・市町村の福祉部局に出向き見守りネットワーク構築の働き掛け	非常勤嘱託
	京都府	消費者教育推進員	消費生活相談員	定数外職員	地域や学校で中心となって消費者教育を推進(各種教材の作成、研修会・出前講座の講師、大学生消費者リーダーの育成等) ・地域や学校、大学等で消費生活講座を実施 ・大学生消費者リーダー、くらしの安心推進員(見守りサポートー)を養成・活動支援 ・消費生活に係る各種情報を各種イベント、メディア、メールマガジン等で発信 ・消費者教育に役立つ教材等の作成 幅広い主体との連携・協働のもとで関係機関等をコーディネート、啓発活動や消費者教育を実施 ・市町村等の啓発事業等に対する支援 ・教員に対する情報提供 ・市町村の福祉部局に出向き見守りネットワーク構築の働き掛け	非常勤嘱託
	京都府	消費者教育推進員	消費生活相談員	定数外職員	地域や学校で中心となって消費者教育を推進(各種教材の作成、研修会・出前講座の講師、大学生消費者リーダーの育成等) ・地域や学校、大学等で消費生活講座を実施 ・大学生消費者リーダー、くらしの安心推進員(見守りサポートー)を養成・活動支援 ・消費生活に係る各種情報を各種イベント、メディア、メールマガジン等で発信 ・消費者教育に役立つ教材等の作成 幅広い主体との連携・協働のもとで関係機関等をコーディネート、啓発活動や消費者教育を実施 ・市町村等の啓発事業等に対する支援 ・教員に対する情報提供 ・市町村の福祉部局に出向き見守りネットワーク構築の働き掛け	非常勤嘱託

27	大阪府	(公益財団法人)関西消費者協会啓発グループ	委託先職員 :元高校家庭科教員、消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタント、消費生活専門相談員資格保有者等 計8名	委託先職員	各種教材の作成 ・啓発リーフレット、冊子等の企画・作成 啓発資料等の収集・提供 ・啓発図書等の情報収集・貸出・管理 研修会・講座の企画・実施 ・若者・一般・高齢者向け消費者教育講座の企画・派遣講師のコーディネート 消費者教育の担い手育成(助言・講演・研修等) ・消費のサポートー等、消費者教育の担い手の養成講座の企画・実施及び支援 学校等における消費者教育推進事業 ・消費者教育モデル授業の支援、教職員向け教材活用研修の企画・実施 高齢者の消費者被害未然防止対策事業 ・地域の見守り者向け講座、高齢者向け消費者問題ミニ講座の企画・派遣講師のコーディネート・支援	
29	奈良県	消費者教育担当消費生活相談員	消費生活相談員 公募して採用した消費生活相談員の中から、本人の希望及び適性により任命 消費生活相談員 平成11年4月～平成25年3月 平成27年8月～ 消費者教育担当 平成27年8月～	定数外職員	各種教材の作成 ・中学校技術・家庭科研究会の教員と協働して中学生用ワークブックを作成。 ・地域への見守り情報誌やマスコミを利用した情報発信のための原稿作成及び助言。 研修会・講座の企画 ・地域や学校で行う講座の企画について助言。 消費者教育の担い手育成(助言・講演等) ・学校教員、消費生活相談員、学生などを対象にした講座を企画し、交流を促進。 ・地域の見守りボランティア養成のための研修実施。 ・消費生活に関心を持つ学生グループに対しての指導、助言。 消費者教育全般にわたる調整、関係機関等との連携 ・教育委員会事務局学校教育課の担当者と不定期に意見交換。 ・近畿財務局奈良財務事務所と連携して消費者教育講座を企画。 ・高校教員の消費生活分野の指導案への助言。	
	奈良県	消費者教育担当消費生活相談員	消費生活相談員 公募して採用した消費生活相談員の中から、本人の希望及び適性により任命 消費生活相談員 平成22年4月～ 消費者教育担当 平成30年4月～	定数外職員	各種教材の作成 ・中学校技術・家庭科研究会の教員と協働して中学生用ワークブックを作成。 ・地域への見守り情報誌やマスコミを利用した情報発信のための原稿作成及び助言。 研修会・講座の企画 ・地域や学校で行う講座の企画について助言。 消費者教育の担い手育成(助言・講演等) ・学校教員、消費生活相談員、学生などを対象にした講座を企画し、交流を促進。 ・地域の見守りボランティア養成のための研修実施。 ・消費生活に関心を持つ学生グループに対しての指導、助言。 消費者教育全般にわたる調整、関係機関等との連携 ・教育委員会事務局学校教育課の担当者と不定期に意見交換。 ・近畿財務局奈良財務事務所と連携して消費者教育講座を企画。 ・高校教員の消費生活分野の指導案への助言。	
30	和歌山県	消費生活センター消費者教育担当	消費者教育担当	定数内職員	消費者教育全般にわたる調整、関係機関等との連携 ・県教育委員会を通じて、県内小・中・高校へ消費者教育講師派遣を周知 ・学校の依頼に基づき、講師派遣を調整 ・大学等と連携した消費者教育講座の開催 ・成年年齢引下げ対策として、教材「社会への扉」を活用するために、県教育委員会県立学校教育課と連絡調整 ・町内連携のための会議開催(本年度は和歌山県消費者教育推進計画の進捗状況と児童向け消費者教材作成について)	
31	鳥取県	消費生活センター課長補佐	消費者教育担当	定数内職員	消費者教育推進計画の総括に関する事 ・計画に定める具体的な施策の進行管理、実施、検証、見直し。 消費者教育推進地域協議会の総括に関する事 ・協議会・部会の開催、運営。協議会委員の任命手続。 エシカル消費の普及啓発に関する事 ・県民、大学史技当を対象にした「エシカル消費」啓発講座の開催。環境・地域・食イベント等への「エシカル消費」啓発ブース出展。 ・小学生を対象に、曲と振付つきのDVD「お金名人」を作成し、県内小学校(約130校)に配布するとともにテレビCMで放映。 消費者教育に係る普及啓発に関する事 ・消費者教育教材の作成に係る協議会部会の運営と教材作成。消費者団体、教育機関等からの消費者教育に係る問合せ対応や保有教材の貸付、提供。 ・消費者庁が作成した若年者向け教材「社会への扉」について、県内の全高等学校(32校)へ情報提供し、授業での活用を働き掛け。 消費者教育に係る人材育成に関する事 ・県の消費相談業務を受託するNPOに対するスキルアップ研修会の開催(年2回)。消費生活に係る連続講座の受講者に対する地域消費生活センターの案内・認定。消費者団体、サポートーへの消費生活講座の案内や情報提供。	
32	島根県	本課消費者教育担当	消費者教育担当職員 :一般行政職正規職員(※消費者教育担当通算4年目、異動・事務分掌変更の可能性あり、消費生活専門相談員・消費生活アドバイザー資格保有、日本消費者教育学会会員)	定数内職員	消費者教育担当職員の担当業務は、 ①各種教材の作成 ②消費者教育の担い手育成(助言・研修開催等) ③消費者教育全般にわたる調整、関係機関等との連携 詳細は以下のとおり。 【4. 消費者教育担当教員研修会】関係 ・企画立案、予算要求、県教委及び私学担当部署と連携した募集、教員の国民生活センター派遣、派遣対象者と連携しての県内フィードバック研修実施など 【5. 消費者団体等交流会】関係 ・連携先との個別ヒアリング、交流会講師等の選定交渉、運営の事業者委託事務など 【7. 消費者教育関係教科研究会等の役員会における消費者教育に関する説明】関係 ・各連携先との調整、役員会での説明 【8. 消費者教育推進連絡会議】関係 ・名簿の手入れ、会議の招集、会議での説明及び意見交換 【9. 消費者教育実践研究委託事業】関係 ・募集、事業採択、委託契約 【10. 教員向け情報誌「すくすく消費者」の企画編集】関係 ・企画立案、印刷手配、県教委及び執筆者への原稿依頼、配達 ※1～3、6は個別の担当者による。	※左記の活動(詳細)の見出し番号は、教育・啓発事業一覧の通り番号と対応 ※消費者教育担当職員とは別に、消費生活相談員の中に高校家庭科教員経験者がおり、各学校に対する消費者問題出前講座の実施やその働きかけに関与している。
33	岡山県	消費者教育コーディネーター	消費者教育コーディネーター(消費生活相談員)	定数外職員	講座・研修会での講演 ・教育委員会、学校、企業、地域等が実施する消費者教育講座で講演し、消費者教育の必要性を働き掛ける。 各種教材の作成 ・消費者教育教材作成研究会での協議を取りまとめながら、関係機関との調整を図り、大学生や教員が講師となる小中高校でのモデル授業を実施し、発達段階別消費者教育教材を作成 消費者教育について関係機関との連携 ・岡山市消費者教育推進地域協議会委員 ・市町村、大学、弁護士会、司法書士会、教育委員会等が実施する消費者教育を指導・支援 消費者教育の担い手育成(助言) ・小・中・高の家庭科教育部会等と連携して、学校における消費者教育授業を指導・支援、教員免許更新講座等の提案 消費者教育の企画・調整 ・小・中学校家庭科教育研究会において新学習指導要領に基づく学習指導案作成・助言 高齢者の消費者被害未然防止対策事業 ・独居高齢者宅への情報提供について連携・協働	

36	徳島県	本課消費者教育担当	消費者教育担当職員(高校教員)	定数内職員	各種教材の作成 ・多様な主体と連携し、学校で活用できる教材の作成(中学生向け教材の作成) 各種イベントの企画 ・小学生・中学生、保護者を対象としたエシカル消費推進イベントを県内外で開催 ・とくしま「消費者教育人材バンク」による講演・出前授業のコーディネート 消費者教育の担い手育成(講演等) ・県教育委員会と連携し、高校教員、中学校教員を対象とした研修会を開催、講師も担当、国民生活センター研修講座の講師 消費者教育全般にわたる調整、関係機関等との連携 ・県教育委員会と連携し、消費者庁作成教材「社会への扉」を活用した授業を県内全高校・特別支援学校・高等専門学校で実施 ・徳島県消費者教育推進計画の進行管理	
38	愛媛県	地域見守り活動促進コーディネーター	元警察官	定数外職員	市町の地域協議会設置に向けた各市町のニーズ把握 市町の地域協議会設置に向けた各市町の相談対応 先進事例の情報収集 先進事例の情報及び各市町の現況を収集分析し、各市町の消費者行政担当課や関係する保健福祉担当課等へ消費者安全確保地域協議会の概要等の説明、設立に向けた具体的な検討を促進するなど、働き掛けをしている。	
	愛媛県	消費者教育推進専門員	元中学校家庭科教員	定数外職員	消費者教育全般にわたる調整、関係機関等との連携(市町支援) ・県内の学校や技術・家庭科部会、各種団体に出向いて、出前講座の実施について働き掛け 市町の担当課へ情報提供 研修会・講座の企画、実施 ・県内の学校において出前講座を企画・実施 ・市町の消費者啓発担当者向け研修会の企画 各種教材の作成 ・小中学生向け教材及び指導書の作成、教材を使った授業プランの紹介	
41	佐賀県	消費者教育コーディネーター	消費者教育担当職員 :元行政職員(県教委での勤務経験(2年間)あり。知事部局の私立学校支援課での勤務経験(1年半)あり。)	定数外職員	消費者教育推進計画の推進 ・学校等が実施する消費者教育講座に講師(消費生活相談員等)を派遣する事業推進のため、学校等と講師の連絡調整を行う。 消費者教育に関する市町・関係機関との連携支援 ・県教委の学校教育担当課や知事部局の私立学校支援部局との連絡調整を行う。 ・消費者教育に携わる市町担当課職員や消費生活相談員等のスキルアップ研修の企画・運営を行う。 ・県内大学と連携し、大学生による消費者教育推進リーダー養成に取り組む。	
42	長崎県	消費者教育推進員	消費者教育推進員	定数外職員	研修会・講座の企画 ・教員・相談員向け研修会の企画及び実施 教材の作成 ・中学生、高校生向けの副教材の作成 消費者教育に関する関係機関等との調整 ・高校校長会等での授業支援をめぐる事業説明 ・授業実施に当たって市町相談員と中学校教員とのコーディネート	

政令市において配置する消費者教育コーディネーターの現状について

(平成30年度地方消費者行政の現況調査を基に、平成30年12月に消費者庁において追加調査を実施して作成)

自治体コード	自治体名	名称 (職名・担当名を含む)	本職 (元職を含む)	採用形態	活動(詳細)	備考
011002	札幌市	本課消費者教育担当	消費者教育担当職員	定数内職員	消費者教育コーディネート機能は、本市の消費者教育担当の職員が担っており、講座や啓発などの消費者教育全般にわたる企画及び調整、関係機関等との連携を行っている。	
041009	仙台市	消費生活センター 消費者教育担当	消費者教育担当職員 (消費生活センター行政職員及び消費生活相談員)	定数内職員	各種教材の作成 ・小学生、中学生や若者、家庭向けの各種教材を作成 児童・生徒・学生対象の出前講座の企画 ・小・中・高等学校のほか、特別支援学校や大学・専門学校で消費者教育出前講座を実施 学校における消費者教育推進のための支援(教員向け研修の開催等) ・教育センターと共に、市内小・中・特別支援学校の教諭を対象とした消費者教育研修を開催。新任2年目・4年目の教諭を対象とした研修会では、消費者教育に関する講義を実施 消費者教育全般にわたる調整、関係機関等との連携 ・学校や教育センター等、関係機関との調整・連携を行い、①～③の事業を実施	
111007	さいたま市	行政職員	行政職員	定数内職員	消費者教育全般にわたる調整、関係機関等との連携等 ・教職員の研修や校長会等に参加し、センターとの連携依頼や出前講座の活用依頼を行う ・市教育委員会担当課との連携	消費者被害防止サポート一事務担当者
121002	千葉市	消費者教育コーディネーター	元教員	定数外職員	学校現場の支援 ・教員に対する消費者教育に関する助言・情報提供 ・センター職員等の派遣に関する連絡調整 教育委員会等との連携 ・センターが主催する教育委員会職員をメンバーとする消費者教育ワーキンググループ用資料作成及び参加 ・教育委員会が実施する教員を対象とする研修における講師 消費者教育教材の検討 ・家庭科等授業で使用する貸出用マグネット教材の作成 ・授業案の作成 ・小学校配布用のおこづかいのや中学校配布用のクリアファイルに関するデザイン検討 児童・生徒向け講座の企画・運営 買い物をテーマとした小学校低学年を対象とした夏休み講座の企画・運営・保護者向け講座の講師(講座に従事する教員の手配等、教育委員会及び学校との調整を含む) センター内の消費生活相談員が実施する講座の支援 巡回講座に従事する相談員を対象とした消費者教育に関する研修における講師	
141003	横浜市	消費経済課職員	行政職員	定数内職員	教材の作成 ・市教育委員会と連携し、学校向けの消費者教育教材を作成 ・大学生のアイディアを活用し、若者向け消費者教育教材を作成 学校、PTAへの講師派遣(出前講座実施) ・市立小中学校の校長会等に出向いて、出前講座の実施について働き掛け ・申請者が希望する出前講座のテーマに応じた講師の選定 ・必要に応じて、出前講座の内容について、申請者・講師との打合せを実施	
141003	横浜市	消費経済課職員	行政職員	定数内職員	町内会・民生委員への講師派遣(出前講座) ・区役所地域振興課及び福祉保健課を通して町内会・民生委員等に、出前講座の実施について働き掛け ・町内会・民生委員等から出前講座の申込みを受け、依頼の内容に基づき講師派遣団体へ連絡し講師を派遣 ・事業実施後は参加人数や感想等、依頼者からの報告を参考に、次年度の実施について検討	
141003	横浜市	消費経済課職員	行政職員	定数内職員	事業者との連携(見守りの担い手) 各連携事業者と定期的に連絡をとり、啓発物品の配布に関する調整を行う。 <連携内容> ・事業者が業務を通じて関わりのある、市内在住の高齢者に対し、消費生活総合センターの相談先が記載された名刺サイズの「お助けカード」等を手渡すことで、センターの周知を図る。平成30年12月1日時点で、市内6事業者との連携を実施。	
221007	静岡市	消費者教育推進員	消費者教育担当職員(主に学校担当) :元小学校教員(38年勤務、市校長会・市教育委員会からの推薦)	定数外職員	消費者教育推進校での啓発活動 ・学校や教育委員会との連絡調整 ・生徒及び保護者向けのお便りやアンケートの作成 ・家庭科授業の支援(教材の貸出、TTでの授業支援等) ・その他講座の開催(外部講師の派遣、資料作成等) 講座の企画・運営 ・放課後児童クラブや自治会等での出前講座の講師 ・消費生活センター主催の講座の運営(講師との連絡調整、資料作成、講師の補助等) 啓発資料等の作成 ・出前講座や消費生活センター主催の講座やイベントで配布する啓発資料の作成 ・中学生向け消費者教育副教材の中学校における活用支援	
221007	静岡市	消費者教育推進員	消費者教育担当職員(主に地区担当) :公募	定数外職員	消費者教育推進地区での啓発活動 ・戸別訪問による消費者トラブルの聴き取りや啓発活動 ・推進地区で配布するお便りの作成 ・自治会・町内会の組長会でのミニくらしの出張教室の開催 講座の企画・運営 ・自治会等での出前講座の講師 ・消費生活センター主催の講座の運営(講師との連絡調整、資料作成、講師の補助等) ・講座修了生(地域の消費生活センター)の活動支援 啓発資料等の作成 ・出前講座や消費生活センター主催のイベントで配布する啓発資料の作成	
221309	浜松市	消費者教育コーディネーター	消費生活センター職員 :元行政職員(再任用職員)	定数外職員	地域における消費者教育の推進 ・フェアトレードタウン認定に関する府内調整 ・フェアトレードタウン推進団体との連携 ・フェアトレード大学との連携 ・民生委員との意見交換の実施(情報提供) 消費者教育推進協議会の開催 ・議題の調整と資料の作成 ・委員間の連携促進に向けた働き掛け	
221309	浜松市	消費者教育コーディネーター	非常勤職員 :元小中学校校長(家庭科教員) (前職コーディネーターからの紹介、元浜松市消費者教育推進地域協議会委員)	定数外職員	学校等における消費者教育推進事業 ・教育委員会との調整(協力依頼) ・教材作成に当たり、内容等について、教職員、弁護士、司法書士、委託事業者等との検討会を実施し作成 ・教材活用状況について、アンケート調査の実施 ・小中学校の家庭科研究会への参加 ・浜松市教育委員会の「はままつ人づくりネットワークセンター」に講座の登録をし、小中学校等からの依頼により、出前授業を実施 消費者教育全般にわたる学校等との連携 ・消費者教育用DVDの周知及び貸出業務 ・くらしの情報eライフ(市民向け)を作成し、家庭科関係者にも配布	平成30年度は、教育委員会と連携、調整し、給食メニューにフェアトレード商品(ごまーごまのふりかけ、ごま油→豚汁)を提供した。小学校5校・中学校2校・幼稚園6園をモデル校として実施した。モデル校にフェアトレード資料を配布し、フェアトレードについての理解を広めた。代表校1校については、フェアトレードに関する授業を実施。

231002	名古屋市	消費生活指導員(消費者教育担当)	元校長	定数外職員	学校等における消費者教育にわたる調整、関係機関との連携 ・小学校・中学校における消費者教育コーディネーター派遣事業の企画及び調整 ・特例子会社・養護学校、特別支援学級における消費者教育コーディネーター派遣事業の企画及び調整 ・幼稚園・保育園におけるこども消費者教室の企画及び調整 ・消費者教育教員セミナーの実施 ・家庭科研究部会、社会科研究部会に出向いて消費者教育の進め方の説明及びコーディネーター派遣事業の実施について働き掛け	
231002	名古屋市	消費者教育コーディネーター	公募(消費生活アドバイザー等の有資格者)	定数外職員	学校における消費者教育を推進するため、小中学校等の教科担当の教員と連携して、社会科、家庭科等の授業の中で消費者教育を行う ・小学校・中学校における消費者教育コーディネーター派遣事業の実施 ・特例子会社・養護学校、特別支援学級における消費者教育コーディネーター派遣事業の実施 ・幼稚園・保育園におけるこども消費者教室の実施 ・各種啓発教材・資料の企画・作成	
281000	神戸市	いきいきトーク講師	消費生活相談員	委託先職員	消費者被害情報の提供・啓発 地域や学校、企業等に出向いて、講座形式やトーク形式により開催し、情報提供・啓発を行う	
281000	神戸市	消費生活マスター	消費生活専門相談員、消費生活アドバイザーなど	その他	各種教材の作成 ・啓発DVDやリーフレット、書籍の製作 講座の企画 ・消費生活講座の企画、講演 ・出前講座講師として地域に出向き啓発を実施 各種媒体への消費者関連記事寄稿など ・婦人会機関紙「婦人神戸」に消費生活マスター通信を掲載 ・「KOBE暮らしのレポート」の発行	請負契約
331007	岡山市	消費者教育推進員	嘱託職員 :元小学校校長・幼稚園園長(兼務)。教育委員会からの紹介により、平成28年度から採用。	定数外職員	教員・生徒に対する消費者教育の実施 ・市内公立小学校・中学校教員向け消費者教育悉皆研修の企画及び講師 ・家庭科、社会科の教科研等への消費者教育研修の働き掛け ・出前講座(学校、公民館、青少年育成協議会)の企画及び講師 消費者教育に関するイベントの実施補助 ・短大と連携した「キッズタウン」の実行委員 ・環境保全課、ESD推進課と連携した「いきものフェスタ」の補助 消費者教育推進計画の策定補助 ・計画策定事務 ・消費者教育推進地域協議会の連絡調整	
341002	広島市	主事(シニア)	元学校教員	定数内職員	講座の企画・運営 ・小学生対象の消費者教育啓発学習の学習会やイベント出店の企画・運営 啓発資料の作成 ・小中学生向けの啓発チラシを作成し、各学校に送付 教材・啓発資料等の提供 ・小中学校に啓発資料を送付。小中高等学校へメール配信により情報提供 教育委員会・学校等との連絡・調整など ・教育委員会との連携。小中学校家庭科部会研修会で啓発。小中高等学校や各施設への訪問	
401005	北九州市	本課消費者教育担当	消費者教育担当職員	定数内職員	各種教材の作成 出前講座、街頭啓発、市内消費者向けイベント等での啓発物配布	
401307	福岡市	消費生活センター教育啓発係	消費生活センター教育啓発係職員	定数内職員	各種教材の作成 ・福岡市中学校技術・家庭科研究会と打合せを実施し、副教材を選定、講座資料を作成。 研修会・講座の企画 ・市立中学、市立高校、市立大学専門学校に対して出前講座の実施について働き掛け ・福岡市中学校技術・家庭科研究会に教員向け研修の実施について働き掛け 消費生活センターの育成・活動支援 ・地域において高齢者等の見守りの役目を担う人材を育成し、活動の支援を行う	

消費者教育・啓発・広報事業一覧(消費者教育コーディネーター設置都道府県)

(平成30年度地方消費者行政の現況調査を基に、平成30年12月に消費者庁において追加調査を実施して作成)

自治体コード	自治体名	実施主体	通し番号	事業の名称	事業の目的	事業の概要				開催実績		
						テーマ	内容	対象者	連携先	日時・場所等	実施回数	参加人数
2	青森県	センター	1	消費サポーター研修会	消費者被害に遭いそうな方や被害に遭った方を消費者相談につなぐ役割を担う人材の拡充を図る。	悪質商法被害の多い若年層や高齢者に接する機会の多い者を対象にした研修会	・消費者の自立と法律 ・消費者トラブルの現状 ・地域の見守りの活動について	悪質商法被害の多い若年層や高齢者に接する機会の多い者	特定非営利活動法人青森県消費者協会	・年1回 ・県内5地域	5	96
			2	消費生活大学講座	消費生活に関する問題を把握するとともに、多様な社会生活に自主的・合理的に対応し行動するために必要な知識を継続的に学習する場として、連続講座を開催する。	消費生活に関する問題、多様な社会生活に自主的・合理的に対応し行動するために必要な知識を学習する連続講座	同左	一般県民	特定非営利活動法人青森県消費者協会	・5月～10月 ・県民福祉プラザ	6	1,521
			3	移動消費生活講座	各市町村、学校、消費者団体等からの依頼により講師を派遣し、消費生活に関する講座を開催する。	依頼団体の年齢構成・ニーズ等に応じテーマを設定	同左	一般県民	特定非営利活動法人青森県消費者協会 各市町村、学校、消費者団体等	・4月～3月 ・県内各地	84	4,566
			4	ホームページによる情報発信	消費生活に関する情報を提供する。	消費生活相談情報の提供	・最新の消費生活相談事例 ・悪質商法等に関する緊急情報など	一般県民	特定非営利活動法人青森県消費者協会	・随時	—	—
			5	大学・高等学校等における消費者教育実践モードル事業	各学校等における消費者教育の充実を図る。	学校における消費者教育の推進	大学・高校・特別支援学校でのモデル的取組	教員・学生・生徒	特定非営利活動法人青森県消費者協会 県内大学、高等学校、特別支援校	大学、各県立学校	17	1,293
			6	消費者教育セミナー	教員の指導力の向上	教員のための消費者教育セミナー	講演・実践報告 グループワーク	教員等	特定非営利活動法人青森県消費者協会 県内高等学校、特別支援校	・平成29年11月13日 ・県民福祉プラザ	1	89
			7	寸劇による消費者教育推進事業	具体的な事例を寸劇で見て、消費者被害防止のための知識を高める	依頼団体の年齢構成・ニーズ等に応じテーマを設定	同左	学校、消費者団体等	特定非営利活動法人青森県消費者協会 各市町村、学校、消費者団体等	・4月～3月 ・県内各地	45	2,855
			8	展示事業	消費生活情報提供コーナーの設置	消費生活情報の提供	・図書閲覧コーナー ・ビデオライブラリー ・パネル・ビデオ	一般県民	特定非営利活動法人青森県消費者協会	・随時 ・県民福祉プラザ	—	—
			9	消費者フォーラムの開催	地域の消費者問題等について意見交換することで被害防止を図る	消費者トラブルのない地域を目指して	・基調講演 ・実行委員からの発表	地域住民	特定非営利活動法人青森県消費者協会 消費者団体、町内会、商店街等の地元団体	・平成29年9月5日 外ヶ浜町 ・平成29年10月28日 むつ市	2	234
			10	各種広報媒体を活用した広報事業	各種広報媒体を活用することで特殊詐欺や悪質商法について注意喚起を行うとともに、消費生活センターの認知度向上を図る	消費者被害の救済や未然防止	・テレビCM ・ラジオCM ・新聞広告 ・シネアド(映画館) ・大型商業施設でのキャンペーンなど	一般県民	特定非営利活動法人青森県消費者協会 県警察、交通機関、医療機関、金融機関、大型商業施設、コンビニ等	・12月～1月	—	—
3	岩手県	センター	1	消費生活セミナー(小学生親子教室)	若年層における消費者トラブルを未然に防止するため、有用な情報や教育機会を提供する。	親子で学ぶ金銭教育	お金の大切さを学ぶ	一般県民	県教育委員会、各小学校、金融広報委員会	・平成29年7月28日(9:30～11:30、13:30～15:30) ・平成30年1月11日(10:00～12:00) ・盛岡市	2	139
			2	金融経済セミナー	高校生等を対象に、商取引・金融等に関する基礎知識、悪質商法への対処方法等の啓発を行う。	クレジットカードや悪質商法によるトラブル等	左記テーマに基づく講義(岩手県金融広報委員会、県教育委員会との共催)	高校生等	県教育委員会、各高等学校、金融広報委員会	・随時 ・県内各地	48	4,504
			3	消費者教育推進事業(学校訪問)	多様な主体との連携による消費者教育の推進を図る	消費者教育実践に係る情報提供	消費者被害の未然防止、消費者教育教材の紹介等、消費者教育に関する情報提供	学校、消費者団体等社会教育機関等担当者	県教育委員会	・随時 ・県内各地	103	103
			4	消費者教育推進事業(知的障がい者等金銭管理支援事業)	多様な主体との連携による消費者教育の推進を図る	消費者教育実践に係る情報提供	知的障がい者等金銭管理支援に係る情報提供及び啓発	障がい者福祉事業所等、知的障がい者等支援者	県教育委員会、各支援学校、NPO法人、支援団体	・平成29年12月 一関地区自立支援協議会 ・平成30年2月 大船渡保健福祉環境センター	2	62
			5	消費生活セミナー(専門学校生)	若年層における消費者トラブルを未然に防止するため、有用な情報や教育機会を提供する。	金融経済、消費者トラブルの情報提供	金融広報アドバイザー、消費生活相談員の講義	専門学校生	金融広報委員会、各専門学校	・平成29年4月 1校2回	2	51
			6	消費生活出前講座	悪質商法等による消費者被害の未然防止を図るために、各市町村の自治会等からの要請を受け、出前講座を実施することにより、消費者被害のない地域づくりを進める。	消費者被害の未然防止	左記テーマに基づく講義	一般県民等	—	・随時 ・県内各地	26	1,447
			7	食の安全安心出前講座	県民の食品に対する理解の増進を図る	食品表示、食中毒、放射性物質等	講演、パネルディスカッション、意見交換	一般県民等	—	・随時 ・県内各地	41	2,410
			8	食の安全安心リスクコミュニケーション	県民の食品に対する理解の増進を図る	食品表示、ノロウイルス、加工食品、食物アレルギー	講演、パネルディスカッション、意見交換	一般県民等	市保健所	・随時 ・県内各地	4	730

自治体コード	自治体名	実施主体	通し番号	事業の名称	事業の目的	事業の概要				開催実績		
						テーマ	内容	対象者	連携先	日時・場所等	実施回数	参加人数
6	山形県	双方	1	消費生活講座	消費生活に必要な知識や悪質商法等について周知	消費生活全般	講話、DVD、ロールプレイング等	幼児・小・中・高・大学生、勤労者、一般消費者、高齢者、地域指導者	・【土日祝日の消費生活出前講座講師】県消費生活センター ・【出前講座周知協力】県教育庁・県私立高校所管部局	・随時 ・県内各地	175	6,147
	双方	2	消費生活センター研修会	センターのレベルアップのため	消費生活全般	講話・意見交換	消費生活センター	—	・平成29年6月23日 ・山形県庁	1	33	
	双方	3	消費生活リーダー研修会	消費生活リーダーのレベルアップとネットワーク化のため	消費生活全般	講話・意見交換	消費生活センター、消費者団体、市町村行政職員、社会福祉協議会、包括支援センター	・【講師依頼】県内市町村、(独)製品評価技術基盤機構東北支社、山形県警、消費者団体、(公財)日本訪問販売協会、(独)国民生活センター(平成30年度)、(公財)日本通信販売協会(平成30年度)、県内弁護士(平成30年度) ・県福祉部局(平成30年度)	・随時 ・県内各地	4	162	
	双方	4	新聞への原稿提供	消費生活に必要な知識や悪質商法等について周知	消費生活全般	読売、山形新聞への原稿提供	県民	・【原稿内容確認】県環境施策関係部局等(平成30年度)	毎月隔週	23		
	双方	5	消費者月間パネル等展示	消費生活に必要な知識や悪質商法等について周知	消費生活全般	消費生活センターの広報 悪質商法の手口と対処法	県民	県内消費生活センター	・5月 ・県内各消費生活センター	4		
	双方	6	消費者教育推進担当職員研修会	県と市町村の消費者教育担当職員とのネットワーク化と情報交換	消費生活全般	講話・ワークショップ・グループ別発表会	県と市町村の消費者教育担当職員	・【講師依頼】(公財)消費者教育支援センター ・県内市町村消費者行政部局	・平成30年1月12日 ・山形県職員育成センター2階	1	22	
8	茨城県	双方	1	高齢者見守り事業	見守り協力者(福祉関係者等)に高齢者の被害の特徴等を情報提供し、地域での見守りを推進することにより、消費者被害の未然防止や早期発見を推進	高齢者見守り活動協力者(福祉関係者等)に対する消費者教育の充実	消費者トラブルに遭いやすい高齢者の消費者被害の未然防止や早期発見を図るため、高齢者と関わる機会の多い福祉関係者に対して、高齢者に係る消費者被害の特徴等を情報提供。	民生委員、訪問介護関係者等	民生委員協議会各種団体等	・随時 ・県内各地	9	386
	センター	2	いばらきくらしのセミナー	一般県民等に対する消費生活知識の普及や消費者トラブルの未然防止の推進	高齢者を狙う悪質商法と対処法 若者を狙う悪質商法と対処法 子供の携帯トラブルなど	消費者契約に関する基本的な知識の習得や消費者被害の手口等に関する啓発を図るため、各種団体、学校、事業者等が主催する研修会等に消費生活相談員OB等の消費者教育講師を無料で派遣。	一般県民	小中高等学校企業各種団体市町村等	・随時 ・県内各地	131	11,432	
	センター	3	消費者教育啓発講座	消費者教育の担い手に対する研修会の実施により、消費者教育に必要な知識や実務能力の習得を促進	消費者教育を行うための専門知識 地域で取り組む消費者教育など	市町村相談員や民生委員等が地域における消費者教育の担い手となるよう、専門機関の講座の企画、運営等を委託し、消費者教育に関する研修を実施。	県・市町村消費生活相談員、民生委員、介護職員など	—	相談員向け 12月 水戸 10月、11月 土浦 民生委員等向け 11～12月 県内各地	11	251	
	センター	4	夏休み親子生活教室	小学生及びその保護者等における消費生活への関心向上	食品の原材料、食品表示や節電の大切さについてなど	簡単な実験や体験学習を行う講座を通して、適切な商品を選択する目を養い、消費生活への関心を向上。	小学生及びその保護者等	—	・7月26日、31日(3回) ・県消費生活センター	3	88	
	センター	5	高齢者向け悪質商法・ニセ電話詐欺被害防止キャンペーン	高齢者の特殊詐欺被害防止を図る消費者被害や詐欺被害の未然防止に向けた啓発	関東甲信越ブロック都県政令市、県警察本部及び県内市町村との共同実施による高齢者被害の未然防止	高齢者における消費者被害の未然防止を図るため、共同リーフレット・ポスターや啓発物品の作成・配布及びラジオ・新聞による啓発の実施。	一般県民	関東甲信越ブロック都県政令市県警察本部県内市町村	・9月 ・県内	—	—	
	センター	6	若者向け悪質商法被害防止共同キャンペーン	若者の消費者被害の未然防止に向けた啓発	関東甲信越ブロック都県政令市、県警察本部及び県内市町村との共同実施による若者を中心とした被害の未然防止	若者における消費者被害の未然防止を図るため、共同リーフレットの作成・配布及びラジオ・新聞による啓発の実施。	一般県民	関東甲信越ブロック都県政令市県内市町村	・1～3月 ・県内	—	—	
	本課	7	ラジオ広報	消費者トラブルの未然防止に向けた啓発	消費者トラブルの未然防止	相談窓口やよくある相談事例等について紹介し、消費者トラブルの未然防止を図るため、茨城放送のラジオCMを実施。	一般県民	—	・随時 ・県内	96	—	
12	千葉県	センター	1	市町村等消費者教育コーディネーター育成講座	地域等において消費生活に必要な知識や情報の普及啓発等を担える人材を育成する	・消費生活の向上を図るために必要な基礎知識 ・消費者問題の基礎知識 ・契約の基礎知識 ・コーディネーターの役割を考える ・効果的な講座のやり方等	一般県民(将来的にコーディネーターとして活動する意思のある方、消費生活に関する知識の習得を目指す方)	—	・平成30年1月13日～3月3日(平日、土曜コース各6日間) ・千葉県消費者センター	2	107	
	センター	2	消費生活センター養成講座	地域の中で消費生活のサポート役として活動できる人材の育成	・消費者問題 ・消費者の自立と法律 ・地域の見守り活動について	・相談事例と対処法 ・地域の見守り活動の必要性 ・センターの活動事例等	一般県民(センターとして活動する意思のある方、消費生活に関する知識の習得を目指す方)	—	・10月、11月 ・千葉県消費者センター、君津市生涯学習交流センター	2	123	
	センター	3	教員対象公開講座	学校における消費者教育の推進を図る	・成年前に覚えておきたい契約・クレジットのしくみ ・気をつけたいインターネットの使い方・考えて行動する消費者を育てるために	・契約とクレジットの仕組みについて ・スマートフォンとインターネットの利用等について等	教員	—	・平成29年8月3日、8月9日 ・千葉県総合教育センター	2	158	
	センター	4	消費者自立支援講座	消費生活の安定、主体的な消費者の育成、情報支援等消費者啓発の推進	・知っておきたい消費者知識 ・携帯・スマートの安全な使い方等	契約トラブルについて	高齢者、学生等	—	・随時 ・県内各地	41	4,882	
	センター	5	若者向け消費者教育普及事業	県が発行している若者向け消費者教育のための冊子「オトナ社会へのパスポート 知っておきたいこれだけは!」及びこれに付随する教材を活用した授業や講座を実践するとともに、教員や消費生活相談員等を講師として養成する。	消費生活に関する基本的な法律知識やインターネット、マネーラップルについての対処法	①契約 ②インターネット ③マネー ④法律	高校生、教員	—	・随時 ・県内各地	51	1,993	
	本課	6	多重債務問題対策キャンペーン	多重債務相談窓口等の周知を図る	多重債務相談窓口の周知	啓発物資の配布、呼びかけ	千葉大学生	—	・平成29年11月27日 ・千葉大学西千葉キャンパス大学会館前広場	1	11	

自治体コード	自治体名	実施主体	通し番号	事業の名称	事業の目的	事業の概要				開催実績		
						テーマ	内容	対象者	連携先	日時・場所等	実施回数	参加人数
		本課	7	消費者フォーラムin千葉	消費者団体の活動成果の発表及び交流の場として、消費者団体などで構成する実行委員会方式により開催	学んで、つながり、行動しよう～安心して暮らせる消費者社会～	・基調講演「市民参加で悪徳商法を撃退する～誰もが安心して暮らせるまちづくり～」 ・事例発表、パネル展示	一般県民	消費者団体	・平成29年5月23日 ・千葉市文化センター	1	287
15	新潟県	センター	1	消費生活講座	暮らしに役立つ知識や最新の消費生活情報を提供するため、講座や学習会に講師を派遣	・消費者被害防止 ・昨今の相談内容とトラブル事例など	悪質商法の被害にあわないと、また、被害にあってしまった場合の対処方法の学習など	地域のグループなどで自主的に取り組む団体	市町村	・随時 ・県内各地	18	484
		センター	2	大学・専門学校等での出前講座	若者に対する悪質商法被害の未然防止のため	・日常生活の中の契約トラブル ・消費者センスを高めよう！ ・賢い消費者をめざす 等	最近の若者に多いトラブル事例を紹介し、それぞれの手口と対策について考えるとともに、消費者契約に関する基本的な知識の習得	学生	県内大学及び専門学校	・随時 ・県内各地	7	493
		センター	3	消費者力アップ講座	商品・サービスを見極める確かな目を養い、消費者の自立を支援	・収納の工夫 ・美とサブリメント ・金融犯罪の手口と対策	講演など	一般消費者	—	・平成29年9月14日、10月2日、11月1日 ・県センター	3	98
		センター	4	簡易テスト講座	暮らしに役立つ知識を実際に実験してもらい、知識をさらに深めてもらうための講座	・旨い！でもその塩分は大丈夫？ほか	・食品に含まれる糖分の知識 ・輸入かんきつ類の防かび剤について	概ね10人以上のグループ	—	・随時 ・県センター	4	60
		本課	5	消費生活サポート一派遣による出前講座	県内の公民館や学校に派遣し、消費者向けの講座を実施することで、各地の消費者が悪質商法の被害に遭わないよう、基礎的な消費者知識の普及を図る	・賢い消費者になるために ・消費者被害にあわないと、など	消費者を対象とした悪質商法の手口や最近の事例紹介、トラブル防止啓発、相談窓口の周知など	地域のグループなどで自主的に取り組む団体	県消費者協会 消費生活サポート一	・随時 ・県内各地	122	4,320
		本課	6	食から持続可能な社会の形成を考える学習会	食の安全・安心について学び、自らの消費行動が社会、経済、環境に影響を及ぼし得ることを自覚し、持続可能な社会の形成に向け積極的に参画する意識を醸成する。	食に関連した持続可能な社会の形成に関する情報提供	・県特別栽培農産物認証制度の解説と生産者施設の見学他 ・銀ザケ海面養殖と環境保全農業の解説と生産者からの説明 ・畜産安心ブランドについての解説と生産者からの説明	一般消費者	県生活協同組合連合会	・7月15日 新潟市 ・10月14日 佐渡市 ・12月13日 新潟市 ・11月19日 糸魚川市	3	94
		本課	7	高校生のための消費生活講座	高校生を対象とした消費生活講座を実施することにより、若者を狙った悪質商法被害、クレジットトラブル等の消費者トラブルを防止する。	・契約の基礎知識 ・若者に多い消費者トラブル ・クーリング・オフ ・消費者信用(クレジットカード)など	有識者による講演	高校生	県金融広報委員会 県教育委員会 県私学所管部局 各高等学校等	・随時 ・県内高等学校	63	8,925
		本課	8	「環境にやさしい生活」出前講座	ごみの減量化を推進し、環境負荷を軽減するため、環境にやさしいライフスタイルの定着を図る。	・ごみ減量の3R ・省エネルギー ・エコ工作 など	有識者による講演、体験学習	小中学生、一般消費者	市町村 県教育委員会 県私学所管部局、県福祉部局 各小中学校、放課後児童クラブ、公民館	・随時 ・県内各地	50	2,402
		本課	9	高齢者消費者被害防止のための学習会	高齢者被害防止に向けた取組を促進するため市町村で学習会を開催	高齢者消費者被害防止	有識者による講演、体験学習意見交換	区長等	NPO法人消費生活ネットワーク新潟 弁護士会 県警察 県消費生活センター 消費生活サポート一	・随時 ・県内各地	4	81
		本課	10	若年者への消費者教育関係機関・団体との情報交換会	高等学校等における実践的な消費者教育の推進に關係する機関・団体との情報交換会を開催し、各機関・団体の取組について情報と課題を共有	高等学校等における若年者への実践的な消費者教育の普及促進	関係機関・団体との情報・課題共有	県教育委員会、県私学所管部局、県金融広報委員会、県弁護士会、県司法書士会、県労働金庫	県教育委員会 県私学所管部局 県金融広報委員会 県弁護士会 県司法書士会 県労働金庫	・10月23日 ・県消費生活センター	1	13
19	山梨県	センター	1	出前講座(小・中・高校向け)	自立した消費者として、健全な社会生活への対応が図れるよう消費生活に関する知識の普及啓発を図るとともに、悪質商法等の被害の未然防止・拡大防止のため消費生活に関する知識の普及啓発を図る。	・ネットトラブル ・消費者トラブルに巻き込まれないために ・上手に使おうお金や物	県内小・中・高校(のべ61校4,071人)に対し、自立した消費者となるための基礎の養成及び学校現場で需要の高い情報を提供。	県内小・中・高校生	県教育委員会(義務教育課、高校教育課)、私学・科学振興課、各小中高校	・4月～3月 ・県内各地	61	4,071
		センター	2	出前講座(若者向け)	自立した消費者として、健全な社会生活への対応が図れるよう消費生活に関する知識の普及啓発を図るとともに、悪質商法等の被害の未然防止・拡大防止のため消費生活に関する知識の普及啓発を図る。	・若者と消費者トラブル ・若者とネットトラブル ・賢い消費者になるために ・山梨県の消費者行政	県内高校、大学、就学支援センターの要請を受けて実施	県内卒業前高校生、新社会人、大学生	県教育委員会(義務教育課、高校教育課)、私学・科学振興課、各小中高校義務教育課、私学・科学振興課、各小中高校	・4月～3月 ・県内各地	13	2,642
		センター	3	出前講座(高齢者向け)	自立した消費者として、健全な社会生活への対応が図れるよう消費生活に関する知識の普及啓発を図るとともに、悪質商法等の被害の未然防止・拡大防止のため消費生活に関する知識の普及啓発を図る。	・最近の消費者トラブルの事例と対処法 ・見守りの大切さ ・家庭内の事故防止 など	県内高齢者関係団体(自治会、老人クラブ、生涯学習教室、病院等)の要請を受けて実施	高齢者	県内高齢者関係団体(自治会、老人クラブ、生涯学習教室、病院等)	・4月～3月 ・県内各地	49	1,214
		センター	4	出前講座(一般成人向け)	自立した消費者として、健全な社会生活への対応が図れるよう消費生活に関する知識の普及啓発を図るとともに、悪質商法等の被害の未然防止・拡大防止のため消費生活に関する知識の普及啓発を図る。	・最近の消費者トラブルの事例と対処法 ・見守りの大切さ ・消費者団体の推進 など	県内団体(自治会、金融機関、消費者団体、トラック協会、損保協会)の要請を受けて実施	団体構成員等	自治会、金融機関、消費者団体、トラック協会、損保協会	・4月～3月 ・県内各地	22	803
		センター	5	出前講座(見守り関係者講座)	自立した消費者として、健全な社会生活への対応が図れるよう消費生活に関する知識の普及啓発を図るとともに、悪質商法等の被害の未然防止・拡大防止のため消費生活に関する知識の普及啓発を図る。	・最近の消費者トラブルの事例と対処法 ・見守り力と高めるために ・消費者教育に関する情報交換 など	県内団体(市町村、ボランティア団体、デイサービスセンター、地域ケア会議、認知症地域連絡会、地域安全確保推進協議会)、福祉専門学校の要請を受けて実施	団体構成員等	市町村、ボランティア団体、デイサービスセンター、地域ケア会議、認知症地域連絡会、地域安全確保推進協議会、福祉専門学校	・4月～3月 ・県内各地	24	526
		センター	6	出前講座(教職員研修)	消費者教育の担い手を養成するため、消費者教育を担当する教職員を対象に研修会を開催。	・実践につながる消費者教育 ・家庭科における消費者教育の進め方 ・小中学生とネットトラブル	山梨大学、総合教育センター、市中学校家庭科サークル、市校長会の要請を受けて実施	教職員	山梨大学、総合教育センター、市中学校家庭科サークル、市校長会	・4月～3月 ・県内各地	4	75

自治体コード	自治体名	実施主体	通し番号	事業の名称	事業の目的	事業の概要				開催実績		
						テーマ	内容	対象者	連携先	日時・場所等	実施回数	参加人数
		本課	7	若者等を対象とした消費者啓発講座	大学生等に対する消費者教育により、若者等の消費者被害を防止する。	若年者(大学生等)向け消費者教育の推進	大学(山梨大学、山梨県立大学、都留文科大学、山梨英和大学、山梨学院大学、帝京科学大学)の依頼を受け、講師((一社)消費者力開発協会、(公社)消費者関連専門家会議、(公財)消費者教育支援センター、弁護士、司法書士、税理士、全国銀行協会、金融広報アドバイザー)を派遣	大学生	山梨大学、山梨県立大学、都留文科大学、山梨英和大学、山梨学院大学、帝京科学大学、(一社)消費者力開発協会、(公社)消費者関連専門家会議、(公財)消費者教育支援センター、県弁護士会、県司法書士会、県税理士会、全国銀行協会、県金融広報委員会	6月～翌1月	11	938
24	三重県	双方	1	平成29年度消費者啓発事業	様々な主体との連携により、県民に対し、消費者トラブルに関する啓発や相談窓口の周知等を行うことによって、消費者被害の未然防止及び消費者の自立支援を図る。	つながろう消費者～安全・安心なくらしのために～	街頭キャンペーン	一般消費者	みえくらしのネットワーク	・随時 ・県内各地	3	3,150
		双方	2	平成29年度消費者啓発事業	様々な主体との連携により、県民に対し、消費者トラブルに関する啓発や相談窓口の周知等を行うことによって、消費者被害の未然防止及び消費者の自立支援を図る。	つながろう消費者～安全・安心なくらしのために～	消費者月間記念講演会	一般消費者	みえくらしのネットワーク	・平成29年5月20日 ・アスト津	1	250
		双方	3	平成29年度消費者啓発事業	様々な主体との連携により、県民に対し、消費者トラブルに関する啓発や相談窓口の周知等を行うことによって、消費者被害の未然防止及び消費者の自立支援を図る。	つながろう消費者～安全・安心なくらしのために～	消費者出前講座	一般消費者	三重県金融広報委員会	・随時 ・県内各地	8	1,855
		双方	4	消費者啓発リーダー養成講座	地域における啓発活動を促進し、高齢者をはじめとする消費者被害の未然防止・拡大防止を図る。	消費者被害の未然防止・拡大防止	・最近の消費者トラブルの特徴 ・啓発講座の運営方法	一般消費者、福祉関係者など	消費者啓発地域リーダー(ボランティア)	県内3か所	3	36
		双方	5	消費者啓発リーダーフォローアップ講座	地域における啓発活動を促進し、高齢者をはじめとする消費者被害の未然防止・拡大防止を図る。	消費者被害の未然防止・拡大防止	高齢者の見守りについて	消費者啓発地域リーダー	消費者啓発地域リーダー(ボランティア)	県内4か所	4	34
		双方	6	青少年消費生活講座	高校生、大学生が契約の知識や消費者トラブルを未然に防止する。	消費者被害の未然防止・拡大防止	契約やクレジットに関わるトラブル事例	高等学校、大学	三重県金融広報委員会	・随時 ・県内各地	8	1,684
		双方	7	消費生活出前講座	高齢者等が契約の知識や消費者トラブルの実態等を知り、消費者トラブルを未然に防止する。	消費者被害の未然防止・拡大防止	悪質商法の予防と対処方法	一般消費者	三重県金融広報委員会	・随時 ・県内各地	12	426
		双方	8	こども消費者教育事業	子どもたちが消費生活に関する知識を楽しみながら身につけ、理解を深める。	お金や消費生活の仕組みについて楽しく学ぶ	・かえっこキッズタウン ・ぼくもわたしも消費者	児童	三重県金融広報委員会	・平成29年9月30日～10月29日 ・みえこどもの城	30	9,977
		双方	9	消費者啓発シネアド上映業務委託	消費者トラブルの未然防止	消費者被害の未然防止・拡大防止	・架空請求はダンコムシ ・消費者ホットライン188	一般消費者	—	・平成29年12月2日～平成30年3月2日 ・イオンシネマ東員、イオンシネマ鈴鹿、109シネマズ明和	11,830	203,858
		双方	10	消費者啓発テレビスポット放映業務委託	消費者トラブルの未然防止	消費者被害の未然防止・拡大防止	消費者ホットライン188	一般消費者	—	三重テレビ放送	53	－
26	京都府	本課	1	出前講座	消費者被害の未然防止を図るため、各種団体主催の研修会、大学、小中・高校等に消費生活相談員や職員を派遣	・悪質商法について ・高齢者の消費者トラブルについて ・スマホなどネットを活用したトラブル、マルチ商法 ・若い世代の相談やネットの危険など	・悪質商法の手口と対処法 ・悪質商法被害気づきのポイント ・スマホなどネットを活用したトラブル、マルチ商法 ・若い世代の相談やネットの危険など	福祉関係者、民生児童委員、社会人、高齢者、大学生、小・中・高校生・支援学校生	府教育委員会、各高等学校、各大学、京都府警察等	・随時 ・府内各地	375	18,185
		本課	2	京都府くらしの安心推進員スキルアップ研修	京都府くらしの安心推進員のスキルアップ	・災害時に備えておくべきこと ・災害時の消費者トラブルと対策	災害に連動して発生する消費者トラブル対処法や非常時に備え知っておくべきこと等	くらしの安心推進員登録希望者	京都府くらしの安心推進員(見守りセンター)	府内各地	5	34
		本課	3	消費者月間(5月)パネル展示	消費者、事業者、行政が一体となって消費者問題に関する啓発・教育に関する各種事業を集中的に実施	行動しよう 未来の消費者へ	消費生活パネル展	府民	京都くらしの安心・安全ネットワーク(消費者安全確保地域協議会)	5月1日～5月31日 乙訓総合庁舎 5月1日～5月9日 京都府庁 5月10日～5月23日 京都テルサ	3	1,000
		本課	4	くらしの安心・安全推進月間(10月)パネル展示	10月を「くらしの安心・安全推進月間」と位置づけ、消費者トラブルに関する講座やイベント等の啓発活動を集中的に実施	行動しよう 未来の消費者へ	消費生活パネル展	府民	京都くらしの安心・安全ネットワーク(消費者安全確保地域協議会)	9月28日～10月11日 京都テルサ 9月29日～10月3日 京都府庁 10月2日～10月31日 乙訓総合庁舎	3	1,000
		本課	5	京都エシカルフェア～子どもたちに伝えたい、思いやりのある暮らし～	「エシカル消費(倫理的消費)」の考え方を、府民に広く紹介・普及する	「エシカル消費(倫理的消費)」の紹介・普及	講演 ・トークセッション、ワークショップ 等	府民	京都エシカル消費推進ネットワーク	KBSホール	1	700
		本課	6	消費者と事業者の意見交換会	消費者と事業者が意見交換を行い、特殊詐欺対策のため消費者、事業者がどのような取組を行なべきかを考える	特殊詐欺対策について	・講演 ・ワークショップ	くらしの安心推進員等	京都府暮らしの安心推進員(見守りセンター)、事業者	福知山総合庁舎	1	9
		本課	7	消費者問題を狂言で考えよう	消費者トラブルの未然防止	消費者トラブルについて	・狂言 ・座談会	府民	京都市	金剛能楽堂	1	400
		本課	8	消費生活リレー講座2017	消費者トラブルの未然防止	・インターネット取引 ・食品ロス ・奨学金	・講演 ・ワークショップ	府民	府内市町村、消費者団体等	府内各地	6	73
		本課	9	消費者団体訴訟、集団的消費者被害回復制度等講座	消費者団体訴訟や集団的消費者被害回復制度等の周知・啓発	消費者団体訴訟、集団的消費者被害回復制度等	・講演	府民	適格消費者団体等	・市民交流プラザふくちやま ・京都司法書士会館	2	61
27	大阪府	センター	1	大学生による消費者教育事業	消費者として自立した判断能力を備え、社会に出たときには消費者市民社会の実現に向け積極的に活動を行うことができる力を持つ大学生を育成し、主体的な活動を促進することにより、府内における消費者教育を推進する	消費者問題	(1)大学生のボランティア活動のリーダー養成講座 (2)大学生による消費者教育・啓発に関するボランティア活動 (3)大学生間ネットワーク形成促進のための交流会	大学生	大学生期における消費者教育推進事業共同企業体(代表構成員:有限会社ダブル・ワーカス、構成員:産学協働材育成AICE)	・6月～2月随時	1	18
		センター	2	消費者フェア	広く府民に対し、楽しく親しみやすい企画で、消費生活の問題に触れることができる機会を提供する	楽しく学ぼう 消費者フェア2017～未来を拓く消費者市民社会～	消費者団体、事業者団体、行政による活動発表、手作り教室、パネル展示など	一般府民	行政、消費者団体、事業者団体等で実行委員会方式で開催	・11月3日 ・大阪府咲洲庁舎2階エントランスホール	1	3,178

自治体コード	自治体名	実施主体	通し番号	事業の名称	事業の目的	事業の概要				開催実績		
						テーマ	内容	対象者	連携先	日時・場所等	実施回数	参加人数
		センター	3	消費者問題講演会	広く府民に対し、消費生活の問題に触れることができる機会を提供する	その話、ホントに信じていいの？～非科学的な情報はなぜなくならないか～	消費者問題に関する講演会を実施	一般府民	大阪市	・5月25日 ・中央公会堂	1	115
		センター	4	夏休み若者向け特別啓発事業	高校生を中心とした若者に、基本的な消費者問題に関する学習機会を提供し、消費者被害の未然防止を図る	笑いDE学ぶ消費者トラブルHS(ハイスクール)編	よしもと芸人と相談員等とのコントによる若者向け啓発イベントを実施	高校生を中心とした若者	教育庁後援名義	・8月14日 ・イオンモール堺北花田	1	456
		センター	5	消費者問題見守り講座	福祉関係者等、高齢者等の見守り者に悪質商法の手口や対処法を身に付けてもらい、高齢者の悪質商法被害防止を図る	消費者問題	悪質商法の手口と対処法、悪質商法被害気づきのポイントなど	ケアマネージャー、ヘルパー、福祉関係者、民生児童委員など	事業者、福祉関係団体	・随時 ・府内各地	20	1,035
		センター	6	消費者教育講師派遣事業	消費者問題についての自主学習を促進するため、学習機会を提供する	消費者問題	学習を希望するテーマに応じた講師を派遣する	一般府民	府教育庁	・随時 ・府内各地	20	2,772
		センター	7	教職員への消費者教育事業	教職員を対象に講師派遣することにより、若者の消費者トラブルの未然防止を図る	消費者問題	子どもに多い消費者トラブルを中心に消費者被害の現状や対処法について情報提供する	教職員、保護者	府教育庁	・随時 ・府内各地	15	434
		センター	8	高校生による消費者教育事業	インターネット等による若者の消費者被害の未然防止を図る	消費者問題	文化祭等において、高校生自身が消費者問題を取り上げた啓発劇や展示を行い、高校生向けに啓発を行う	高校生	府教育庁	9月8日～3月31日	10	11,325
		センター	9	ラジオ番組への出演	消費者問題について、広く府民に周知する	消費者問題	ラジオ番組に出演し、悪質商法、相談事例、消費者施策などについて情報提供する	一般府民	NHK	8回出演	8	-
		センター	10	メールマガジンの発行	消費者問題について、広く府民に周知する	消費者問題	メールマガジンを発行し、消費者トラブルの最新情報等を発信する	一般府民	—	毎月発行12回	12	-
		センター	11	若者向けホームページ「インターネットはいろいろなトラブルともつながっている」の運営	ウェブサイトを活用した情報発信により、インターネットトラブルを中心とした若者の消費者被害防止を図る	消費者問題	インターネットトラブルを中心とした若者の消費者被害防止を図るため、若者が受け入れやすい媒体を活用した啓発を行う	一般府民(特に若者)	府教育庁	4月1日～3月31日	-	-
		センター	12	府政だよりに特集記事を掲載	消費者問題について、広く府民に周知する	消費者問題	悪質商法による高齢者の消費者被害を未然に防止するため、高齢者及びその見守り者(主に家族)をターゲットにした啓発を行う	一般府民	—	10月発行	1	-
		センター	13	事業者等と連携した高齢者の見守り強化	高齢者と接する機会のある事業者等に悪質商法の手口や対処法を身に付けてもらい、高齢者の悪質商法被害防止を図る。	消費者問題	悪質商法の手口と対処法、悪質商法被害気づきのポイントなどの説明、ハンドブック配布	事業者、福祉関係者	事業者、福祉関係団体	・随時	-	-
29	奈良県	「奈良県消費生活研究会」支援事業	1	消費生活に関わる課題の研究や、県民に対する知識の普及を自主的に行う消費者団体に対し、活動拠点となる場所を影響する。	健全な消費生活のために、衣食住環境の中から日常生活に關わる諸問題を取り上げ、毎月1回学習会を実施。	行動しよう 消費者の未来へ	地域を再生するために 今、消費者に求められること	県内消費者	奈良県金融広報委員会、奈良女子大学消費生活研究会BEACS	・平成29年5月20日 ・ならまちセンター	1	205
		センター	2	くらしの安全・安心センター講座	消費生活相談窓口と地域をつなぐパイプ役となるサポートの養成事業	地域における消費者教育・啓発活動を行うボランティアの養成	消費者トラブルについての事例、トラブルの解決方法、消費者が知っておきたい法律知識、地域における消費者教育の実践	新規にサポート活動を希望する者	—	・11月29日、12月1日 ・大和高田市市民交流センター	1	13
		センター	3	くらしの安全・安心センター研修会・意見交換会	消費生活相談窓口と地域をつなぐパイプ役となるサポートの資質向上のための事業	地域における消費者教育・啓発活動を行うボランティアの資質向上	消費者が知っておきたい法律知識、地域における消費者教育の実践	くらしの安全・安心センター登録者	—	・12月1日 ・大和高田市市民交流センター	1	21
		センター	4	移動講座	センターに来所できない消費者グループが学校の要望に応じて、相談員が出席して消費者問題の講座を行う。	消費者問題全般	消費者問題全般	高齢消費者、障がい消費者、若年消費者、その他一般消費者、学校	学校、高校家庭科教育研究会、近畿財務局奈良財務事務所、市町村社会福祉協議会など	・随時 ・県内各地	47	4,151
		センター	5	出前講座	センターに来所できない消費者グループが学校の要望に応じて、くらしの安全・安心センターが地域に出向き消費者問題について、寸劇等を交えて講座を行う。	消費者問題全般	消費者問題全般	高齢消費者、障がい消費者、若年消費者、その他一般消費者、学校	市町村消費者行政担当課、近畿財務局奈良財務事務所、市町村社会福祉協議会など	・随時 ・県内各地	56	2,427
		センター	6	くらしの講座	一般県民を対象に、くらしに関する身近な知識や情報を習得してもらうとともに、消費生活センターの周知のため実施。	くらしに身近な知識・情報の習得	・成年後見制度 ・感染症ウイルス ・地域包括ケアシステム ・くらしの中の危険	一般県民	—	・10月18日、11月7日、12月15日、1月17日 ・消費生活センター	4	86
		センター	7	夏休みこども講座	小学生を対象に、工作を通じて環境について考えてもらう。	あかりのエコとLED工作	親子であかりのエコについて学び、LEDランタンを制作する。	小学生高学年の親子	パナソニック株式会社エコソリューションズ社 ・奈良県文化会館	・8月23日 ・奈良県文化会館	1	44
		センター	8	消費者教育・啓発担い手養成講座	地域の消費者教育・啓発の担い手や中学校・高等学校における消費者教育推進のため、担い手を対象に講座を実施。	消費者教育・啓発を行う地域の担い手や中学校・高等学校教員のスキルアップ	・製品事故 ・学校での消費者教育の実践方法 ・消費者教育・啓発講座の構成とテクニック	地域における消費者教育・啓発の担い手及び学校教員	—	7月5日 奈良県文化会館 8月4日 奈良県社会福祉総合センター 9月8日 大和高田市市民交流センター 9月20日 奈良県消費生活センター	4	82
		センター	9	イオンモールバナレ展	商業施設において、幅広い世代に対し、消費生活センターを周知するとともに、消費者啓発をおこなう。	消費者教育・啓発	消費者教育・啓発用バナレの展示	一般県民	イオン株式会社	5月15日～5月31日	1	-
		センター	10	消費者教育教材の作成・提供	中学生向け消費者教育教材を作成・提供	中学生向け消費者教育の推進のため、教材の作成。	県中学校技術・家庭科研究会の教員と共同して中学生用ワークブックを作成、部会所属教員の学校にてモデル事業の実施。	—	県中学校技術・家庭科研究会「身近な消費生と環境」部会の教員	—	—	—
		センター	11	大学生向け消費者教育	大学生による消費者教育活動の支援	大学生による消費者教育活動の支援	奈良女子大学・消費生活研究会BEACSの活動への助言や協力。 ・消費者啓発バナレの企画案への助言、バナレ化 ・消費者啓発ビデオの企画案への助言、相談員としての出演	—	奈良女子大学・消費生活研究会BEACS	—	—	—
		センター	12	消費者啓発情報の発信	一般、見守り者への消費啓発情報を作成・提供	県民や高齢者・障害者の見守り者等へ最新の情報を提供する	・高齢消費者・障害消費者被害防止情報交換会構成団体、地域における消費者教育・啓発活動を行うボランティア向けの情報誌の作成 ・新聞への掲載原稿やFMラジオ出演時の原稿の作成	—	高齢消費者・障害消費者被害防止情報交換会構成団体、奈良新聞社、地域FM社	—	—	—

自治体コード	自治体名	実施主体	通し番号	事業の名称	事業の目的	事業の概要				開催実績		
						テーマ	内容	対象者	連携先	日時・場所等	実施回数	参加人数
		センター	13	県内高校・大学への講座実施案内	県内の高校・大学から、消費者教育に対する要望聴取を行う。	講座の内容等についてのPR及び消費者教育啓発資料の案内、要望聴取	県内の高校・大学に対し、講座の内容や申込み方法を案内する文書を発信し、あわせて講座の申込受付や消費者教育啓発資料・DVDの案内、要望聴取を行う。希望があれば、出向いて説明を行う。	県内高校、大学	県教育委員会、県私立学校担当部局			
30	和歌山県	本課	1	消費者教育講座	消費者として合理的な意思決定、被害の認識、危険の回避、被害に遭った場合の対処方法などを身につけ、消費者市民社会の一員として行動できる自立した消費者を育成する。	消費行動に関する知識習得(消費者教育)	消費者教育、消費者被害未然防止、消費者市民教育、消費が環境・経済・社会に与える影響	大学生、専門学校生、一般県民	高等教育機関コンソーシアム和歌山、和歌山大学、和歌山県教育委員会、和歌山県金融広報委員会	平成29年11月5日 :和歌山県中央公民館 平成30年3月11日 :プラザホープ県立図書館	2	193
		本課	2	消費者被害防止ネットワーク研修会・意見交換会	地域における啓発活動の担い手同士で人的ネットワークを構築し、消費者被害の未然防止を図る。	高齢者等の見守りに関する取組について	日頃の活動状況、見守り活動の効果的な実施についての意見交換	ケアマネージャー、ヘルパー、福祉関係者、民生児童委員、消費生活センター等	—	2月20日 西室振興局 2月26日 那賀振興局 3月1日 ビッグ愛	2	72
		本課	3	学校における消費者教育支援事業	専門の講師を県内の学校に派遣し、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して早い時期から、適切な消費行動に結び付く知識や実践的な能力を習得することを支援する。	消費行動に関する知識習得(消費者教育)	インターネット、契約、金銭、食育、安全など	小学生、中学生	和歌山県金融広報委員会、和歌山県教育委員会	平成30年3月17日 初島公民館	22	341
		本課	4	地域における消費者教育の担い手育成事業	それぞれの地域で地域貢献活動を行っている団体に働きかけ、養成講座を開催し、消費者教育を実践する担い手の育成を図る。	消費行動に関する知識習得(消費者教育)	食育、環境、金銭	読み聞かせグループ、寸劇団体などの既に地域で活動している団体	—	随時	1	20
		センター	5	消費者月間記念講演・金融経済講演会	消費者月間にについて幅広い層へ啓発を図り、消費者被害の未然防止・拡大防止を図る	介護のミ・カ・タ～知っておきたい心の準備、お金の準備～	タレント・女優荒木由美子を迎えて消費者月間の講演	一般消費者	和歌山県金融広報委員会	平成29年5月20日 和歌山ビッグ愛	1	220
		センター	6	消費生活センター(担い手育成)研修会	消費生活センター等が見守り活動に必要な知識や地域での活動に役立つ手法を習得し、長期間活動を続けていただくための一助とする。	・見守り活動に必要な知識 ・地域での活動に役立つ手法	消費者被害の未然防止・拡大防止のためには地域での見守り活動が効果的であり、行政と消費生活センターが互いに情報共有することが重要であると認識してもらう。	消費生活センター、市町村消費者行政担当職員	関西福祉大学	3月1日 和歌山県消費生活センター 3月6日 西牟婁振興局 3月12日 伊都振興局	3	67
		センター	7	消費生活センター養成講座	地域における啓発活動の担い手である消費生活センターを養成し、地域で消費者被害の見守り活動等を行う。	・振り込め詐欺の現状とその対処法 ・契約の基礎知識 ・ワークショップ	最近の消費者トラブルの概要、地域で見守り活動をテーマにグループ討議	一般消費者	和歌山県警本部、民生児童委員協議会	2月20日 西牟婁振興局 2月23日 那賀振興局 2月26日 和歌山ビッグ愛	3	85
		センター	8	教員向け消費者教育セミナー	学校現場で、消費者教育、金融教育の要素を取り入れた授業に取り組んでもらえるよう働きかける	金融・経済教育の進め方について	千葉市立高浜海浜小学校 校長 山崎二朗氏による講演の実施	教員及び教育委員会関係者	和歌山県金融広報委員会、和歌山県教育委員会 和歌山県消費生活センター	平成29年8月8日	1	33
		センター	9	暮らしの達人！知るほどと講座	安全・安心に生きるための必要な知識を習得する	家計簿から考える教育費～どれだけかかる？どれだけかける？～	子育て世代に关心の高いテーマを選び、その方面の専門家を講師に迎え、講義を行う。	子育て世代	和歌山県金融広報委員会	平成29年11月7日からの毎週火曜日(4回)和歌山ビッグ愛	4	120
		センター	10	夏休み！金銭教育バス教室	児童・保護者に金銭教育及び金融問題に関する理解と認識を深めてもらう	～	日本銀行の業務や歴史、大阪造幣局の業務内容について勉強。貨幣の製造過程を見学。	県内在住の小学校4年生～6年生の児童とその保護者	和歌山県金融広報委員会	平成29年8月2日 日本銀行大阪支店、大阪造幣局	1	40
		センター	11	消費者啓発講座	消費者被害の未然防止等を目的に、最新相談事例の紹介・対処法等を分かりやすく説明。	・悪質商法の具体的事例 ・契約とクーリング・オフ	センターの相談員がDVD等で悪質商法の問題点などを説明し、ロールプレイを通じて知識の習得を図る。	高齢者、高校生、民生児童委員、福祉関係者、一般消費者	—	県内各地	82	3,479
		センター	12	生活教養講座	消費者被害の未然防止だけでなく、生活全般の幅広い分野の知識を習得し、適切に判断・活用できる能力を養う講座	・生活の幅広い分野の知識を習得 ・消費者被害に遭わないために	消費者の関心の高いテーマを選び、その方面の専門家を講師に迎え、講義を行う。	一般消費者	県危機管理部局、和歌山県警察本部 等	9月6日～10月25日 和歌山県消費生活センター 2月7日～2月28日 西牟婁振興局	12	457
		センター	13	夏休み！親子で学ぶ消費者教室	小学生を対象に身の回りの生活に関係する知識を楽しく学ぶ	・牛乳の大切さを知ろう ・省エネ学習とLED行燈作成	夏休みの機会を利用して身の回りの生活に直接関係する食と環境について楽しく学び家庭内で話し合ったり、行動を変えるきっかけとしてもらう	小学生とその保護者	雪印メグミルク株式会社 パナソニック株式会社	平成29年8月19日 和歌山ビッグ愛	1	82
31	鳥取県	センター	1	啓発講座	高齢者の特殊詐欺被害防止を図る	・特殊詐欺被害防止	・寸劇 ・講義	高齢者等	市町村	・随時 ・県内各地	32	1,443
		センター	2	啓発講座	高校生に対する特殊詐欺の加害者とならないための注意喚起	・特殊詐欺被害防止	・講義	高校生及び生徒指導の教師	県教育委員会、高等学校、県警察本部	・随時 ・県内各学校等	4	728
		センター	3	啓発講座	消費者教育の推進を図る	・賢い消費者になるために	・賢いお金の使い方	幼児・児童・学生	県教育委員会、市町村教育委員会、県内幼稚園、保育園、高等学校、特別支援学校、専門学校、大学	・6月29日、7月6日、1月18日、1月24日、1月31日、2月14日、2月23日 ・県内学校等	7	306
		センター	4	啓発講座	消費者トラブル等について普及啓発する	・消費者被害にあわないために	・特殊詐欺被害防止 ・消費者トラブル実例	一般県民	市町村	・随時 ・県内各地	15	502
		センター	5	暮らしの経済・法律講座	高等教育機関にて学生と一般市民が一緒に経済や法律の専門知識を学ぶ	・賢い消費者になるために ・消費者被害にあわないために	・暮らしに関わる法律、経済 ・消費者市民社会 ・エシカル消費	学生・一般県民	鳥取大学、鳥取環境大学、鳥取短期大学、米子高専	・随時 ・県内各高等教育機関	58	540
		センター	6	とつとり消費者大学公開講座	エシカル消費、悪質商法対策、金融情報、民法など、消費生活に関する様々な知識の習得を図る	・賢い消費者になるために ・消費者被害にあわないために	・身近な法律問題 ・悪質商法対策 ・エシカル消費 ・消費者市民社会 ・金融	一般県民	県弁護士会、県警察本部、県金融広報委員会、県内生産者、NPO	・5月31日、7月5日、7月23日、8月31日、10月21日、12月17日、2月8日、2月25日、3月13日 ・県内各地	9	330

自治体コード	自治体名	実施主体	通し番号	事業の名称	事業の目的	事業の概要				開催実績		
						テーマ	内容	対象者	連携先	日時・場所等	実施回数	参加人数
	センター	7	地域見守りネットワーク研修	地域包括センター関係者や地域消費生活センターなど地域の見守りの担い手が地域住民の消費トラブルを防ぐネットワーク構築を目指してスキルアップを図る	消費者トラブルを地域で防ぐためのネットワーク化推進	・地域の高齢者、障がい者を消費者被害から守る	自治体職員・民生児童委員・自治会役員・地域包括支援センター職員・地域消費生活センター・消費者団体会員	NPO、市町村、県社会福祉協議会	9月21日、9月25日、9月26日	3	95	
	センター	8	子どもエシカル教室	子どもに対するエシカル消費の啓発を促進する	・エシカル消費の基礎知識習得	・エシカル消費の基礎知識 ・エシカル商品の生産・販売の視察	小学生・保護者	市町村教育委員会、県内生産者・事業者	8月20日～12月3日 県内2か所	2	38	
	センター	9	エシカル・ラボinとっとり	エシカル消費の理解及び県内エシカル商品の周知を図る	・エシカル消費の普及啓発、地方公共団体によるエシカル消費の取組促進	・基調対談、エシカル消費の取組紹介、エシカル宣言	自治体職員・一般県民	消費者庁、県教育委員会、市町村、市町村教育委員会、県内生産者・事業者	・10月21日	1	282	
	センター	10	エシカル座談会	県内生産者、販売者、消費者、行政、学生による消費に関する意見交換	・地域におけるエシカル消費の普及啓発	県内生産者、販売者、消費者、行政、学生による消費に関する意見交換	県内生産者、販売者、消費者団体、行政、学生等	市町村、県内生産者・事業者、消費者団体、鳥取大学、鳥取環境大学	12月17日、2月25日、2月26日	3	27	
	センター	11	エシカル・フェア	エシカル消費の理解及び県内エシカル商品の周知を図る	・エシカル消費の普及啓発	・県内スーパーでのエシカル消費普及啓発及びエシカル商品の周知	一般県民	県内小売事業者	・3月24日、3月25日 ・県内2か所	2	5,400	
	センター	12	とっとりエシカルマルシェ	エシカル消費の理解及び県内エシカル商品の周知を図る	・エシカル消費の普及啓発	エシカル消費普及啓発及エシカル商品の展示販売	一般県民	県内生産者・事業者	・10月21日、22日 ・県内2か所	1	600	
	センター	13	「お金名人」DVD作成	お金の使い方をテーマとした「お金名人」DVDを通じてエシカル消費の概念の普及啓発を図る	・エシカル消費の普及啓発	小学生を対象に、曲と振付つきのDVD「お金名人」を作成し、県内小学校(約130校)に配布とともにテレビCMで放映	県内小学生	県内小学校	平成31年2月完成予定	-	-	
	センター	14	「社会への扉」活用の働き掛け	高校生向け消費者教育の推進	・消費者庁が作成した若年者向け教材の活用働き掛け	消費者庁が作成した若年者向け教材「社会への扉」について、県内の全高等学校(32校)へ情報提供し、授業での活用を働き掛ける。	県内高校生	県教育委員会、県内高等学校	・随時 ・県内高等学校	32	-	
32	島根県	本課	1	消費者リーダー育成講座	消費者被害防止のため、地域で啓発活動を行う消費者リーダーの育成を図る。	消費生活に関する知識を深める	消費生活と契約、食生活、家計節約術、製品事故等の講義	消費者リーダー育成講座に参加を希望する県民	島根大学(事業の委託実施、インターネット配信設備の利用)	平成29年9月～11月 松江市、大田市	8	51
		本課	2	消費者リーダーレベルアップ研修会	消費者リーダー育成講座修了者等一定の専門知識を有する者の知識や技術の向上を図る。	・出前講座の講師養成講座	・出前講座の講師を養成するため、出前講座の進め方や最新の相談事例を学ぶ	消費者リーダー育成講座修了者等で希望者	—	平成29年6月～11月 松江市、浜田市	4	15
		本課	3	地域見守りセンター養成講座	高齢者等を見守る「地域見守りセンター」の資質向上を図る	地域見守りセンターの資質向上のために	・消費者被害の状況と対策 ・消費者保護の法律と活用 ・見守り活動のポイント	見守り活動協力事業者、地域包括支援センター関係者など	雲南警察署、浜田警察署が講師派遣	平成30年1月～2月 飯南町、浜田市	2	57
		本課	4	消費者教育担当教員研修会	消費者教育担当教員に消費者教育の最新の視点を学ぶ機会を提供する	消費者教育担当教員の資質向上	いま消費者教育が熱い！ ひとづくり消費者教育論、消費者委員会ワーキンググループ報告書に見る成年年齢引下げへの懸念と、若者に多い消費者トラブル、持続可能な社会のための消費者市民教育、消費者庁作成教材「社会への扉」と教科学習への活用、レッソングリカルシング！	家庭科・公民科等の中高教員	県教育委員会(教員に向けたフィードバック研修講師候補者の公募、フィードバック研修受講者募集への協力)	平成30年2月14日 出雲市	1	11
		本課	5	消費者団体等交流会	消費者団体が、お互いを知り、今後のネットワークの在り方についてともに考える	消費者団体ネットワーク化	消費者団体活動に関する阿南久さん講演、ワールドカフェ等	消費者団体、大学、法律家等	島根大学、島根県立大学、県弁護士会、県司法書士会、その他消費者団体	平成30年2月1日 出雲市	1	35
		本課	6	消費生活相談員育成講座	県内の消費生活相談体制整備及び人材育成	消費生活相談員試験対策	民法、消費者契約法、特定商取引法、割賦販売法等の講義及び通信講座	消費生活相談員資格試験の受験希望等をする県民	—	平成29年7月～9月 松江市、浜田市	16	51
		本課	7	消費者教育関係教科研究会等の役員会における消費者教育に関する説明	5つの消費者教育関係教科研究会及び私立中学高等学校連盟の年度当初の役員会に参加して、消費者教育に関する最新の状況等を説明し、相互協力を求める。	消費者教育推進法の構成、消費者市民社会とエシカル消費、平成29年度県消費者教育関係事業について	左記のテーマについて、与えられた時間の範囲(3分～20分)で説明した。	同右	小学校家庭科教育研究会、社会科教育研究会、中学校技術・家庭科研究会、高等学校家庭科研究会、高等学校地歴公民科教育研究会、私立中学高等学校連盟	平成29年9月 松江市	5	約100名
		本課	8	消費者教育推進連絡会議	消費者教育の円滑な推進のため、県教育委員会関係各課、消費者教育関係教科研究会と県消費とくらしの安全室・島根県消費者センターが意見交換を行う。	(1)成年年齢引下げ方針を受けた消費者教育の課題について、(2)教員対象研修企画について、(3)「すぐくすく消費者」特集について、(4)消費者教育教材のあり方について	左記のテーマについて意見交換を行った。	同右	小学校家庭科教育研究会、社会科教育研究会、中学校技術・家庭科研究会、高等学校家庭科研究会、高等学校地歴公民科教育研究会、県教育委員会、県教育センター	平成29年9月 松江市	1	8
		本課	9	消費者教育実践研究委託事業	消費者教育を実践するにあたっての授業方法や教材の研究を行うことにより、消費者教育の質的向上を図るとともに、その授業実践例等を広く紹介することにより、学校における消費者教育の推進を図る。(県委託事業として、実践研究を希望する消費者教育関係教科研究会が実施)	同右	①社会科教育研究会(美保関小)「これからの環境について思考を深める消費者教育 小学校5年生社会科「これからの工業生産とわたしたち 持続可能な社会を目指して」 ②社会科教育研究会(蔵木中)「地域社会における、のぞましい消費者のあり方とは」 ③中学校技術・家庭科研究会(掛合三中)「地域の食材を生かして、かしこい消費者をめざそう～郷土料理のよさ、地産地消のよさから学ぶ」 ④中学校技術・家庭科研究会(青陵中)「環境に優しい石けんとエコたわしを作つて、地域の人に使ってもらおう」	同右	小学校家庭科教育研究会、社会科教育研究会、中学校技術・家庭科研究会、高等学校家庭科研究会、高等学校地歴公民科教育研究会、私立中学高等学校連盟 さらに、平成30年度から島根大学教育学部消費者教育研究会が新たに参加。	通年	4	-
		本課	10	教員向け情報誌「すぐくすく消費者」の企画編集	消費者教育に関する最新の情報提供、前年度に実施した上記実践研究の成果、県及び金融広報委員会の出前講座の紹介を行う。	同右	トピックス「成年年齢引き下げと消費者教育」、①社会科教育研究会(安来一中)「身近な消費生活から考える、自立した消費者」、②社会科教育研究会(阿用小)「多面的な見方・考え方をもつ消費者の基礎の育成」、③中学校技術・家庭科研究会(松江三中)「消費生活に関する情報選択と意思決定の大切さについて」、④高等学校家庭科研究会(出雲工業高)「持続可能な社会の形成に参画する消費者を育てる家庭科の試み」	県内小中高等学校、特別支援学校及び高等専門学校教員	小学校家庭科教育研究会、社会科教育研究会、中学校技術・家庭科研究会、高等学校家庭科研究会、私立中学高等学校連盟、島根県金融広報委員会	平成30年3月	1	7(原稿執筆者)
33	岡山県	センター	1	消費生活講座	一般消費者を対象に消費生活に必要な知識の習得を図る	消費者教育今できること等	消費者行政の現況と消費者教育の必要性等	一般県民	消費者庁、県金融広報委員会等	・随時 ・消費生活センター	5	373
		センター	2	くらしの一日教室	消費生活センターを見学に来た団体等を対象に被害防止啓発講座を行った	消費者被害の防止	悪徳商法や若者を取り巻く消費者問題など	一般県民(団体)	川崎医療福祉大学、中国短期大学、中学校等	・随時 ・消費生活センター	3	71

自治体コード	自治体名	実施主体	通し番号	事業の名称	事業の目的	事業の概要				開催実績		
						テーマ	内容	対象者	連携先	日時・場所等	実施回数	参加人数
	センター	3	消費者啓発セミナー	県内各地の会合等に講師を派遣して啓発を行う	消費者被害の防止	悪徳商法の被害実態とその対象法等	一般県民、高齢者、生徒・学生、職場等	市町村、教育委員会、小中高大学、企業、消費者団体等	・随時・県内各地	89	5,846	
	本課	4	見守り力アップ講座	消費生活サポートや福祉関係者等を対象に、見守り活動の向上のための講座を行うもの	・地域の見守り人材の養成 ・地域の見守り力アップ など	・消費者被害等の最新の情報 ・見守り活動のポイント など	消費生活サポート、民生委員など福祉関係者 など	消費者団体、福祉関係団体、市町村等	・随時・県内各地	22	696	
	センター	5	大学生が参画した発達段階別消費者教育教材の作成	幼児期から高校生期までの発達段階に応じた消費者教育教材を作成する。	・学校・園における発達段階に応じた消費者教育の推進	消費者教育教材作成研究会(大学・教育委員会・消費生活センター等で構成)での協議を踏まえ、大学生の参画を得て、小・中・高校等でのモデル授業を実施しながら、法的リテラシー等を踏まえた発達段階別消費者教育教材を作成し、県内全学校・園に配布	幼児、小学生、中学生、高校生、大学生	岡山大学、県教育委員会、教育関係者、県金融広報委員会、岡山市、消費者団体等	・随時 ・消費生活センター ・小・中・高校等	8	548	
	センター	6	消費者教育セミナー	学校等における消費者教育を推進するため、教員等の消費者教育に関する理解と指導力の向上を図る。	消費者教育に係る教員等の指導力向上	発達段階別消費者教育教材を活用した実践的な消費者教育の授業について考える講座を実施	教員、大学生等	岡山大学、県教育委員会、教育関係者、消費者団体等	・平成29年8月23日 ・岡山大学	1	55	
36	徳島県	本課	1	とくしま消費者志向経営推進キックオフシンポジウム	とくしま消費者志向経営推進組織の設立及び消費者志向経営の普及啓発	とくしま消費者志向経営の推進	基調講演、パネルディスカッション等	事業者、一般県民	消費者庁、事業者団体、消費者団体等	・平成29年10月13日	1	125
	本課	2	地域の消費者リーダーにおける消費者教育実践向上プログラム	消費者リーダーが地域の人々への消費者教育啓発に必要なスキルを向上させる	消費者教育実践向上プログラム	・地域リーダーの指導 ・消費者大学校におけるリーダー養成等	地域リーダー、消費者大学の受講者等	徳島県消費者協会	随時	8	390	
	双方	3	とくしま「消費者教育人材バンク」	ライフステージに応じて系統的に消費者教育を行うための人材バンクを設置する	ライフステージに応じた消費者教育	人材バンクの設立とバンクを活用した消費者教育	一般県民	市町村、教育委員会、大学、事業所、法曹関係者、県消費者協会、金融広報委員会	随時	133	8,568	
	双方	4	徳島県消費者大学校	消費者問題に対し、消費者自身の問題対処能力の開発を援助し、地域における消費者リーダーを育成する。	複雑・多様化する消費者問題に対応した消費者教育	消費者問題の現状、暮らしと法律、経済、環境、食品の安全、グループ研究等	18歳以上の県民	徳島県消費者協会	平成29年6月7日～8月5日(毎週土曜日)	8	53	
	双方	5	徳島県消費者大学校大学院	高度な専門知識を持ち、主体的に消費者問題に対処・実践できる消費者活動の指導者を育成する。	複雑・多様化する消費者問題に対応した消費者教育	経済社会の現状と消費生活、消費者の権利と消費者政策、消費者関連法規、商品・サービスの知識と相談処理	20歳以上の県民	消費者庁、徳島県消費者協会	平成29年8月29日～9月26日(毎週土曜日)	5	77	
	双方	6	2017消費者まつり	消費者の自立支援及び行政・事業者との交流連携のネットワークを図る。	みんなの強みを活かせ～安全・安心な社会に一億総活躍～	消費生活に関する情報提供、消費生活に関する寸劇、環境や食生活に関する活動報告、講演会等	一般県民	消費者庁、事業者団体、消費者団体、県教育委員会、各高等学校、四国大学	・平成29年5月27日	1	421	
	双方	7	くらしのサポート研修会及びくらしのサポート・消費生活コーディネーター交流会	くらしのサポートーが、消費者問題への認識を深め、活動に積極的に取り組むことを目的とする。	消費者問題への認識を深める。	講義、グループワーク及び発表	くらしのサポートー	県内市町村、県内消費生活センター、消費者団体等	・平成29年11月に3回実施 ・徳島市、阿南市、美馬市	3	31	
	双方	8	消費生活コーディネーター一定例会	消費生活コーディネーターの研修と意見交換会	・食の安全安心について ・消費生活コーディネーターによる企画提案型のプロジェクトについて ・地域リーダーの発掘、養成について	・講演会 ・意見交換会	消費生活コーディネーター	消費者団体等	・平成29年9月2日、12月25日、平成30年3月24日 ・徳島市	3	46	
	双方	9	消費生活コーディネーターによる企画・提案型プロジェクト事業	消費者教育の推進(地域における多様な担い手の参画・連携・協働、風評被害の防止、事業者等のコンプライアンス意識の確立等)	・若者の消費生活への関心喚起と地域の見守りや消費者活動への参加促進 ・退職を控えた年齢層への地域活動への誘導 ・高齢者等の消費者被害防止のための地域の実情に即した啓発	消費生活に関する相談会、高齢者の消費者トラブル防止のためのセミナー、各世代の消費生活への関心喚起のための講座等	一般県民	県内市町村、県内消費生活センター、消費者団体、社協、県内教育委員会、警察関係等	・随時 ・鳴門市、北島町、藍住町、阿南市、小松島市、徳島市	52	3,810	
	本課	10	事業者向けエシカル消費講演会	事業活動にエシカル消費を取り入れる事業者・団体の拡大を図る	深化するCSR調達:エシカル消費への照準	・事業活動においてエシカル消費を取り入れる意義	事業者・団体	—	・平成29年7月7日 ・徳島市	1	75	
	本課	11	ビジネスチャレンジメッセ	県内最大級のビジネス見本市でエシカル消費について啓発	徳島県のエシカル消費に関する取組	・県の取組 ・授産支援施設による商品展示	事業者等	とくしま障害者授産支援協議会	10月12日～14日 ・徳島市	1	400	
	本課	12	エコプロ2017	アジアを代表する環境・エネルギーの展示会でエシカル消費の取組を発信	徳島県のエシカル消費に関する取組	・県の取組 ・フェアレード商品展示	消費者等	日本エシカル推進協議会	12月7日～9日 ・東京都	1	500	
	本課	13	親子で学ぼう！イオンdeエシカル消費	親子でエシカル消費関連認証マークを学ぶ	エシカル消費について家族で話し合える環境作り	実店舗で商品を見ながらクイズ形式で認証マークを学ぶ	消費者(親子)	鳴門教育大学、イオンモール株、イオンリテール株、イオントップバリュ株	・平成29年8月25日 ・徳島市	1	40	
	双方	14	消費者大学校大学院「エシカル消費コース」	地域の消費者リーダーにエシカル消費を学ぶ機会を提供	エシカル消費に関する知識の習得	座学のほか、グループワークや施設見学を実施	消費者	徳島県消費者協会	8月29日、9月5日、9月12日	1	57	
	本課	15	おぎやつと21	子どもの事故防止	子どもの事故防止	アンケートの実施、ハンドブック等での啓発	親子等	消費者庁、医師会、看護協会、助産師会、教育機関、子育て支援団体、市町村等	平成29年5月3日・4日	1	700	
	本課	16	ゆめタウン徳島における啓発活動	子どもの事故防止	子どもの事故防止	ハンドブック等での啓発	親子等	消費者庁、医師会、看護協会、助産師会、教育機関、子育て支援団体、市町村等	平成29年5月24日	1	70	
	本課	17	イオンモール徳島での啓発イベント	子どもの事故防止	子どもの事故防止	ハンドブック等での啓発	親子等	消費者庁、医師会、看護協会、助産師会、教育機関、子育て支援団体、市町村等	平成29年5月28日	1	400	
	双方	18	エシカル・ラボin徳島	消費者庁が主催するエシカル消費啓発イベントを共催で実施	エシカル消費の意義や必要性について情報提供	講演のほか、グループワークや事例紹介を実施	消費者	消費者庁	・平成30年3月18日 ・徳島市	1	140	
	本課	19	健康食品に関するリスクコミュニケーション	健康食品の正しい利用に関する相互理解を促進する	・健康食品の正しい利用	・講演 ・パネルディスカッション	一般県民等	徳島大学、消費者庁	・平成29年12月17日 ・JRホテルクレメント徳島	1	113	
	本課	20	関係団体事業と連携したリスクコミュニケーション	関係団体と連携した、健康食品に関する相互理解を促進する	・健康食品と薬の飲み合わせ ・健康食品との賢いつきあい方	・講演 ・パネルディスカッション	一般県民	徳島県薬剤師会、消費者庁	・平成29年11月5日、平成30年3月3日 ・市内	2	334	
	本課	21	栄養成分表示活用推進フォーラム	栄養表示等を効果的に活用し、健康増進に役立てる	・栄養成分表示活用推進	・講演 ・パネルディスカッション	一般県民	藍住町食生活改善推進協議会、徳島県栄養士会、徳島大学、消費者庁	・平成30年3月12日 ・徳島グランヴィリオホテル	1	192	

自治体コード	自治体名	実施主体	通し番号	事業の名称	事業の目的	事業の概要				開催実績		
						テーマ	内容	対象者	連携先	日時・場所等	実施回数	参加人数
		本課	22	学校教育と連携したリスクコミュニケーション	小中学生、高校生を対象とし、食品安全、食品表示の理解を深める	・食品安全 ・食品表示	・出前講座	小中学生、高校生	県内小中高等学校	・随時 ・県内各校	21	571
		本課	23	事業者と連携したリスクコミュニケーション	生産・製造現場を実際に訪問し、食品に関する相互理解を促進する	・焼き海苔 ・焼き菓子 ・わかめ加工品	・工場訪問	一般県民	県内事業者	・随時 ・県内各地	3	44
		本課	24	食の安全安心ミーティング	子育て世代を対象とし、食品に関する日頃の疑問や不安を解消する	・食中毒 ・アレルギー ・栄養成分 等	・出前講座	一般県民	子育て支援ネットワークとくしま	・随時 ・子育て支援施設	11	57
		本課	25	「適正な食品表示」書写コンクール	小中学生に食品表示の意識を高めてもらう	・課題:そば、食品、栄養表示、相互理解	・書写コンクール	小中学生	県内小中学校、四国大学	・平成29年6月～8月 ・県内各校	1	1,923
38	愛媛県	本課	1	消費生活講座	「消費者の自立」を支援するため、県民に消費者問題に対する意識の高揚を促し、消費者問題に関して専門的な知識を持つ人材を養成する。	・消費生活相談の実態 ・消費者取引の法律 等	・クーリング・オフの実務 ・消費者団体訴訟について 等	大学生、一般県民	愛媛大学、愛媛県金融広報委員会、JARO、愛媛県警、四国総合通信局、株式会社、消費者庁	・平成29年10月4日～平成30年1月24日 ・愛媛大学法文学部	15	749
		本課	2	悪質商法被害防止見守り活動報告会	より効果的で、裾野の広い見守り活動を推進するとともに、新たなネットワーク構成団体の掘り起しを行う。	高齢者等の消費者被害を防ぐために	・地域での連携を進めるために(基調講演) ・見守りネットワーク構成団体等からの取組報告	見守りネットワーク構成団体、民間事業者、防犯ボランティア等	福岡県苅田町役場、愛媛県警	・平成29年11月17日 ・松山市青少年センター	1	130
		本課	3	消費者教育教員向けセミナー	金融教育の必要性等についての理解を深め、発達段階に応じた効果的な指導方法等について取得できる機会を提供することにより、学校における金銭教育の推進を図る。	学校における金銭・金融教育の進め方	・学校現場における消費者教育の推進 ・金銭教育の実際	教員	愛媛県金融広報委員会、松山財務事務所、県教育委員会、金銭金融教育研究会、(NPO)ITサポートさが	・平成29年11月9日 ・にぎたつ会館	1	108
		本課	4	食品表示・安全に関する講習会	食品表示・安全に関する正しい知識を普及啓発し、安全安心な消費生活中に資する	事業者に対する法知識の周知と消費者の食品表示に対する知識の共有を図るとともに、理解を深める	食品表示について	事業者、一般県民	保健福祉部健康衛生局薬務衛生課、食品表示アリスト板倉ゆか子	・平成30年2月5日 ・テクノプラザ愛媛	1	181
		本課	5	消費者支援講座(出前講座)	身近な暮らしに関わるお金や金融知識について、消費者に知識を習得する機会を提供し、自ら選択、判断できる消費者を育成する。	・金銭トラブルの未然防止 ・悪質商法の手口とその対策他	・消費者トラブルに会わないために ・成年後見人制度等	高齢者、福祉関係者、民生児童委員、小中高校生ほか	愛媛県金融広報委員会、(NPO)えひめ消費者ネット、県内市町消費生活センター(相談窓口)、全国消費生活相談窓口、e-ネットキヤラパン	・平成29年5月～平成30年3月 ・県内各地	52	1,675
		本課	6	コンプライアンス講習会	事業者の法令に対する知識を深め、自主的な取組を推進するため、講習会を実施し、事業者のコンプライアンス向上を推進する。	事業者に対する法知識の周知	・景品表示法の概要及び最近の違反事例について ・健康増進法に基づく誇大表示の禁止について	広告表示を行う事業者等	消費者庁	・平成29年7月19日 ・愛媛県武道館	1	148
		本課	7	特殊詐欺被害防止研修	特殊詐欺の現状や対策を周知し、被害を防止する	特殊詐欺の現状と対策	講話と対応シミュレーションの実施	県職員	愛媛県警	・平成29年7月21日～平成30年2月13日 ・県庁、各地方局	6	217
	センター	8	「消費者月間」ロビー展	消費者月間に合わせて消費者トラブルに関するパネル展示等を行い、被害防止を図る	・悪質商法の手口と対処法 など	・悪質商法の手口と対処法などのパネル展示、パンフレット・グッズの配布	一般県民	愛媛県警、えひめ消費生活センター友の会	・5月 ・センター、県庁、地方局	5	-	
	センター	9	おもいやり消費普及啓発事業	環境・人・地域をおもいやり消費活動について、県民の理解を広める	・見て・聞いて・感じるおもいやり消費ランド ・食品ロス、地産地消ってなに など	おもいやり消費イベント ・トークセッション ・ミニミュージカル ・おもいやり親子料理教室 ・パネル展示、パンフレット・グッズの配布など	一般県民	愛媛県金融広報委員会、えひめ消費生活センター友の会、ブランド戦略課、循環型社会推進課、株式会社MASAKI、坊ちゃん劇場等	・平成29年7月22日 11:00～16:00 ・エミフルMASAKI	1	3,000	
	センター	10	消費者意識啓発出前講座	依頼に応じて職員(消費者教育推進専門員含む)が講座を行い、悪質商法などによる被害防止や若年層への消費者教育を推進する	・消費者トラブルにあわないために ・消費生活センターの業務 など	・最近の消費者トラブルについて ・悪質商法の手口と対処法 など	高齢者、学生、障がい者 など	愛媛大学、松山高等技術専門校、県総合教育センター、県生涯学習センター、県社会福祉協議会、県視聴覚福祉センター、松山市地域包括支援センター城西・勝山、NPO法人さなえ、県社会福祉会等	・随時 ・県内各地	34	3,783	
	センター	11	「えひめ男女共同参画フェスティバル」協賛事業	愛媛県男女共同参画センター主催「えひめ男女共同参画フェスティバル」に参加することにより、消費生活センターの業務のPRと消費者問題に関する意識啓発を図る	安全性等に関する商品知識を啓発する展示及び体験テスト	・消費生活展示室の見学 ・簡単な実験 ・パンフレット・グッズの配布	一般県民	えひめ女性財団	・平成29年12月9日、10日 10:00～15:00 ・愛媛県男女共同参画センター	1	175	
	センター	12	夏休み小学生体験テスト	小学生に対して、体験テスト教室を実施し、消費生活を科学的な視点からとらえた商品選択の目を養う	・合成着色料か天然着色料か ・バスボムを作ろう	簡易な実験などをを行なながら、体験的に学ぶ	小学生5・6年生	—	・平成29年8月1日・9日 10:00～12:00、13:30～15:30 ・商品テスト室	3	29	
	センター	13	消費生活展示室(PiPiのなるほどルーム)見学と体験テスト	商品の安全性や表示等をテーマとした展示室の見学と体験テストを実施する	安全性等に関する商品知識を啓発する展示及び体験テスト	・消費生活展示室の見学 ・簡単な実験	一般県民	生活協同組合コープえひめ、愛媛大学	・随時	8	72	
41	佐賀県	本課	1	出前講座	消費者被害の未然防止と自立した消費者の育成を図る	消費者トラブル、金融経済、生活設計、金銭教育	・消費生活専門相談員や金融広報アドバイザーを講師として派遣	一般消費者	県教育委員会、各高等学校等 県金融広報委員会 消費生活センター	・随時 ・県内各地	130	7,845
		本課	2	くらしとお金の講演会の開催	消費者が自ら考え判断し得る能力を高めることを目指す	「杉村太蔵が語るお金と人生設計と生きるチカラ講座」	講師に杉村太蔵氏を迎え、お金と人生設計と生きるチカラについて講義をしてもらう	一般消費者	県金融広報委員会	・平成29年10月14日	1	252
		本課	3	県内大学生消費者教育推進リーダーの養成	若者の消費者トラブルの未然防止に関する啓発活動等に主体的・自律的に取り組むメンバーやグループの育成を図る	大学生が主体的・自律的に啓発事業を企画・実施する。	県内大学生を対象に、推進リーダーを養成する講座等の開催	県内大学生	県内の大学・短期大学学生を中心とするボランティアグループ	・年間6回程度 ・県内大学・短期大学	6回程度	60人

自治体コード	自治体名	実施主体	通し番号	事業の名称	事業の目的	事業の概要				開催実績		
						テーマ	内容	対象者	連携先	日時・場所等	実施回数	参加人数
		本課	4	消費生活相談員等レベルアップ研修会	市町消費者行政担当者及び消費生活相談員のスキルアップを図る研修会を実施する	・消費者契約法等、近年の法改正や消費者問題の状況 ・情報通信関係のトラブル対処法 ・住宅リフォームに関する行政施策と相談対応 ・消費者教育コーディネーターの役割及び具体的な活動	市町消費者行政担当者及び消費生活相談員の資質向上のため、講師を招いて専門的な研修を実施	市町消費者行政担当者及び消費生活相談員 4回目のみ県内高校教員	市町消費者行政担当課 県内消費生活センター	6月28日、8月29日、10月30日、12月20日	4	151人
		双方	5	消費者トラブル啓発キャンペーン	事業者・関係団体・行政が一体となって消費者問題に関する啓発を行う	行動しよう 消費者の未来へ など	啓発チラシ・グッズの配布	一般消費者	市町消費者行政担当課 JR佐賀駅等配布場所の管理者 佐賀市内高等学校	・随時 ・県内各地	3	1,760
		双方	6	消費者トラブル啓発	消費者被害の未然防止と自立した消費者の育成を図る	消費者ホットライン188の広報	ラジオ、テレビでの広報	一般消費者	県広報担当課 市町消費者行政担当課	ラジオ4月 テレビ5月末～6月中旬 40回	42	－
42	長崎県	本課	1	ホームページ「ながさき消費生活館」	消費者情報の提供	－	・講座、行事などの情報提供及び消費生活相談事例 ・悪質商法等の緊急情報、製品事故情報を随時更新	一般	－	随時	－	－
		本課	2	消費者被害防止ネットワーク	消費者被害の未然防止・拡大防止のための、消費者トラブルに関する情報の収集・伝達	－	消費者被害の未然防止・拡大防止のため、悪質商法や製品事故に関する情報の収集・伝達をEメールで行う	高齢者関係団体、障がい者関係団体、大学、専修学校等、行政、警察本部等72団体	高齢者関係団体、障がい者関係団体、大学、専修学校等、行政、警察本部等72団体	随時	70	－
		本課	3	消費者サポートメール	消費者被害・悪質情報等のメール等配信	－	悪質商法や製品事故情報等を県庁ツイッターなどで情報発信	一般	－	随時	27	－
		本課	4	消費者生活支援(ヤング)講座	学生や社会人として独り立ちする若年者の消費者被害を未然に防止する	賢い消費者になるために	インターネットトラブル、クレジットカードなど	高校生、大学生等	県教育委員会 県内各高等学校、大学	・随時 ・県内各地	75	6,640
		本課	5	消費者生活支援(シニア)講座	悪質商法のターゲットになりやすい高齢者の消費者被害防止	悪質商法に騙されないぞ	悪質商法の手口と対処方法など	高齢者	老人クラブ連合会	・随時 ・県内各地	39	1,949
		本課	6	消費者生活支援(リーダー)講座	地域の取組で消費者被害の未然防止を図る	高齢者を狙った悪質商法	悪質商法の手口と対処方法など	地域相談員、民生委員、市町職員	市町、市町地域包括支援センター	・随時 ・県内各地	8	450
		本課	7	高齢者見守り講座	悪質商法のターゲットになりやすい高齢者の消費者被害防止	悪質商法に騙されないために	悪質商法の手口と対処方法など	在宅福祉事業従事者	市町地域包括支援センター	・随時 ・県内各地	4	162
		本課	8	消費生活学習会	消費生活の向上	申込団体の要請による	消費生活全般	女性団体、各種団体からの要請	生活学校連絡協議会	・随時 ・県内各地	9	359
		本課	9	消費者講座(くらしの安全)	正しい商品知識の習得	正しい商品知識の習得	食品ほか身近な商品の表示・品質・安全面からの知識	生活学校、各種団体からの要請	生活学校連絡協議会	・随時 ・県センター	5	174
		本課	10	くらしの講座	消費生活の向上	申込団体の要請による	消費生活全般	女性団体、各種団体からの要請	生活学校連絡協議会	・随時 県内各地	2	6
		本課	11	授業支援(高等学校等)	高等学校等における消費者教育の充実	実施学校との協議による	消費生活全般	県内高校生等	－	・随時 県内各地	11	852

消費者教育・啓発・広報事業等一覧(消費者教育コーディネーター設置政令市)

(平成30年度地方消費者行政の現況調査をもとに、平成30年12月に消費者庁において追加調査を実施して作成)

自治体コード	自治体名	実施主体	通し番号	事業の名称	事業の目的	事業の概要				開催実績		
						テーマ	内容	対象者	連携先	日時・場所等	実施回数	参加人数
011002	札幌市	本課	1	消費生活セミナー	消費生活に関する基礎的知識を総合的に学ぶ場を提供する	ネット上の情報発信で気を付ける	①ネット上の著作権はどこまで ②フェイクニュース ③忘れられる権利 ~デジタルタトゥ~	市民	【委託事業】委託先:(公社)札幌消費者協会	①6月23日 ②6月30日 ③7月7日 いずれも13:30~15:00 札幌エルプラザ	3	69
		本課	2	消費生活講座	消費生活に関する基礎的知識を総合的に学ぶ場を提供する	消費生活全般に関する様々なテーマ	・新しい支払い方法を使いこなそう ・イチゴを科学する ・旅行契約トラブル など	市民	【委託事業】委託先:(公社)札幌消費者協会	通年 札幌エルプラザ2階	12	386
		本課	3	講師派遣講座	消費者被害の未然防止など身近な場所で学ぶ場を提供する	問題商法、インターネットトラブル、お金の使い方など	市民20人以上のグループの要請に応じ、テーマに合わせた講師派遣により、60分~120分程度の講座を実施	市民グループ	【委託事業】委託先:(公社)札幌消費者協会	随時 市内各地	33	1,604
		本課	4	体験テスト	商品の選択の確かな目を養うために、簡易な実験などを行いながら体験的に学ぶ講座です。	食の簡易実験、洗濯の科学	くらしの身近な題材をテーマに、簡単なテストを通して様々な発見を体験する	市民グループ	【委託事業】委託先:(公社)札幌消費者協会	随時 市内各地	16	315
		本課	5	特別展示	消費生活に関する知識を学ぶ機会を提供する	消費生活全般	消費生活に関する様々なテーマについて、実物やパネルを用いた展示を開催	消費者センター来場者	【委託事業】委託先:(公社)札幌消費者協会	通年 札幌エルプラザ2階	4	-
		本課	6	ミニ講座	消費者被害の未然防止など身近な場所で学ぶ場を提供する	最新の消費者被害の情報について	市民(主に高齢者)10~30人のグループの要請に応じ、テーマに合わせた講師派遣により、30分程度の講座を実施する	市民(主に高齢者)	【委託事業】委託先:(公社)札幌消費者協会	随時 市内各地	61	1,454
		本課	7	ケアマネ・ヘルパー対象講座	福祉関係者に悪質商法の手口や対処法を身に付けてもらい、高齢者の悪質商法被害防止を図る	介護事業従事者のための契約の基礎知識	契約に関する基礎知識等	ケアマネージャー、ヘルパー等	【委託事業】委託先:(公社)札幌消費者協会	平成29年11月16日、20日、12月7日 区民センター	3	44
		本課	8	小中学校向け派遣講座	小中学校の消費者教育に関する授業の推進を図る	インターネットトラブル等	小中学校から依頼を受け、講師と共に内容を組み立て、授業を実施する	小中学生	【委託事業】委託先:(公社)札幌消費者協会	随時 市内各小中学校	20	690
		本課	9	大学におけるパネル展示	大学生等若者の消費者被害の防止を図る	若者に多く見られる悪質商法について	悪質商法の手口をイラスト入りで紹介したパネルを大学構内に掲示	大学生	北海道教育大学札幌校、札幌市立桑園キャンパス、小樽商科大学	市内大学3校	3	-
		本課	10	教員等を対象とした消費者教育講座	学校における消費者教育の推進を図る	身近なマークから見えること~上手な商品の選び方を考えよう!~	・身近な製品などに表示されているマークを取り上げ、マークや絵表示の意味を知る ・カード型ゲーム教材を通して、商品選択の基礎知識を伝える手法を学ぶ	教員等	北海道小学校家庭科教育連盟	平成30年1月20日 札幌エルプラザ	1	52
		本課	11	高校生向け啓発ハンドブック等の送付	高校生の消費者トラブル被害の未然防止・拡大防止を図る	若者の消費生活トラブル回避のための自己防衛ハンドブック	漫画クロサギを題材にした啓発冊子と消費者ホットライン188を記載したクリアファイルを市内の各高校へ配布	高校生	—	平成29年7月26日~28日 市内各高校	1	-
		本課	12	子育て事業者向け講座	子育て現場における子どもの事故防止の推進を図る	科学的に事故を予防しよう!	事故がなぜ繰り返されるのか、どう防ぐのかを保育の現場の事例を交え、原因と予防策の科学的な考え方をワークショップを交えながら学ぶ。	子育て事業者	【委託事業】委託先:(公社)札幌消費者協会	平成30年2月17日 札幌エルプラザ	1	36
		本課	13	親子向け消費者教育出張講座	幼児と保護者向けに消費者教育の重要性と製品事故の啓発を行う	あ!あぶない!! ~こどもの事故をふせぐための講座~	子どもを製品事故から守る知識を学ぶ	幼児とその保護者	【委託事業】委託先:(公社)札幌消費者協会	平成30年1月18日~3月22日 各子育て支援センター、児童会館	20	448
		本課	14	親子向けイベントへの参加	親子向け消費者教育の推進	しろくまのやさしいおうち	キッズデザイン賞受賞製品の展示、子どもの事故を防ぐための展示	幼児とその保護者	札幌コンベンションセンター	平成30年12月16日 札幌コンベンションセンター	1	3,200
		本課	15	大学での講座	大学生の消費者教育の推進を図る	消費生活に関する専門的知識を学ぶ	持続可能な生産と消費に関わる消費者教育、環境に配慮した消費に関わる消費者教育、新しい決済方法	大学生	北海道教育大学札幌校		6	585
		本課	16	地域活動団体向け研修	地域で活動する団体における見守りの知識向上を図る	最新の消費者被害の情報について等	見守り活動を行う上で必要な知識を習得する	企業・団体	【委託事業】委託先:(公社)札幌消費者協会	随時 企業・団体先	8	740
		本課	17	個人センター養成講座	地域の見守りの扱い手増加を図る	消費者センターの役割、最新の消費者被害について等	消費者問題に关心のある個人に対して地域の見守りの扱い手となつてもらうための養成講座	市民	【委託事業】委託先:(公社)札幌消費者協会		4	57

自治体コード	自治体名	実施主体	通し番号	事業の名称	事業の目的	事業の概要				開催実績		
						テーマ	内容	対象者	連携先	日時・場所等	実施回数	参加人数
		本課	18	消費者月間街頭啓発	悪質商法等による被害の未然防止を図る	悪質商法・特殊詐欺被害防止キャンペーン	地下歩行空間において、消費者被害防止のための展示や街頭啓発の実施	市民	【主催】 北海道立消費生活センター、(一社)北海道消費者協会 【協力】 北海道警察、北海道テレビ放送㈱、(一社)日本損害保険協会		1	1,497
		本課	19	幼児向けフリーペーパーへの消費者教育記事掲載	幼児とその保護者の消費者教育推進	幼児期におけるお金の管理や製品事故について等	親子向けフリーペーパーに、消費者教育の記事掲載と幼児向けDVDを添付した。	幼児とその保護者	—		1	40,000
		本課	20	大学生向け消費者教育教材作成・実践	大学生の消費者被害等の危機回避能力、問題解決能力の育成を図る	若年者(大学生)向け消費者教育の推進	大学生が被害に遭うおそれのある消費者問題を学年ごとにテーマに設定した消費者教材を作成し、作成段階において大学にてその教材を使用した講義を実施した。	大学生	札幌大谷大学 ①11月17日 ②12月4日 ③12月7日 ④12月11日 札幌大谷大学	4	188	
		本課	21	消費者教育ポータルサイト「さっぽろ暮らしまなBOOK」の改修	消費者教育の運営サイクルが自立的に回っていくための仕組みの強化を図る	消費者教育に関するコンテンツの追加、SNSの開設	講座等の実施予定カレンダーや、学習コンテンツ(クイズ)、消費者被害防止の動画を制作し、フェイスブック及びツイッターを開設した。	市民	—		1	-
041009 仙台市	双方	1	消費生活講座	消費生活に関する様々な知識や情報を提供し、日常生活で活用していただくこと	・おいしく食べて、災害に備える！～ローリングストック術を身に付けよう！～ ・民事信託・成年後見・相続の基礎講座～自分と家族が困らないための準備～ ・自動車でエコライフ～エコドライブのコツと電気自動車の特徴～ ・今から始める！収納の工夫術 ・作ってみよう！棒はかり～身近にある計量器～ ・作ってみよう！ソーラーランタン～自然エネルギーの大切さを学ぼう～	同左	一般市民	事業者	随時 市内文化施設	6	484	
	双方	2	消費者月間記念事業	消費者被害や特殊詐欺等の防止のため、様々な知識や情報の提供を行う	行動しよう 消費者の未来へ	第一部 落語「きみもだまされているかも！」 第二部 講演「ご存知ですか？ネットショッピングの落とし穴」	一般市民	—	5月21日 市内文化施設	1	61	
	双方	3	消費生活パネル展	適格消費者団体、消費者被害や特殊詐欺被害等防止の情報提供を行い、消費者トラブル防止を図る。	行動しよう 消費者の未来へ	適格消費者団体及び消費者団体訴訟制度に関するパネル、消費者トラブル防止に関するタペストリーの展示	一般市民	適格消費者団体	5月18日～5月31日 市内文化施設	1	100	
	双方	4	消費者川柳	悪質商法や特殊詐欺被害等の消費者トラブル防止、「消費者市民社会」の実現を目指した市民が参加できる啓発	みんなで考え、賢い消費者になろう！	消費者川柳の募集、入賞作品選考、表彰、広報媒体での活用	一般市民	市教育委員会 県警 東北総合通信局 事業者	7月～8月 市内文化施設	1	430	
	双方	5	暮らしのセミナー	消費者被害防止のための情報提供・啓発	消費者被害の防止	消費者被害の事例と対処法など	一般市民	地域包括支援センター	随時	29	777	
	双方	6	消費生活パートナー養成講座	消費生活パートナー活動のための基礎知識の習得 消費者被害防止のための情報提供・啓発	・消費者被害の現状、消費者を守る法律、成年後見制度、傾聴の手法、啓発体験など	・消費者被害の現状、消費者を守る法律、成年後見制度、傾聴の手法、啓発体験など	消費生活パートナー	適格消費者団体 司法書士会	7月11日、7月20日 市内文化施設	2	18	
	双方	7	消費生活パートナーフォローアップ講座	消費生活パートナー活動のための基礎知識の習得	・消費者被害の現状、認知症サポートー養成講座、情報交換	・悪質商法の手口と対処法 ・認知症の理解 ・パートナー活動の情報交換	消費生活パートナー	—	10月12日 市内文化施設	1	10	
	双方	8	消費者教育出前講座	児童・生徒・学生の消費者被害の防止と自立した消費者の育成	・インターネットトラブルの被害に遭わないために ・若者が被害に遭いやすい悪質商法の手口と対処法	同左	市内小・中学校、特別支援学校、高等学校の児童生徒、大学・専門学校の学生及び教員、保護者	仙台弁護士会 宮城県司法書士会 宮城県金融広報委員会	随時	11	2,169	
	双方	9	消費者教育教員研修会	学校による消費者教育実践の支援	・子どもを取り巻く社会状況と学校保護者の役割 ・消費者教育概論	同左	市内小・中学校教員	教育センター	6月30日、1月15日 教育センター	2	240	
	双方	10	消費者教育教材の作成・提供	小・中・若者・家庭向け消費者教育教材を作成・提供	小・中・若者・家庭向け消費者教育の推進を図るため教材を作成し、市内学校・保護者へ情報提供を図る	・家庭科部会と連携し、ウェブサイト「伊達学園」コンテンツ「授業でござる」を製作し授業や家庭での活用 ・「伊達学園」副読本及び発達段階に応じた教材を作成	市内小・中学校、特別支援学校、高等学校の児童生徒、大学・専門学校の学生及び教員、保護者	消費者教育連絡会議メンバー(市教育委員会、小・中社会科・家庭科部会、高校教員)	随時	1	10	
111007 さいたま市	双方	1	さいたま市消費生活展	消費者団体・事業者・行政がくらしに密着した諸問題を取り上げることで消費者意識の高揚を図る。	あなたもわたしもみんな消費者 ～一歩ふみだせば社会が変わる～	パネル展示、クイズラリー、健康チェック、ステージイベント等	一般市民・消費者団体	市内高等学校、大学へ参加依頼(高校2団体、大学1団体が参加)	10月15日 さいたま新都心駅自由通路	1	5,100	
	双方	2	消費生活出前講座	申込みに応じ、地区公民館等に講師を派遣し、消費者啓発・教育を図る。	消費生活に関する問題や役立つ知恵などを取り上げる	悪質商法、振り込め詐欺、遺言・相続など	一般市民・高齢者・生徒等	市教育委員会と連携し市内各学校へ出前講座の活用依頼	随時 市内各地	66	3,093	
	双方	3	さいたま市消費者フォーラム	消費者団体と連携をして、消費者月間に消費者啓発事業を行う。	「商品価格の裏側～消費の力で変わるもの～」 「商品価格の裏側～消費の力で変わるもの～」	講演会「商品価格の裏側～消費の力で変わるもの～」 消費者団体の紹介パネル展示	一般市民・消費者団体	—	5月20日 浦和コミュニティセンター	1	74	

自治体コード	自治体名	実施主体	通し番号	事業の名称	事業の目的	事業の概要				開催実績		
						テーマ	内容	対象者	連携先	日時・場所等	実施回数	参加人数
		双方	4	消費生活セミナー	消費者の意識啓発と知識の向上を図る。	経済・社会の変化に相応したテーマを取り上げる	葬儀、マネーブラン、有料老人ホーム、家の片付け、食育等	一般市民	—	市内コミュニティセンター・公民館	14	523
		双方	5	街頭キャンペーン	市民に悪質商法の注意喚起をするため。	消費者団体との協働によるキャンペーン	PR用のポケットティッシュを街頭で配布	一般市民	消費者被害防止センターにも参加依頼	10月6日 大宮駅西口前2階デッキ	1	—
		双方	6	啓発パネル展示	消費者啓発パネルをロビーや学校等に展示することにより広く市民に啓発を行う。	悪質商法に関する注意喚起等	悪質商法・消費生活に関する啓発パネルの展示	一般市民・学生	—	5月1日～31日・8月1日～10月30日 JACK大宮1階通路・浦和消費生活センター入口 随時:区役所・高校等	10	—
		双方	7	駅構内の啓発ポスター掲示	JR大宮駅、JR浦和駅、東武岩槻駅構内に啓発用ポスターを掲示し、消費者トラブルの未然防止・拡大防止を図る	悪質商法に関する注意喚起等	代表的なトラブル事例、センターの案内	一般市民	—	10月1日～3月15日 JR大宮駅、JR浦和駅、東武岩槻駅 さいたま新都心駅自由通路	1	—
121002 千葉市	センター	1	消費者センター養成講座	消費生活に関する基礎的な知識を習得し、家庭や地域などで簡単な助言を行える市民を養成する。	高齢者や障害者が消費者被害にあわないための見守りについて	テマに関する講座、ワークショップ	市内在住、在勤、在学の者	高齢者・障害者の悪質商法被害防止ネットワーク会議の構成員(民生委員、地域包括支援センター、相談支援事業者等)	3月 消費生活センター	1	20	
	センター	2	学校との連携事業(講座)	児童及び生徒の消費者被害を防止し、消費者教育を推進するために実施する。	・悪質商法とその対処法 ・金銭教育	同左	市内小、中、大学に通う者	市教育委員会、学校	随時 県内各地	8	205	
	センター	3	学校との連携事業(展示)	児童及び生徒の消費者被害を防止し、消費者教育を推進するために実施する。	・お金の使い方 ・インターネットの安全な利用	市内小・中学校に対しテマに関するポスターを募集し、市内各所での展示や優秀作品を印刷した啓発品を作成・配布	市内小、中に通う者	市教育委員会、学校	11月～1月 公共施設及び商業施設	1	—	
	センター	4	行政機関との連携事業	公民館や高齢者の集まる施設等と連携して、高齢者や障害者の消費者被害を防止したり、消費者教育を推進するために実施する。	悪質商法の手口と対処法、我が家の防災対策等	同左	市民	市高齢福祉課、市教育委員会、(公財)千葉市教育振興財団、公民館、地域包括支援センター、市いきいきプラザ・センター	随時 市内各地	58	3,179	
	センター	5	くらしの巡回講座	自治会等の団体や企業等の要望に応じ、消費生活相談員を派遣し、消費者被害の防止や消費者教育を推進するために実施する。	悪質商法の手口と対処法、我が家の防災対策等	同左	市民	町内自治会、消費者団体、事業者、事業者団体、庁内自治会等	随時 市内各地	29	809	
	センター	6	消費生活講座	消費生活に関する様々な分野のテーマで講座を実施することにより、消費者教育の推進を図る。	シニア向けスマートフォン教室、食育、家計管理等	同左	市民	日本ファイナンシャル・プランナーズ協会千葉支部、(公財)千葉市教育振興財団	不定期 消費生活センター	5	231	
	センター	7	高齢者悪質商法等被害防止講演会	千葉県警察と連携し、高齢者が陥りやすい悪質商法や振り込め詐欺などのトラブルを予防するための啓発を実施する。	振り込め詐欺や悪質商法の手口と対処法について	同左	市民	高齢者・障害者の悪質商法被害防止ネットワーク会議の構成員(民生委員、地域包括支援センター、相談支援事業者等)	9月 3区で実施	3	49	
	センター	8	消費者月間記念講演会	消費者月間(5月)に記念講演会を実施し消費者被害の防止や消費生活に関する知識の向上を図る。	①創作落語電話de詐欺 ②片づけ術&家計管理術	創作落語、講演	市民	大学生	5月 消費生活センター	1	100	
	センター	9	消費者月間特別展示	消費者月間(5月)に消費者教育関係課や団体と連携し、特別展示を実施	消費者教育全般	展示	市民	庁内消費者教育関係課、消費者団体等	5月 生涯学習センター	1	—	
	センター	10	教員向け研修	学校における消費者教育を推進する。	知的障害者に対する金銭教育の重要性	同左	市立小学校教員(特別支援学級・通級指導教室担当者)	市教育委員会	7月 総合保健医療センター	1	256	
141003 横浜市	本課	1	消費者教育出前講座	専門家や事業者講師を授業・学校行事の場に派遣し、消費者教育にかかる講座を開催することにより、学校における消費者教育の推進を図る。	物や金銭の使い方、インターネット・携帯電話の使い方やきまり、契約、消費者保護・消費者被害防止、エシカル消費等	専門家や事業者を講師として派遣し、講座を実施する。	横浜市立小学校、中学校及び高等学校	市教育委員会(一社)学校金銭教育FPの会 県弁護士会 市内事業者等	小学校・中学校等	45	4,329	

自治体コード	自治体名	実施主体	通し番号	事業の名称	事業の目的	事業の概要				開催実績		
						テーマ	内容	対象者	連携先	日時・場所等	実施回数	参加人数
		本課	2	消費者教育教員研修会	専門家講師を派遣し、消費者教育にかかる教員研修を開催することにより、学校における消費者教育の推進を図る。	消費者教育の授業実践事例等	専門家を講師として派遣し、講座を実施する。	横浜市立小・中学校及び高等学校の教員、社会科研究会・家庭科研究会等	市教育委員会 (一社)学校金銭教育FPの会 県弁護士会等	小学校・中学校等	1	25
		本課	3	親子金銭教育講座	PTA会員・親子等対象の金銭教育講座を専門家講師を派遣して実施することにより、保護者等、児童及び生徒の金銭に関する知識の普及啓発に資するとともに、家庭における金銭教育の推進を図る。	インターネット・携帯電話の使い方やきまり等	専門家を講師として派遣し、講座を実施する。	横浜市内学校区部PTA、横浜市PTA連絡協議会、学校単位PTA会員の親子	市教育委員会 市PTA連絡協議会 (一社)学校金銭教育FPの会 県弁護士会等	小学校・中学校	2	70
		センター	4	消費生活教室	消費者教育、啓発、消費者団体との協働事業	インターネット・携帯電話の落とし穴等	消費生活に関するテーマ	横浜市内在住・在勤・在学者	区役所	年12回、市内12区	12	1,283
		センター	5	出前講座	悪質商法の未然防止と早期解決	悪質商法の手口とその対策について	同左	市民	—	自治会館、ケアプラザ、企業等	58	4,216
		センター	6	横浜シニア大学	悪質商法の未然防止と早期解決	悪質商法の手口とその対策について	同左	高齢者	横浜市老人クラブ連合会	7月～10月 18回(18回)	18	608
		センター	7	消費者教育講演会	消費者市民社会の形成に向けた取り組み	あなたの買い物がヨコハマの未来を変える!	同左	市民	—	鶴見公会堂1・2号会議室	1	59
		センター	8	ワーリング横浜主催研修への啓発事業	福祉保健従業者への啓発	「見守り」「気づき」で高齢者・障がい者の消費者トラブルを防ごう	同左	福祉保健従事者	横浜市社会福祉協議会	随時	5	349
		センター	9	簡易テスト実習	テスト・実習室の施設・設備を活用して、各種商品の成分などへの関心と知識を深める	紫外線強度計による測定	同左	市民	—	年1回	1	12
		センター	10	出前講座講師養成セミナー	地域団体や高齢者施設運営者などが主催する出前講座で講師を担える人材を育成する	出前講座のノウハウを学ぶ	同左	元消費生活推進員	—	年2回	2	5
		センター	11	地域の担い手養成セミナー	日常の地域活動の中で高齢者等の目標に立った案内・助言役を担える消費者市民としての人材を育成する	地域で活躍するための消費者市民としての知識を学ぶ	同左	元消費生活推進員	—	年1回	1	6
221007	静岡市	双方	1	ヤングライフセミナー	若者の消費者被害を未然に防止し、賢い消費者になれるよう自立と自覚を促し、消費生活全般の基礎的な知識を習得させる	契約の基本、通信販売のトラブル、クレジットカードについてなど	若者が陥りやすい消費者トラブルとその対策を学ぶ	市内の高校生、専修学校生、大学生	市内の高校、専修学校、大学	随時 市内の高校、専修学校、大学	7	1,901
		双方	2	消費者教育推進地区における戸別訪問による啓発活動	消費者被害の未然防止、消費者市民の育成	消費者被害の未然防止、消費者市民の育成	消費者教育推進員が高齢者宅等を戸別訪問	消費者教育推進地区的住民	自治会、町内会	随時 推進地区内の世帯	1	437
		双方	3	暮らしの一日講座	消費者に消費生活に関する高度な知識を習得してもらう	・食品ロス ・相続と老後資金対策 ・片付け術	同左	一般市民	—	平成29年5月、10月 平成30年2月	3	199
		双方	4	親子消費者教育	親子で消費生活について学んでもらう	お菓子を作る会社の模擬経営を通し、商品の企画やお金のながれについて学ぶ	同左	小学生とその保護者	生涯学習センター(平成29年は共催。年度により異なる)	8月5日 静岡県教育会館	1	47
		双方	5	スマートクッキング教室	環境に配慮した調理法を学ぶ	環境に配慮した「買い物」「調理」「片付け」	同左	一般市民	消費者協会	1月有度生涯学習交流館	2	29
		双方	6	暮らしの出張教室	悪質商法に関する情報を提供し、被害防止を図る	高齢者を狙う悪質商法など	ロールプレイ、啓発DVD上映、「悪質商法ハナミン劇団」の公演などを行い、悪質商法に関する情報などを提供し、被害防止を図る	一般市民	消費者協会	随時	37	1,165
		双方	7	消費者啓発集中キャンペーン	消費者月間にチラシを配り、消費者の啓発を図る	悪質商法の注意喚起	チラシと啓発品の配布	一般市民	消費者協会、静岡県警察	5月 青葉通り 12月 青葉通り、イオン清水店、イオンタウン蒲原	4	80
		双方	8	消費生活展	市民に様々な消費生活の情報を提供し、生活を見直す機会とともに、消費者団体を育成する	社会の変化にあわせて賢い消費者になろう～見て、聞いて、知って～	しづおか市消費者協会、市内の消費者グループの研究の成果等を展示発表	一般市民	消費者協会	11月11日、12日 青葉シンボルロード	1	4,505
		双方	9	消費者教育推進校における啓発活動	消費者被害の未然防止 消費者市民の育成	消費者被害の未然防止、消費者市民の育成	全休講座・クラスごとのミニ講座の実施 消費生活センター作成のお便りの配布	消費者教育推進校の中学生	市教育委員会、市内の中学校 静岡市立美和中学校 静岡市立安倍川中学校	随時 静岡市立美和中学校 静岡市立安倍川中学校	42	431
		双方	10	グリーンコンシューマー養成講座	環境や健康のことを考えて買い物や生活をする消費者の育成	家計と地球にやさしい買い物術	「お買い物ツアーワーク」で商品を選択し、各グループで選択理由等を討論して発表後、講師が商品の解説等を行う	一般市民	生涯学習センター	5月31日 大里生涯学習センター	1	8
		双方	11	消費生活・計量モニター研修会	生鮮食料品及び生活関連物資小売価格調査や食料品の重量の再計量をもらいや、その結果や消費生活上の意見や要望を收集とともに、消費者問題について研究・討議する研修機会を提供し、消費者リーダーとして養成する	①エシカルコンシューマーになろう ②スマートクッキング教室 ③食の安全・環境保全 ④食の安全とは? ⑤ごみ減量啓発	①エシカルコンシューマーになろう ②スマートクッキング教室 ③食の安全・環境保全 ④食の安全とは? ⑤ごみ減量啓発	消費者生活・計量モニター	消費者協会 生活協同組合ユーローブ 関東農政局 市環境局	①静岡市職員会館 ②アイセル21 ③静岡市職員会館 ④静岡市職員会館 ⑤静岡市職員会館	5	54

自治体コード	自治体名	実施主体	通し番号	事業の名称	事業の目的	事業の概要				開催実績		
						テーマ	内容	対象者	連携先	日時・場所等	実施回数	参加人数
	双方	12	ミニくらしの出張教室	消費者被害の未然防止 消費者市民の育成	消費者トラブル事例、消費者市民社会とは	消費者トラブル事例、消費者市民としての行動	消費者教育推進地区の組長	自治会、町内会	随時 推進地区内の自治会館等	21	711	
	双方	13	シニア向けスマートフォン・タブレット教室	消費者被害の未然防止 消費者市民の育成	消費者トラブル事例、安心・安全な使い方など	同左	おおむね60～70歳の市民	生涯学習センター・交流館、電気通信事業会社	随時 生涯学習交流館等	4	79	
	双方	14	地域の消費生活センター養成講座	地域で消費者教育や高齢者等の見守り活動の担い手として積極的に活動するとともに、地域の多様な活動主体のつなぎ役となる人材の育成	①地域での活動のために ②③知つて得する法律講座 ④暮らしに役立つ生活の知恵(防災編) ⑤グリーンコンシューマーになろう ⑥スマートクッキング ⑦消費者啓発講座の手法 ⑧ハナミン劇団体験 ⑨高齢者等の見守りのポイント ⑩地域で活動を広げていくために	同左	一般市民	消費者協会	6月39日から2月9日まで 全10回 アイセル21	1	26	
221309	浜松市	センター	1	くらしのセミナー	正しい知識を身につけ、良識ある行動力を持った消費者の育成を図る	・スマホ・ケータイ安全教室 ・省エネ・節電！上手な電気の使い方 ・クレジットカード決済の仕組みと基礎知識 ・消費者被害の実例と被害に遭わないための対策 ・フェアトレードを知ろう！	スマホを安全に使うために気を付けること、上手な電気の使い方、クレジットカードの仕組み、悪質商法への対処法、フェアトレードを講座形式で取得	一般市民	携帯会社、大手家電メーカー、静岡県労働金庫、弁護士、フェアトレードショップ	平成30年1月18日、2月1、8、15、22日 市内公共施設	5	93
	センター	2	出前講座	市民の求めに応じて、指定された会場に出向き悪質商法とその対処法を学ぶ	悪質商法の被害に遭わないために	悪質商法の手口とその対処法やクーリングオフ制度の説明、消費生活センターの紹介など	高校生以上	地域包括支援センター、老人福祉センター	随時 市内各地	27	720	
	センター	3	消費生活展	安心・安全に暮らすための情報を提供し、自立した賢い消費者になるよう意識啓発を図る。	私たちのくらしを確かめてみましょう	パネル展示、体験コーナーなど	一般市民	環境政策課	市内大型店舗	2	500	
	センター	4	ミニ広報展	悪質商法の未然防止や、消費者市民社会の形成	フェアトレードを知つてもらいましょう！	パネル展示、啓発物の配架	来庁者	—	平成29年5月22日～26日、平成30年2月5日～9日	2	—	
	センター	5	はままつエシカル消費ミーティング	事業者にエシカルを知つてもらい、エシカルな商品を事業に取り入れるためのノウハウを学ぶ	エシカルを事業に取り入れてもらおう。	講演、パネルトーク、ワークショップ等	事業者	—	平成30年1月26日	1	68	
	センター	6	夏休み親子消費者教室	実験等により消費者に必要な知識を学ぶ	・ジュースや果物に含まれる糖分とビタミンCを調べてみよう！ ・ハム・ソーセージの食品添加物を調べてみよう！	糖分、ビタミンC、添加物を調べる。	小学3～6年生とその保護者	静岡県衛生科学研究所	平成29年8月3、8日	2	46	
	センター	7	出前講座	食品ロスを中心に消費者市民社会について学ぶ	食品ロスの削減	食品ロスを出さないために出来ることを考える	中学生	中学校	平成29年6月28日	2	62	
	センター	8	出前講座	小学生期における消費者教育の推進について学ぶ	小学校における消費者教育の推進	消費者教育の全体計画と小学生時期に指導したい内容について	小学校教員	小学校	平成29年5月2日、6月23日	2	6	
	センター	9	出前講座	消費者教育の推進について学ぶ	消費者教育の進め方	契約の基礎知識とエシカル消費、指導方法	大学生	大学	平成29年9月4日	2	44	
	センター	10	出前講座	商品の選択を通して消費者市民について学ぶ	商品の選択と消費者市民社会	商品の選択方法、消費者市民社会の一員としての消費者の役割	小学生	小学生、教育委員会	平成29年12月19日、平成30年1月25日、2月13日	6	151	
	センター	11	高校教員向け教材作成	高校生に消費者市民になつてもらえるよう契約の知識の習得	高校教員向けDVD、指導ガイド	高校生に消費者市民になり、契約の知識等を深めてもらうためのDVDの活用方法を示したガイド 契約の基礎知識編及びフェアトレードタウンはままつ編から構成されている	高校教員	弁護士、司法書士、高校教師	平成30年2月発行	-	-	
231002	名古屋市	センター	1	出張講座	悪質商法被害の未然防止	・悪質商法の被害にあわないために	民生委員、ケアマネジャー、PTA、学生、町内会、老人会など	—	随時 市内各所	54	4037	
	センター	2	消費生活実習講座	食育を中心に消費者自ら試作・測定して学習、体験する	・テングサからのところてんづくり ・いろいろな大豆をつかった豆腐作りなど	・原材料から加工品をつくって試食 ・ジュースや飲料水の糖度測定など	市民	—	随時 消費者開放試験室	38	466	
	センター	3	くらしのゼミナール	30人程度までのグループを対象に要望に応じ悪質商法や身近な消費生活に関して学習する	・最近の消費者トラブルと対処法 ・お金を上手に扱えるようになろうなど	同左	市民	— (中学生の職場体験については中学校)	随時 くらしの情報プラザ	44	543	
	センター	4	教員セミナー	消費者教育のノウハウを教員向けに解説	小中学校における消費者教育	同左	小中学校教員	市教育委員会	随時 センターおよび小学校	5	101	
	センター	5	消費生活講座	消費生活全般を体系的に学習する	・食生活と健康づくり ・くらしと経済など	食品表示、健康官営、くらしと経済、身近な消費者トラブルなど	市民	大学教授 各種企業 (一社)名古屋銀行協会 日本証券業協会 (一社)日本損害保険協会	随時 センター研修室	17	770	

自治体コード	自治体名	実施主体	通し番号	事業の名称	事業の目的	事業の概要				開催実績		
						テーマ	内容	対象者	連携先	日時・場所等	実施回数	参加人数
		センター	6	市政出前トーク	消費生活センター所長が消費者行政に関して解説する	消費生活センターの活動	消費生センターの役割など	高齢者	市市長室	随時	1	12
		センター	7	金銭教育特別講座	社会の仕組みなどを体験的に学習する	ショッピングモールチャレンジ大作戦	ショッピングモールを作るシミュレーション	小学5-6年生と保護者	(一財)日本経済教育センター	センター研修室	2	32
		センター	8	消費者教育コーディネーター派遣	学校における消費者教育を推進するため、小中学校等に消費者教育コーディネーターを派遣する。	学校における消費者教育全般	小中学校家庭科、社会科等の授業	小中学校等	市教育委員会各小中学校等	随時各小中学校等	59	1,293
		センター	9	こども消費者教室	お金の大切さと買物マナーを学ぶ(幼児向け)	ドーナツのお買物体験	・園児を対象にパペットやゲームの手法を取り入れた参加型の教室を行う	園児	市内各園等	随時市内各園等	21	488
		本課	10	高齢者見守り支援講座	見守り活動を行う地域や福祉関係事業者などに対して見守りサポートを育成する研修を実施	高齢消費者見守り支援講座	・高齢者に多い最近の消費者被害の事例紹介 ・高齢者を狙った主な悪質商法の手口と対応策 ・消費生活センターの高齢者及び高齢者を見守る方への関わりと役割	ケアマネージャー等	公益社団法人全国消費生活相談員協会	随時いきいき支援センター等	11	454
		本課	11	地域における高齢消費者見守り人材育成講座	高齢者を地域において見守ろうとする意識を高めるための講座	地域における高齢消費者見守り人材育成事業	・悪質商法の手口 ・食品表示 ・スマホの利用による消費者被害製品事故の防止 等	市民	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会中部支部	随時生涯学習センター	8	206
		本課	12	消費生活フェア	消費者団体・事業者団体・学校・行政が相互理解を深める交流の場とともに、これらが一体となり、「賢い消費者」となるための消費生活に関する様々な情報を発信することにより、消費者被害の未然防止や消費者意識の高揚を図る	考え方社会・地球・未来のこと～消費者市民社会～	消費者被害の未然防止、トラブルの対処法、食や製品の安全、フェアトレードなど、消費生活に関する様々な知識や展示やクイズ、ステージイベントで、子どもから高齢者まで楽しく学んでもらうイベント	市民	消費者団体、事業者団体等	11月4日オアシス21	1	20,000
		本課	13	なごやHAPPYタウン	消費者団体や市民団体・事業者団体・学校・行政が相互理解を深める交流の場とともに、これらが一体となり、「賢い消費者」となるための消費生活に関する様々な情報を発信し、子供や子育て世代に向けた参加体験型のイベントを実施することにより、消費者意識の高揚をはじめ、消費者市民社会の形成に参画することの重要性について普及啓発を図る	考え方社会・地球・未来のこと～消費者市民社会～	子ども向けの参加体験型イベント	一般(※イベント参加は中学生以下)	消費者団体、事業者団体等事業者団体等	11月3日オアシス21	1	20,500
		本課	14	消費者志向経営セミナー	消費者志向経営とは何か、そのために事業者はどんな活動を進めていかよいかをテーマにセミナーを開催するもの	消費者志向経営の推進に向けた事業者の取組	同左のテーマについて講師を招いての講演、事例紹介	事業者	特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海(適格消費者団体)	11月8日愛知県産業労働センター	1	36
281000	神戸市	双方	1	消費生活講座	消費者問題や物価問題等への理解と関心を深め、消費生活に関する知識を深める	「悪質商法にご用心！」など	・悪質商法の手口と対処法を学ぶ	市民	兵庫県、兵庫県金融広報委員会等	毎月神戸市立婦人会館、神戸消費者教育センター等	12	1,065
		双方	2	悪質商法の啓発(パネル展示)	悪質商法に関する啓発及び、消費生活センター案内のパネルを展示することで、被害を未然に防止する	悪質商法啓発	パネル展示	市民	—	アドウインドー、コミスタこうべ、みなと銀行本店、花時計ギャラリー	4	—
		双方	3	くらしのいきいきトーク	地域や学校、企業等に出向いて、講座形式やトーク形式により開催し、情報提供・啓発を行う	悪質商法にご用心！、子どもの安心。安全、今くらしに役立つ話題など	悪質商法にご用心！、子どもの安心・安全、今くらしに役立つ話題など	地域・学校・企業など	神戸市消費者協会	随時	18	697
		双方	4	出前トーク	地域や学校、企業等に出向いて、講座形式やトーク形式により開催し、情報提供・啓発を行う	消費者を取り巻く最新情報、悪質商法に気をつけて、インターネット時代のトラブルなど	消費者を取り巻く最新情報、悪質商法に気をつけて、インターネット時代のトラブルなど	地域・学校・企業など	—	随時	17	859
		双方	5	ゲストティーチャー	地域や学校、企業等に出向いて、講座形式やトーク形式により開催し、情報提供・啓発を行う	「あなたのスマホ、大丈夫？」 「悪質商法に気をつけて！」など	「あなたのスマホ、大丈夫？」 「悪質商法に気をつけて！」など	地域・学校・企業など	—	随時	62	6,219
		双方	6	神戸消費者フェスタ	消費者教育を推進するため、神戸市消費者協会と共に開催	今日からあなたも消費者市民～自立した消費者、思いやりのある消費者を目指そう～	関係団体による特別講演など	市民	神戸市消費者協会	神戸市立婦人会館「さくら」	1	220
		双方	7	婦人神戸	消費者トラブルの事前防止・消費者力向上	消費者トラブルの事前防止・消費者力向上	婦人会機関紙「婦人神戸」に毎月1回くらしに役立つ身近な消費者向け情報「消費生活マスター通信」を掲載する	市民	神戸市婦人団体協議会	毎月1回	12	-
331007	岡山市	本課	1	消費者のつどい	賢い消費者の育成	「あなたの声が企業を変え、社会を変える」	お客様の声を活かした取り組み55/33	市民	岡山市消費生活研究協議会・岡山市連合婦人会	5月19日ピュアリティまきび	1	71

自治体コード	自治体名	実施主体	通し番号	事業の名称	事業の目的	事業の概要				開催実績		
						テーマ	内容	対象者	連携先	日時・場所等	実施回数	参加人数
		本課	2	消費者大学	消費者リーダー的役割を担える人材育成	「消費者にとってわかりやすい表示とは」	食品表示の見方・活用方法に等	市民	保健管理課、保健所健康づくり課	6月30日 コンベンションセンター	1	35
		本課	3	消費者大学(短期大学生版)	消費者トラブル事例を学ぶことにより自分たちが何が出来るのかを考える。	「o·r·a·n·g·e」で気をつけよう 消費者トラブル!	・若者に多い消費者トラブルについて	短期大学生	就実短期大学	11月22日 就実短大	1	57
		本課	4	消費生活講習会	消費生活を営むうえにおいて、必要な消費者情報を提供	「整理収納上手！～楽しく学ぶ整理収納術！」	・効率的な整理・収納方法について学ぶ	市民	岡山市消費生活研究協議会・岡山市連合婦人会	2月23日 ビュアリティまきび	1	80
		本課	5	消費生活出前講座	消費者被害の防止と賢い消費者の育成	「だまされないぞ、悪質商法」	悪質商法の手口及び対処法などの説明	市民・民生委員・ヘルパー、ケアマネージャー	町内会、公民館、地域包括ケアセンター、老人クラブ、福祉援護課、岡山大学他	随時 市内各地	115	3,641
		本課	6	消費生活展	賢い消費者の育成	「暮らしと計量」	パネル展・クイズ・パンフレット配布	市民	岡山県消費者問題研究協議会	11月3日 岡山ジョイポリス	1	350
		本課	7	学校教員向け研修会	小学校・中学校での消費者教育の推進	学校での消費者教育の推進	・消費者教育の概要 ・消費者問題の現状 ・ワークショップ「消費者教育教材の活用について」	小学校・中学校の教諭	市教育委員会指導課、岡山県消費生活センター	8月3日 ウェルポートなださき、灘崎文化センター	1	124
		本課	8	小学校教育研究会家庭科部会	小学校家庭科における消費者教育	家庭科で消費者教育の素地を育む	・次期学習指導要領について ・グループワーク「教材を活用した消費者教育の具体例」	小学校教諭	岡山市小学校家庭科教育研究会	8月28日 大元小学校	1	36
		本課	9	公民館社会教育主事向け研修会	公民館における消費者教育	公民館における消費者教育とは	・消費者教育の概要 ・消費者問題の現状 ・ワークショップ「公民館ができる消費者教育は」	社会教育主事	公民館、岡山県消費生活センター	9月15日 岡山市立中央公民館	1	38
		本課	10	公民館長向け研修会	公民館における消費者教育	公民館が頼り！消費者教育の推進に向けて	・消費者教育推進の必要性の理解 ・公民館と消費生活センターとの有機的な連携の進め方	公民館館長	公民館	10月6日 岡山市立中央公民館	1	38
		本課	11	地域担当者向け研修会	個人情報保護について	はじめての個人情報保護法	・個人情報保護法の概要と注意事項	社会教育主事	市民協働企画総務課	10月26日 勤労者福祉センター	1	38
		本課	12	消費者教育担い手育成事業(市民向け)	地域における消費者教育の担い手育成	消費者教育の担い手の育成	・消費生活に関係する法律及び知識 ・消費者問題の現状 ・伝え方にに関するワークショップ	市民	—	1月17日、1月24日、2月7日、2月14日、2月21日、2月28日、3月3日、3月10日 きらめきプラザ、国際交流センター	8	443
		本課	13	消費者教育担い手育成事業(事業者向け)	地域における消費者教育の担い手育成	消費者教育の担い手育成	・消費者志向経営とは	市民・事業者	—	2月16日、3月6日、3月23日きらめきプラザ	3	148
		本課	14	公民館と連携した消費者教育(小学生向け)	小学生に対する消費者教育	地球にやさしいエコランプ	実験を通して省エネ及び地球環境について学ぶ	小学生	岡山県環境保全事業団、公民館	8月25日、公民館	2	40
		本課	15	小・中学校における消費者教育の推進	小・中学校における消費者教育の担い手育成	学校における担い手育成(教員研修会)	学校教育研究会と連携した消費者教育研修会の提案	教育研究会部会長(校長)	学校教育研究会(社会科・家庭科部会)	各学校	4	4
		本課	16	消費生活展・リサイクルバザー	賢い消费者的育成	悪質商法にだまされないための啓発と不用品の有効活用	資料配布、パネル展示、リサイクルバザー	市民	岡山市消費生活研究協議会、岡山市連合婦人会	2月28日、岡山市役所本庁舎1階市民ホール	1	11
		本課	17	調査研究事業	市民の実態調査に基づく効果的な事業の実施	消費活動の実態と消費生活センターの認知度	消費生活センターの認知度等に関するアンケート調査	市民	岡山市消費生活研究協議会	各学区	1	1,331
341002	広島市	双方	1	消費者のひろば(消費者月間事業)	5月の消費者月間に消費者、消費者団体と事業者団体及び行政が協調して、消費者の意識啓発や消費者団体相互の連携強化を図る	行動しよう 消費者の未来へ	・消費者力測定チャレンジコーナー(クイズラリー) ・消費者団体などの展示ブースの出展 ・消費生活コント ・広島弁護士会の寸劇 など	一般市民	広島商工会議所 広島県商工会連合会 (公社)広島消費者協会 広島市地域女性団体連絡協議会 広島市生活協同組合連絡協議会	5月27日 紙屋町シャレオ中央広場(広島市中区)	1	12,000
		双方	2	教職員のための消費者教育に関する研修会	教育委員会等と連携して研修を実施することにより、教職員の指導力の向上を図る	—	国民生活センター主催の「教員を対象にした消費者教育講座」へ教員を派遣	市立小学校・中学校・高等学校教員	市教育委員会 小中学校家庭科部会 各小中高等学校	8月22日、23日	1	3

自治体コード	自治体名	実施主体	通し番号	事業の名称	事業の目的	事業の概要				開催実績		
						テーマ	内容	対象者	連携先	日時・場所等	実施回数	参加人数
		双方	3	消費生活センター養成講座	市民の消費者力の向上及び高齢者等を消費者被害から守るための見守り活動を担う人材の育成及び活用を図る	—	・オリエンテーション ・知つ得！契約の基礎知識 ・暮らしの中のかくれた危険～製品安全チェックで『身』守りを！～ ・なっとく！楽しく実践、見守り活動 ・修了式	一般市民	中国経済産業局消費経済課製品安全室 (独)製品評価技術基盤機構中国支所	2月23日、3月2日	1	25
		双方	4	成人向けの消費者教育講習会	成年年齢の引下げにより新たに成年になりうる者を対象に、外部講師を招へいし消費者教育の講習を行う。	—	・若者に多い消費者トラブルの事例紹介や注意喚起、トラブルへの対処方法等 ・持続可能な社会について等 ・成人祭でブースを設け、パネル展示及びパンフレット配布	高校生、大学生、新成人	—	1月8日、1月10日、2月9日、3月13日	4	—
		双方	5	消費生活出前講座(高齢者サロンワーキング事業を含む)	消費者トラブルの未然防止・拡大防止を図る	消費者被害に遭わないためのABC	消費者トラブルの実例や消費生活に関する法律知識の紹介	一般市民	—	随時 市内各地	60	3,753
		双方	6	消費者大学	消費者問題に関する関心を持ち続ける消費者を増やし、消費者活動を担える人材を育てることを目指す	①消費者行政の現状 ②旅選びの8つのチェックポイント ③情報を知って上手に活用 ④知って役立つ食品の表示、知って安心食品の安全 ⑤個人型確定拠出年金(イデコ)について ⑥知っておきたい身近な税金 ⑦クラウドファンディングについて ⑧広島市における公共交通計画	消費者問題、法律知識、経済知識、行政知識、環境問題、生活知識等	市内に在住または通勤・通学をしている18歳以上の方	①7月13日 ②7月20日 ③7月27日 ④8月3日 ⑤9月7日 ⑥9月14日 ⑦9月21日 ⑧9月28日	—	8	231
		双方	7	高齢者等の消費者被害防止対策講座	高齢者等が地域において日常生活を営むために必要な支援を行う者に対し、講座を実施することにより、高齢者等の消費者被害の未然防止・拡大防止を図る	地域の見守りで高齢者の消費者被害を防ぎましょう	・DVD『高めよう！「見守り力」』 ・「地域の見守りで高齢者の消費者被害を防ぎましょう」 ・高齢者の消費者トラブルー最近の傾向からー	民生委員、地域包括センター	市社会福祉協議会 市障害自立支援協議会 市老人クラブ連合会 広島特別支援学校	随時 市内各地	19	555
		双方	8	小学生向け夏休み研究学習会	親に消費者教育の担い手となってもらい、小学生期の消費者教育を推進する。	かしこい商品の選び方～広告・表示～	商品の表示、商品の選び方について	小学校4～6学年の児童と保護者	公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所 中国支所 市内全小学校	7月31日	1	8
		双方	9	子ども向けイベントへの参画・出展による消費者教育	消費者被害について、自ら学んでもらうことを目的として、さまざまな職業体験ができる「子どもが主役のまちキッズシティ」へ参画・出展する。	—	消費者問題に関するクイズ、紙芝居	小中学生	広島市青年会議所 市教育委員会	9月16日	1	81
		双方	10	消費生活協力団育成のための見守り講座	訪問介護事業者を対象に外部講師による見守り講座を実施し、消費生活協力団体として育成する。	高齢者を消費者被害から守る～地域で見守りを～	消費者トラブルの実例や消費生活に関する法律知識、見守り活動のポイントなど	訪問介護事業者	— ①10月16日 ②10月19日 ③10月20日	—	4	—
401005	北九州市	本課	1	出前講座	15人以上のグループを対象に講師を派遣し、消費者被害の未然防止を図る。	・高齢者を狙う悪質商法、若者に多い消費者トラブル ・消費生活センターに寄せられる相談と最近の傾向	・悪質商法の手口と対処法	依頼のあった市民団体	—	随時	96	3,699
		本課	2	訪問販売事業者講習会	訪問販売事業者等を対象に、関係法令の理解を深め、消費者トラブルの未然防止を図ることを目的として実施	行政処分事例から学ぶリスク管理について	・消費者トラブルの未然防止 【講師】弁護士 吉野 泉 氏	訪問販売事業者	—	11月15日 ウェルとばた多目的ホール	1	70
		本課	3	金融経済講演会	消費者トラブルの未然防止	・今、求められる消費者の自立～ニュースキャスターからみた視点～	【講師】弁護士 住田 裕子 氏	市民	県金融広報委員会	11月24日 戸畠市民会館中ホール	1	210
		本課	4	消費者被害防止強化月間街頭啓発	毎年11月を「消費者被害防止強化月間」と定め、消費者被害防止の注意喚起のため、街頭啓発を行う。	11月は消費者被害防止強化月間です	街頭啓発	市民	警察、消費者学級、消費者団体	11月1日ほか2日 JR小倉駅、戸畠駅、黒崎駅	3	—
		本課	5	あんしんサポートメール	消費者関連トラブルや製品事故の情報を提供し、消費者被害の防止を図る。	・最近の相談事例や製品事故紹介	同左	市民	福祉センター等配信を希望する団体・個人	毎月1日・15日及び随時	27	—
		本課	6	SOSサポートメール	消費者関連トラブルや製品事故の情報を提供し、消費者被害の防止を図る。	・最近の相談事例や製品事故紹介	同左	市内中学校など	市内中学校	毎月25日	12	—
		本課	7	消費生活センター街頭啓発CM放映	消費者トラブルの未然防止を図る	オーソレ！買！	・「落とし穴(マルチ商法)」篇 ・「オリ(キャッチセールス)」篇 ・「雪だるま(多重債務)」篇 ・「マジックハンド(訪問購入)」篇 ・「ネットトラブル」篇	市民	— 11月1日～11月30日 2月1日～3月31日 JAMビジョン グラーンライザ北九州、リバーウォーク北九州の3か所で放映	—	35,200	—
		本課	8	パネル展示	製品事故や消費者トラブルに関するパネル展示による市民への啓発	消費者被害にあわないために！	・「落とし穴(マルチ商法)」篇 ・「オリ(キャッチセールス)」篇 ・「雪だるま(多重債務)」篇 ・「マジックハンド(訪問購入)」篇 ・「ネットトラブル」篇	市民	市広報室	5月1日～5月31日 市役所1階市民ホール	1	—
		本課	9	くらしの便利講座	生活に密着した講座を消費生活センターで実施し、センターの周知を行う。	「親子でチャレンジ！LED工作教室」他	民間事業者講師、行政書士及び消費生活相談員による講義	市民	民間事業者講師、行政書士、県金融広報委員会	6月24日 消費生活センター研修室	4	152

自治体コード	自治体名	実施主体	通し番号	事業の名称	事業の目的	事業の概要				開催実績		
						テーマ	内容	対象者	連携先	日時・場所等	実施回数	参加人数
	本課	10	消費者フェスティバル	11月の「消費者被害防止強化月間」にあわせて、大型ショッピングモールで、悪質商法の手口や消費生活センターの取り組みを紹介し、賢い消費者の育成を図る。	「行動しよう 消費者の未来へ」	パネル展示、消費生活に関するイベント、啓発チラシ配布など	市民	市内ショッピングモール	11月11日 イオンモール八幡東1階 ひまわりの広場	1	4,477	
	本課	11	新聞による広報	イベントの告知及びニセ電話詐欺に関する注意喚起	高齢者の消費者被害防止	イベントの告知及びニセ電話詐欺に関する注意喚起	市民	市民ホール	11月	1	—	
	本課	12	地域情報誌による広報	ニセ電話詐欺に関する注意喚起	高齢者の消費者被害防止	ニセ電話詐欺に関する注意喚起	市民	—	10月、11月、3月	5	—	
	本課	13	公共交通機関の車内、駅での広報	ニセ電話詐欺に関する注意喚起	高齢者の消費者被害防止	ニセ電話詐欺に関する注意喚起	市民	—	11月、12月、2月、3月	4	—	
	本課	14	SNSによる情報発信	フェイスブックで最新の消費者トラブル情報等に関する注意喚起情報を発信	最新の相談事例や製品事故を紹介	同左	市民	—	随時	—	—	
401307	福岡市	本課	1	福岡市出前講座	消費者が主体的・合理的な消費生活を営むために必要な知識の普及を図る	・だまされんばい悪質商法 ・くらしの実験講座 ・家庭で起こる製品事故にご注意! ・新しい洗濯表示について	・悪質商法被害の手口や対処法 ・糖度の測定を通して砂糖の役割や影響を学ぶ ・家庭で使用する電化製品などの事故事例と対策 ・29年12月から施行された衣類の洗濯表示について学ぶ	市民	地域団体 公民館など	随時 市内各地(公民館や集会所など)	70	1,917
	本課	2	くらしに役立つ消費生活講座	消費者が主体的・合理的な消費生活を営むために必要な知識の普及を図る	「先ず、捨てる事から始めよう!」等	テーマ毎に専門家の講師を招いて開催する講座	市民	県金融広報委員会 各種事業者	5月22日、7月28日、8月9日、11月1日、12月5日 あいれふ	5	254	
	本課	3	事業者等共催講座	消費者が主体的・合理的な消費生活を営むために必要な知識の普及を図る	「菊地流消費者問題あれこれ」	弁護士を講師に招き福岡県金融広報委員会と共催の講演会	市民	県金融広報委員会	2月26日 あいれふホール	1	161	
	本課	4	消費生活センター育成事業	高齢者を見守る地域力の強化のため、地域で悪質商法の手口や対処法について伝達できる人材を育成する	消費生活センター育成講座及び情報交換会	地域で悪質商法の手口や対処法について伝達できる人材を育成するための講座および情報交換会	市民	民生委員 社会福祉協議会など	【育成講座】 随時 市内各地 【情報交換会】 5月12日、1月12日 あいれふ	14	371	
	本課	5	中学校における消費者教育講座	消費者教育の授業が効果的に実施できるよう教育委員会と連携し支援する	・「わたしたちの消費生活～中学生を取り巻く消費生活の現状～」 ・消費者教育教材「ライフサイクルゲームⅡ」を用いて、家庭科の授業を事業者と共働で支援	・消費者トラブル事例や対処法など消費生活に関する知識を学ぶ家庭科の授業を支援 ・消費者教育教材「ライフサイクルゲームⅡ」を用いて、家庭科の授業を事業者と共働で支援	市立中学校	教育委員会 中学校技術家庭科研究会 事業者サポート	10月～3月 各中学校	63	2,231	
	本課	6	高校3年生のための消費者教育講座	大学進学や就職等により、社会生活の中で自ら消費活動を開始する卒業前の市立高校3年生に必要な知識の普及を図る	若者を狙う悪質商法の手口と対処法	若者に多い消費者トラブル、クーリング・オフなど	市立高等学校	教育委員会	9月20日、12月1日、2月5日、2月13日 各高等学校	4	1,117	
	本課	7	若年者向け消費者教育講座	社会経験が少なく悪質商法の被害にあいやすい大学生や専門学校生の消費者トラブル未然防止	悪質商法の手口と対処法	若者に多い消費者トラブル、クーリング・オフなど	大学生・専門学校生	大学専門学校	随時 各学校	13	623	
	本課	8	街頭キャンペーン	消費者被害の未然・拡大防止・消費者啓発	・新大学生防犯強化月間キャンペーン ・消費者月間キャンペーン ・福岡県悪質商法撲滅月間キャンペーン ・(その他)悪質商法及び悪質キャッチセーラス・スクワト撃退キャンペーン	消費者月間(5月)、福岡県悪質商法撲滅月間(12月)などに、県や警察などと連携して啓発物を配付し注意喚起する	市民	県消費生活センター 県警察 消費生活センターなど	・4/27JR香椎駅前 ・5/8天神地区 ・12/1天神地区 ・12/20中村学園大学、1/15九州産業大学、3/14博多駅前	5	3,800	
	本課	9	消費者トラブル防止パネル展示	消費者トラブルの未然防止を図るや製品安全パネルを展示し、消費者被害の未然防止を図る	・悪質商法の手口や対処法 ・製品事故の注意喚起	悪質商法の手口や対処法及び製品事故の注意喚起など	市民	—	・5/8市役所1階市民ロビー多目的スペース ・5/23～6/19星の広場 ・11/13～11/24あいれふ ・コミュニティ広場 ・12/4～12/15星の広場	4	—	
	本課	10	デジタルサイネージによる広報	消費者被害の未然防止とセンターの広報	街頭デジタルサイネージを活用した広報	架空請求、点検商法などの注意喚起	市民	—	・5/8～5/21、11/20～12/31、1/29～3/31 ・市役所1階市民ロビー及びソラリアビジョン、メディカルシティ天神ビジョン	3	—	
	本課	11	教員向け研修会	中学校における消費者教育実践の支援	「子どものネットワークトラブルの実態とその解決策」	左記テーマについてのグループワーク	中学校家庭科教諭	中学校技術家庭科研究会	・8/1 ・福岡市教育センター	1	35	

都道府県における消費者教育推進地域協議会の設置状況及び概要

(平成30年3月に消費者庁において実施した調査を基に作成)

都道府県	協議会の正式名称（設置に係る特徴） 第1回会合の開催年月日、以降の開催回数(開催頻度・パターン)
委員の属性	肩書き
消費者	公募
消費者団体	○○協会 会長
事業者	株○○ マネージャー
事業者団体	○○商工会連合会 副会長
教育関係者	○○高等学校校長
その他の関係団体	○○弁護士会 消費者委員会委員
学識経験者	○○大学教授
関係行政機関の職員	○○県民生活センター 部長

【備考】

基本的に、平成29年末時点の情報をもとに作成(平成30年3月に調査を実施)。その後、改選・変更があった場合については、個別にその旨を記載。また、平成31年1月時点までに肩書きに変更があった場合は、反映。

「設置に係る特徴」は、「単独組織として新規に設置」、「既存の別会議が兼ねる形式」、「既存会議の下に新規に設置(部会、分科会等)」、「その他」からの選択式。

「開催頻度・パターン」は、「年次・半期など定期的に開催」、「推進計画策定期など特定の時期に集中的に開催」、「不定期に開催」、「その他」からの選択式。

「属性」は、「消費者」、「消費者団体」、「事業者」、「事業者団体」、「教育関係者」、「その他の関係団体」、「学識経験者」、「関係行政機関の職員」から選択。

属性と肩書きの対応関係については、原則として、各地方公共団体の回答に基づき記載。

そのため、例えば「弁護士」を構成員としている地方公共団体のうち、属性を「その他の関係団体」としている場合と「学識経験者」としている場合とが存在。

ただし、一部、消費者庁において整理を加えている。

北海道	北海道消費生活審議会（既存の別会議が兼ねる形式） 平成25年10月25日以降、7回開催(その他)
委員の属性	肩書き
消費者	公募
消費者	公募
消費者	公募
消費者団体	(一社)北海道消費者協会 会長
消費者団体	北海道生活協同組合連合会 専務理事
事業者団体	日本貸金業協会北海道地区協議会 会長
事業者団体	北海道商工会連合会 総務部長
事業者団体	(一社)北海道市場協会 副会長
教育関係者	北海道千歳北陽高等学校 校長
その他の関係団体	北海道女性団体連絡協議会 常任理事
学識経験者	北海学園大学法学院 専任講師
学識経験者	北海道教育大学釧路校 教授
学識経験者	税理士
学識経験者	北海道大学大学院法学院 教授
学識経験者	弁護士
青森県	青森県消費者教育推進地域協議会(既存の別会議が兼ねる形式) 平成27年7月10日以降、4回開催(年次・半期など定期的に開催)
委員の属性	肩書き
消費者	公募(青森市働く女性の家「アコール」事業主任)
消費者	公募(日本FP協会青森支部副支部長)
消費者団体	青森県地域婦人団体連合会副会長
消費者団体	青森県生活協同組合連合会 常務理事

消費者団体	青森県生活研究グループ連絡協議会 会長
消費者団体	特定非営利活動法人青森県消費者協会 理事
事業者団体	青森県漁業協同組合連合会 専務理事
事業者団体	青森県商工会女性部連合会 副会長
事業者団体	青森県石油商業組合 副理事長
事業者団体	全国農業協同組合連合会青森県本部 副本部長
事業者団体	青森県中小企業団体中央会 専務理事
事業者団体	青森商工会議所女性会 副会長
教育関係者	青森県中学校長会 副会長
教育関係者	青森県高等学校長協会家庭部会長
その他の関係団体	青森県金融広報委員会 常任幹事
学識経験者	青森公立大学経営経済学部教授
学識経験者	弁護士
学識経験者	青森大学総合経営学部 教授
学識経験者	弘前大学人文社会科学部 准教授
学識経験者	消費生活アドバイザー
岩手県	岩手県消費生活審議会(既存の別会議が兼ねる形式) 平成26年4月21日以降、7回開催(年次・半期など定期的に開催)
委員の属性	
消費者	公募
消費者	公募
消費者団体	消費者団体連絡協議会 事務局長
消費者団体	学校生活協同組合 執行役員管理部長
消費者団体	地域婦人団体協議会 理事
事業者団体	商工会連合会 副会長
事業者団体	県漁協女性部連絡協議会 副会長
事業者団体	JJA県女性組織協議会 副会長
事業者団体	商工会議所 議員
教育関係者	校長
その他の関係団体	民生委員児童委員協議会 副会長
学識経験者	弁護士
学識経験者	弁護士
学識経験者	准教授
関係行政機関の職員	町長
関係行政機関の職員	市長
宮城県	宮城県消費生活審議会(既存の別会議が兼ねる形式) 平成26年7月24日以降、7回開催(特定の時期に集中的に開催) ※下記委員構成は、平成30年7月の変更を反映
委員の属性	
消費者団体	宮城県消費者団体連絡協議会 副会長
消費者団体	宮城県社会福祉士会 理事
消費者団体	宮城県地域婦人団体連絡協議会 副会長
消費者団体	宮城県生活学校連絡協議会 常任幹事
消費者団体	宮城県生活協同組合連合会 専務理事
事業者	東北電力株式会社宮城支店部長(広報担当)
事業者団体	仙台商工会議所 中小企業支援部長
事業者団体	JAみやぎ女性組織協議会 副会長
教育関係者	利府町立青山小学校長
教育関係者	宮城県松山高等学校長

学識経験者	弁護士
学識経験者	尚絅学院大学総合人間科学部現代社会学科教授
学識経験者	東北学院大学経済学部共生社会経済学科教授
学識経験者	東北大学大学院法学研究科教授
関係行政機関の職員	東北経済産業局産業部消費経済課長
秋田県	秋田県消費者教育推進地域協議会 (単独組織として新規に設置) 平成26年7月29日以降、3回開催(特定の時期に集中的に開催)
秋田県消費者教育推進計画の策定(平成27年3月)のため、委員を委嘱したものの、期限を平成27年3月31日までと定めていたことから、平成29年度末において、委員は不存在。 今後、計画の改定などの際には、改めて要綱を作成し、新たに委員を委嘱することとなる予定。	
山形県	山形県消費者教育推進協議会 (既存の別会議で兼ねる形式) 平成25年9月13日以降、9回開催(年次・半期など定期的に開催)
委員の属性	肩書き
消費者	公募
消費者	公募
消費者団体	県生活協同組合連合会 専務理事
消費者団体	県消費生活団体連絡協議会 会長
消費者団体	大蔵村婦人会消費者団体部会 会長
事業者	(株)ヤマザワ お客様サービスマネージャー
事業者団体	県商工会議所女性会連合会 会長
事業者団体	県JA女性組織協議会 副会長
事業者団体	県商工会女性部連合会 会長
事業者団体	県銀行協会 常務理事
教育関係者	元教員
その他の関係団体	南沼原地域包括支援センター長
学識経験者	山形大学人文学部 准教授
学識経験者	弁護士
学識経験者	弁護士
関係行政機関の職員	元山形市生活情報センター所長
福島県	福島県消費者教育推進地域協議会 (既存の別会議が兼ねる形式) 平成26年2月6日以降、6回開催(年次・半期など定期的に開催) ※下記委員構成は、平成30年7月の変更を反映
委員の属性	肩書き
消費者	公募
消費者	公募
消費者団体	福島県生活協同組合連合会 専務理事
消費者団体	福島県消費者団体連絡協議会 役員
消費者団体	財団法人福島県婦人団体連合会 理事
事業者	株式会社ヨークベニマル 常務執行役員
事業者団体	福島県商工会連合会 専務理事
事業者団体	JA福島女性部協議会長
事業者団体	福島県生活衛生同業組合連絡協議会
事業者団体	福島商工会議所女性会連合会監事
教育関係者	福島市立松陵中学校長
教育関係者	福島県立川俣高等学校長
その他の関係団体	福島県社会福祉協議会 事務局次長(兼)地域福祉課長
その他の関係団体	福島県民生児童委員協議会 副会長
学識経験者	会津大学短期大学部 講師
学識経験者	福島大学 教授
学識経験者	いわき明星大学 教授

学識経験者	弁護士
学識経験者	弁護士
学識経験者	司法書士
茨城県	茨城県消費生活審議会(既存の別会議が兼ねる形式) 平成25年9月13日以降、8回開催(年次・半期など定期的に開催)
委員の属性	肩書き
消費者	主婦
消費者	主婦
消費者	主婦
消費者団体	茨城県消費者団体連絡会会長
消費者団体	茨城県生活協同組合連合会会長理事
事業者	(有)ファイブローズ取締役
事業者団体	水戸商工会議所常議員
事業者団体	全国農業協同組合連合会茨城県本部長
事業者団体	大洗町商工会工業部会委員
事業者団体	前古河商工会議所副会長
教育関係者	中川学園調理技術専門学校 校長
その他の関係団体	日本労働組合総連合会茨城県連合会 事務局長
学識経験者	弁護士
学識経験者	弁護士
学識経験者	茨城大学人文社会科学部 教授
学識経験者	茨城大学工学部 准教授
学識経験者	茨城キリスト教大学生活科学部食物健康科学科 教授
栃木県	栃木県消費生活安定対策審議会(既存の別会議が兼ねる形式) 平成28年2月1日以降、3回開催(年次・半期など定期的に開催) ※下記委員構成は、平成30年5月までの変更を反映
委員の属性	肩書き
消費者	公募
消費者団体	栃木県市町村消費者団体連絡協議会 事務局長
消費者団体	栃木県地域婦人連絡協議会
事業者団体	(一社)栃木県食品産業協会 副会長
事業者団体	栃木県生活衛生同業組合協議会理事
事業者団体	(一社)栃木県商工会議所連合会常務理事兼事務局長
事業者団体	(一社)栃木県銀行協会 専務理事
教育関係者	県立高等学校長
その他の関係団体	栃木県地域包括・在宅介護支援センター協議会理事
学識経験者	宇都宮大学教育学部 教授
学識経験者	(株)下野新聞社編集局暮らし文化部部長代理
学識経験者	弁護士
学識経験者	白鷗大学経営学部教授
学識経験者	栃木県議会議員
群馬県	群馬県消費者教育推進地域協議会(既存の別会議が兼ねる形式) 平成27年9月11日以降、3回開催(年次・半期など定期的に開催)
委員の属性	肩書き
消費者	公募(NPO法人消費者支援群馬ひまわりの会事務局長)
消費者	公募(行政書士)
消費者	公募(消費生活専門相談員)
消費者	公募(団体職員)
消費者団体	群馬県生活協同組合連合会副会長理事
消費者団体	群馬県消費者団体連絡会幹事

消費者団体	群馬県くらしの会連絡協議会会計
事業者	株式会社上毛新聞社経理局経理部次長
事業者団体	群馬県商工会女性部連合会副会長
事業者団体	群馬女将の会副会長
事業者団体	群馬県農業協同組合中央会専務理事
教育関係者	群馬県高等学校教育研究会家庭部会副部会長
その他の関係団体	日本銀行前橋支店長
学識経験者	群馬大学教育学部 准教授
学識経験者	弁護士
埼玉県	埼玉県消費生活審議会(既存の別会議が兼ねる形式) 平成27年11月24日以降、7回開催(年次・半期など定期的に開催)
委員の属性	肩書き
消費者	公募
消費者	公募
消費者団体	埼玉県生活協同組合連合会事務局長
消費者団体	埼玉県消費生活コンサルタントの会元副代表
消費者団体	新日本婦人の会所沢支部長
消費者団体	さいたま市消費者団体連絡会代表
事業者団体	日本チェーンストア協会関東支部参与
事業者団体	埼玉県商工会議所女性会連合会会長
事業者団体	埼玉県商工会連合会事務局長
事業者団体	全国農業協同組合連合会埼玉県本部副本部長
学識経験者	弁護士
学識経験者	弁護士
学識経験者	弁護士
学識経験者	埼玉大学教育学部准教授
学識経験者	日本女子大学家政学部通信教育課程特任教授
千葉県	千葉県消費者行政審議会(既存の別会議が兼ねる形式) 平成26年7月15日以降、4回開催(年次・半期など定期的に開催) ※下記委員構成は、平成30年7月の変更を反映
委員の属性	肩書き
消費者団体	千葉県連合婦人会書記
消費者団体	消費者団体千葉県連絡会事務局長
消費者団体	松戸市消費者の会会長
消費者団体	(一社)千葉県労働者福祉協議会理事
事業者団体	日本チェーンストア協会 関東支部参与(イオンリテール株)お客様サービス部部長)
事業者団体	全国農業協同組合連合会千葉県本部 県本部長
事業者団体	(公社)日本訪問販売協会 常務理事・事務局長
事業者団体	市原商工会議所 専務理事
学識経験者	消費生活相談員
学識経験者	大学教授
学識経験者	大学教授
学識経験者	弁護士
学識経験者	弁護士
東京都	東京都消費者教育推進協議会(既存会議の下に新規に設置) 平成25年6月21日以降、10回以上開催(年次・半期など定期的に開催)
委員の属性	肩書き
消費者団体	公益社団法人全国消費生活相談員協会専務理事
事業者団体	東京商工会議所理事・産業政策第二部長
教育関係者	公益財団法人東京都私学財団事務局長

その他の関係団体	東京都民生児童委員連合会常任協議員
その他の関係団体	東京都金融広報委員会事務局長
学識経験者	千葉工業大学社会システム科学部教授
学識経験者	公益財団法人消費者教育支援センター総括主任研究員
学識経験者	一般社団法人エシカル協会代表理事
学識経験者	弁護士
神奈川県	神奈川県消費生活審議会(神奈川県消費者教育推進地域協議会)(既存の別会議が兼ねる形式) 平成26年9月3日以降、10回以上開催(特定の時期に集中的に開催)
委員の属性	肩書き
消費者	公募
消費者	公募
消費者団体	(特非)神奈川県消費者の会連絡会理事
消費者団体	神奈川県消費者団体連絡会事務局長
事業者団体	(一社)神奈川県商工会議所連合会常務理事
事業者団体	(公社)消費者関連専門家会議執行役員
教育関係者	神奈川県立大船高等学校長
教育関係者	(一財)神奈川県私立中学高等学校協会理事(鎌倉女学院中学校・高等学校長)
その他の関係団体	神奈川県民生委員児童委員協議会副会長
学識経験者	日本女子大学家政学部家政経済学科教授
学識経験者	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
学識経験者	東京家政学院大学現代生活学部現代家政学科准教授
学識経験者	(株)浜銀総合研究所地域戦略研究部部長
学識経験者	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授
学識経験者	弁護士
学識経験者	明治学院大学法学部消費情報環境法学科教授
新潟県	新潟県消費者教育推進地域協議会(既存の別会議が兼ねる形式) 平成27年3月24日以降、5回開催(年次・半期など定期的に開催) ※平成31年1月時点において、公募委員は欠員
委員の属性	肩書き
消費者	公募
消費者	公募
消費者	公募
消費者団体	新潟県総合生活協同組合 理事
消費者団体	特定非営利活動法人新潟県消費者協会 会長
消費者団体	新潟県農山漁村女性交流協議会 副会長
事業者団体	新潟商工会議所女性会理事
事業者団体	新潟県商工会女性部連合会 会長
事業者団体	アクシアルリテイリング株式会社取締役副社長
教育関係者	新潟県小学校長会 理事
教育関係者	新潟県中学校長会 会長
教育関係者	新潟県高等学校長協会 会長
学識経験者	新潟大学教職大学院 教授
学識経験者	弁護士
学識経験者	(株)新潟日報 取締役
学識経験者	新潟県立大学 准教授
学識経験者	札幌学院大学 准教授
学識経験者	新潟市消費生活センター相談員
関係行政機関の職員	(新潟県市長会)加茂市長
関係行政機関の職員	(新潟県町村会)田上町長

富山県	富山県消費生活審議会(既存の別会議が兼ねる形式) 平成25年11月15日以降、7回開催(年次・半期など定期的に開催)
委員の属性	肩書き
消費者	公募
消費者団体	富山県消費者協会 会長
消費者団体	富山県消費者団体連絡会会长
消費者団体	富山県婦人会理事
消費者団体	富山県消費生活研究グループ連絡協議会会长
事業者団体	JA富山県女性組織協議会会长
事業者団体	富山県生活衛生同業組合連合会会长
事業者団体	富山県共同店舗運営協議会副会長
事業者団体	富山県商工会女性部連合会会长
事業者団体	富山県商工会議所連合会常任理事
事業者団体	富山県中小企業団体中央会専務理事
事業者団体	(公社)富山県建築士会女性委員会委員
教育関係者	富山県高等学校家庭科教育研究会顧問
学識経験者	弁護士
学識経験者	富山福士短期大学学長
学識経験者	富山大学教授
関係行政機関の職員	小矢部市長
関係行政機関の職員	朝日町長
石川県	石川県消費生活審議会(既存の別会議が兼ねる形式) 平成26年3月13日以降、6回開催(年次・半期など定期的に開催)
委員の属性	肩書き
消費者	消費生活コンサルタント
消費者	公募
消費者団体	石川県生活学校連絡会会长
消費者団体	石川県婦人団体協議会理事
消費者団体	(特非)消費者支援ネットワークいしかわ副理事長
事業者	(株)北国クレジットサービスお客様相談室兼監査部主任
事業者団体	石川県商工会議所女性会連合会会长
事業者団体	石川県石油商業組合専務理事
事業者団体	いしかわ農業振興協議会女性部会長
事業者団体	石川県スーパー・マーケット連絡協議会代表幹事
事業者団体	(一社)金沢市中央市場運営協会会长
事業者団体	石川県酒造組合連合会会长
その他の関係団体	(公財)石川県老人クラブ連合会副会長
学識経験者	(株)中日新聞社北陸本社編集局長
学識経験者	金沢大学人間社会研究域学校教育系教授
学識経験者	金沢大学人間社会研究域人間科学系准教授
学識経験者	金沢大学名誉教授、弁護士
学識経験者	(株)北國新聞社論説委員
学識経験者	弁護士
福井県	消費生活審議会(既存の別会議が兼ねる形式) 平成27年10月9日以降、5回開催(特定の時期に集中的に開催)
委員の属性	肩書き
消費者団体	小浜市消費者協議会 会長
消費者団体	福井県消費者グループ連絡協議会 監事
消費者団体	越前市消費者グループ連絡協議会 役員

消費者団体	福井県連合婦人会 会長
事業者	ミーツ・コミュニケーション・デザイン
事業者団体	福井県商工会議所連合会 事務局次長
事業者団体	福井県経済農業協同組合連合会 常務理事
事業者団体	福井県生活衛生同業組合連合会 会長
事業者団体	福井県商工会女性部連合会 会長
事業者団体	JA福井県女性組織協議会 会長
その他の関係団体	日本銀行福井事務所 所長
学識経験者	大阪体育大学 特任教授、福井大学 名誉教授
学識経験者	福井県立大学 教授
学識経験者	福井新聞社 参与・特別論説委員
学識経験者	仁愛大学 准教授
山梨県	山梨県消費生活審議会(既存の別会議が兼ねる形式) 平成25年10月31日以降、10回開催(特定の時期に集中的に開催)
委員の属性	肩書き
消費者	公募
消費者	公募
消費者団体	山梨県連合婦人会会長
消費者団体	山梨県消費生活研究会連絡協議会副会長
消費者団体	あしたの山梨を創る生活運動協会会員(甲府市消費者協会会長)
消費者団体	山梨県生活学校連絡会会长
事業者	山梨県農業協同組合中央会専務理事
事業者	甲府市大型店協議会((株)岡島 総務部長)
事業者団体	山梨県生活協同組合連合会会长
事業者団体	山梨県商工会連合会女性部連合会副会長
事業者団体	山梨県中小企業団体中央会女性部会長
事業者団体	山梨県商工会議所連合会常務理事
教育関係者	山梨県高等学校長協会会长
教育関係者	山梨県公立小中学校長会会长
その他の関係団体	日本銀行甲府支店次長
学識経験者	山梨大学大学院(准教授)
学識経験者	山梨大学大学院(准教授)
学識経験者	弁護士
長野県	長野県消費者教育推進地域協議会(既存の別会議が兼ねる形式) 平成25年9月2日以降、10回開催(年次・半期など定期的に開催)
委員の属性	肩書き
消費者	消費生活サポーター
消費者団体	長野県消費者団体連絡協議会 副会長
消費者団体	長野県消費者の会連絡会 会長
事業者	株式会社井上 アイシティ21店 婦人服課 次長
事業者	株式会社綿半ホームエイド 常務取締役
事業者団体	長野県商工会議所女性会連合会会員
事業者団体	一般社団法人長野県銀行協会 事務局長
教育関係者	長野県屋代南高等学校長
その他の関係団体	弁護士
その他の関係団体	金融広報アドバイザー
その他の関係団体	長野県民生委員児童委員協議会連合会 評議員
その他の関係団体	長野県PTA連合会 監事

学識経験者	長野県議会議員
学識経験者	元 聖心女子大学教授
関係行政機関の職員	小布施町長
岐阜県	岐阜県消費生活安定審議会(既存の別会議が兼ねる形式) 平成25年7月23日以降、10回以上開催(年次・半期など定期的に開催) ※下記委員構成は、平成30年中の変更を反映
委員の属性	肩書き
消費者	公募
消費者団体	全岐阜県生活協同組合連合会専務理事
消費者団体	岐阜県生活学校連絡協議会副会長
消費者団体	消費者ネットワーク岐阜副代表
消費者団体	岐阜県地域女性団体協議会理事
事業者団体	岐阜県商工会女性部連合会副会長
事業者団体	全国農業協同組合連合会岐阜県本部生活部長
事業者団体	岐阜県卸売市場連合会会長
事業者団体	岐阜商工会議所理事 兼 事務局次長 兼 中小企業相談所長 兼 振興部長
教育関係者	岐阜県立揖斐高等学校校長
教育関係者	大垣市立日新小学校校長
その他の関係団体	岐阜県弁護士会
その他の関係団体	岐阜県金融広報委員会幹事
その他の関係団体	日本労働組合総連合会岐阜県連合会 岐阜地域協議会 事務局長
学識経験者	岐阜大学教育学部教授
学識経験者	中日新聞岐阜支社報道部長
学識経験者	岐阜新聞社生活文化部長
学識経験者	岐阜女子大学家政学部教授
静岡県	ふじのくに消費者教育推進県域協議会(単独組織として新規に設置) 平成27年5月22日以降、9回開催(年次・半期など定期的に開催) ※下記委員構成は、平成30年4月の変更を反映
委員の属性	肩書き
消費者団体	静岡県消費者団体連盟会長
消費者団体	静岡県生活協同組合連合会常任理事
事業者団体	(公社)消費者関連専門家会議執行委員
教育関係者	静岡県教育研究会 技術・家庭科教育研究部(磐田市立福田小学校長)
教育関係者	静岡県教育委員会義務教育課教育主査
教育関係者	静岡県教育委員会高校教育課教育主幹
教育関係者	静岡県教育委員会社会教育課教育主査
その他の関係団体	(一社)静岡県労働者福祉協議会専務理事
その他の関係団体	静岡県金融広報委員会事務局長
その他の関係団体	社会福祉法人静岡県社会福祉協議会地域福祉課長
学識経験者	常葉大学教授
学識経験者	静岡県弁護士会弁護士
学識経験者	静岡県司法書士会司法書士
関係行政機関の職員	静岡県くらし・環境部県民生活課長
関係行政機関の職員	静岡県東部県民生活センター消費者行政班長
関係行政機関の職員	静岡県東部県民生活センター消費者行政班主査
関係行政機関の職員	静岡県中部県民生活センター消費者行政班長
関係行政機関の職員	静岡県中部県民生活センター消費者行政班主査
関係行政機関の職員	静岡県西部県民生活センター消費者行政班長
愛知県	愛知県消費者教育推進地域協議会(既存の別組織が兼ねる形式) 平成27年7月31日以降、3回開催(年次・半期など定期的に開催)
委員の属性	肩書き

消費者	公募
消費者	公募
消費者団体	(公社)全国消費生活相談員協会中部支部副支部長
消費者団体	愛知県生活学校運動推進協議会
消費者団体	愛知県地域婦人団体連絡協議会会长
消費者団体	愛知県生活協同組合連合会会长理事
消費者団体	愛知県消費者協会会长
事業者団体	愛知県商工会連合会副会長
事業者団体	愛知県商工会議所連合会専務理事
事業者団体	日本チェーンストア協会中部支部支部長
事業者団体	愛知県中小企業団体中央会副会長
事業者団体	愛知県商店街振興組合連合会副理事長
教育関係者	愛知県公立高等学校長会(愛知県立古知野高等学校長)
教育関係者	尾張小中学校長会会計監査(半田市立乙川東小学校長)
その他の関係団体	(福)愛知県社会福祉協議会事務局長
学識経験者	弁護士
学識経験者	弁護士
学識経験者	金城学院大学生活環境学部教授
学識経験者	中京大学法学部教授
学識経験者	名古屋大学大学院経済学研究科教授
三重県	三重県消費生活対策審議会消費者教育部会(既存会議の下に新規に設置) 平成26年2月25日以降、3回開催(不定期的に開催)
委員の属性	肩書き
消費者団体	名張市消費生活協議会会长
消費者団体	菰野町消費生活くらしの会会长
事業者	マックスバリュ中部(株)CS推進部長
教育関係者	県立かがやき特別支援学校校長
教育関係者	鈴鹿市立深井沢小学校長
その他の関係団体	社会福祉協議会事務局長
学識経験者	三重大学教授
学識経験者	弁護士
滋賀県	消費生活審議会消費者教育専門部会(既存会議の下に新規に設置) 平成26年10月27日以降、3回開催(特定の時期に集中的に開催)
委員の属性	肩書き
消費者団体	特定非営利活動法人 消費者ネット・滋賀検討委員
消費者団体	滋賀県生活協同組合連合会理事
事業者団体	滋賀県商工会議所女性会連合会会长
事業者団体	日本チェーンストア協会関西支部 (株)平和堂CS推進部部長
教育関係者	近江八幡市立桐原小学校校長
教育関係者	滋賀県社会教育委員連絡協議会会长
教育関係者	県立河瀬高等学校校長
学識経験者	柏山女学園大学現代マネジメント学部教授
学識経験者	京都産業大学法科大学院教授
京都府	京都府消費生活審議会(既存の別会議が兼ねる形式) 平成25年7月19日以降、4回開催(年次・半期など定期的に開催) ※下記委員構成は、平成30年4月の変更を反映
委員の属性	肩書き
消費者	公募
消費者団体	長岡京市生活学校運営委員長
消費者団体	京都市地域女性連合会常任委員

消費者団体	京都府生活協同組合連合会理事
消費者団体	特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク理事長、弁護士
消費者団体	特定非営利活動法人京都消費生活有資格者の会代表理事
消費者団体	京都府連合婦人会副会長
事業者団体	京都商店連盟会長
事業者団体	公益社団法人京都工業会環境委員会委員
事業者団体	京都商工会議所食品・名産部会部会長
事業者団体	京都府農業協同組合中央会専務理事
事業者団体	京都府商工会女性部連合会会長
事業者団体	京都府中小企業団体中央会理事
学識経験者	大阪教育大学教育学部家政教育講座 教授
学識経験者	京都文教短期大学食物栄養学科 教授
学識経験者	立命館大学法学部 教授
学識経験者	京都府立大学 名誉教授
学識経験者	京都産業大学大学院法学研究科教授、弁護士
学識経験者	弁護士
学識経験者	株式会社京都新聞社論説委員
学識経験者	京都大学経営管理大学院 教授
大阪府	大阪府消費者教育推進地域協議会(既存の別会議が兼ねる形式) 平成30年9月10日以降、1回開催(その他) ※平成30年9月10日に設置
委員の属性	肩書き
消費者団体	全大阪消費者団体連絡会 事務局次長
消費者団体	なにわの消費者団体連絡会 事務局長
消費者団体	公益社団法人全国消費生活相談員協会 関西支部 副支部長
消費者団体	NPO法人関西消費者連合会 副理事長
消費者団体	大阪府生活協同組合連合会 専務理事
消費者団体	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会西日本支部 研修委員会委員 運営委員
事業者団体	日本チェーンストア協会関西支部 事務局次長
事業者団体	大阪商工会議所 流通・サービス産業部 次長
事業者団体	公益社団法人消費者関連専門家会議 西日本支部執行委員
学識経験者	大阪大学名誉教授・博士(法学)
学識経験者	大阪教育大学教育学部教授
学識経験者	大阪教育大学教育学部教授
学識経験者	大阪大学大学院高等司法研究科教授
学識経験者	大阪大学大学院高等司法研究科教授
学識経験者	京都大学法科大学院法学研究科教授
学識経験者	弁護士(大阪弁護士会)
学識経験者	京都大学経営管理大学院附属経営研究センター長
兵庫県	兵庫県消費者教育推進地域協議会(兵庫県県民生活審議会消費生活部会)(既存会議の下に新規に設置) 平成26年11月26日以降、10回以上開催(年次・半期など定期的に開催)
委員の属性	肩書き
消費者	大学生(公募)
消費者団体	神戸市消費者協会会長
消費者団体	兵庫県消費者団体連絡協議会会長
消費者団体	兵庫県生活協同組合連合会理事
消費者団体	(特)ひょうご消費者ネット副理事長
事業者団体	兵庫県商工会連合会専務理事
事業者団体	(公財)消費者関連専門家会議西日本支部 啓発交流副部会長

事業者団体	兵庫県商店街振興組合連合会常任理事
事業者団体	兵庫県商工会議所連合会専務理事
教育関係者	関西外国語大学 英語キャリア学部教授(神戸大学名誉教授)
教育関係者	兵庫県立大学准教授
教育関係者	神戸大学大学院法学研究科教授
学識経験者	弁護士・(特)ひょうご消費者ネット理事長
奈良県	奈良県消費生活審議会消費者教育推進部会(既存会議の下に新規に設置) 平成27年2月19日以降、5回開催(年次・半期など定期的に開催)
委員の属性	肩書き
消費者	奈良県消費生活相談員連絡会 会長
消費者	奈良県地域婦人団体連絡協議会 副会長
消費者団体	特定非営利活動法人なら消費者ねっと理事長
消費者団体	奈良県生活協同組合連合会専務理事
事業者団体	奈良県商工会議所連合会常任幹事
事業者団体	公益社団法人消費者関連専門家会議西日本支部 支部長
教育関係者	奈良県高等学校長協会 会長
教育関係者	奈良県小学校長会 会長
学識経験者	京都産業大学大学院法務研究科教授
学識経験者	大阪教育大学家政教育講座教授
和歌山県	和歌山県消費生活審議会(既存の別組織が兼ねる形式) 開催なし(年次・半期など定期的に開催) ※平成30年4月1日～以下の委員構成
委員の属性	肩書き
消費者団体	和歌山県食生活改善推進協議会 理事
消費者団体	和歌山県生活学校連絡協議会 理事
消費者団体	わかやま市民生活協同組合 常任理事
消費者団体	和歌山県くらしの研究会 会長
事業者	株式会社オーケワ 人事総務本部総務部長
事業者	花王株式会社 マテリアルサイエンス研究所所長、花王エコラボミュージアム館長
事業者団体	和歌山県電器商業組合 消費者対策推進部長
事業者団体	和歌山商工会議所女性会 会長
事業者団体	和歌山県JA女性組織連絡会 会長
その他の関係団体	和歌山県老人クラブ連合会 副会長
学識経験者	和歌山県信愛女子短期大学 准教授
学識経験者	和歌山大学教育学部 教授
学識経験者	関西福祉科学大学教育学部 教授
学識経験者	弁護士
学識経験者	弁護士
鳥取県	鳥取県消費者教育推進地域協議会(単独の組織として新規に設置) 平成26年9月1日以降、8回開催(年次・半期など定期的に開催) ※下記委員構成は、平成30年11月の変更を反映
委員の属性	肩書き
消費者	公募
消費者団体	鳥取市消費者団体連絡協議会(常任委員)
事業者	株式会社サンマート(企画部マネージャー)
事業者団体	鳥取商工会議所(中小企業振興部主任)
教育関係者	鳥取県立倉吉総合産業高等学校(教諭)
教育関係者	鳥取県立琴の浦高等特別支援学校(教諭)
教育関係者	鳥取市立湖東中学校(教諭)
教育関係者	湯梨浜町立東郷小学校(教諭)
教育関係者	学校法人矢谷学園認定こども園鳥取第二幼稚園(園長)

教育関係者	国立米子工業高等専門学校(教授)
その他の関係団体	NPO法人コンシューマーズサポート鳥取(副理事長)
その他の関係団体	社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会(地域福祉部主幹)
その他の関係団体	青少年育成鳥取県民会議(委員)
その他の関係団体	NPO法人地域活動支援センターおおぞら(理事長)
学識経験者	鳥取県弁護士会(消費者問題対策委員会委員長)
関係行政機関の職員	境港市(産業部次長兼商工農政課長)
関係行政機関の職員	若桜町(町民福祉課課長)
島根県	島根県消費生活審議会(既存の別会議が兼ねる形式) 平成26年9月3日以降、8回開催(年次・半期など定期的に開催)
委員の属性	肩書き
消費者	公募
消費者	公募
消費者	公募
消費者団体	生活協同組合しまね 副理事長
消費者団体	県連合婦人会 会長
事業者団体	島根県農業協同組合 常務理事
事業者団体	県商工会女性部連合会 副会長
事業者団体	県スーパーマーケット協会 代表
事業者団体	県商工会議所女性会連合会 会長
教育関係者	県公立高等学校協会 出雲商業高等学校長
教育関係者	県中学校長会 本庄中学校長
その他の関係団体	NPO法人隠岐しおさい理事長
その他の関係団体	県社会福祉協議会 地域福祉部障がい者福祉係長
学識経験者	県弁護士会 弁護士
学識経験者	島根大学法文学部 准教授
学識経験者	島根県立大学短期大学部 准教授
学識経験者	島根県立大学 講師
関係行政機関の職員	松江市公民館長会 秋鹿公民館長
岡山県	岡山県消費生活懇談会(既存の別会議が兼ねる形式) 平成25年7月4日以降、10回以上開催(年次・半期など定期的に開催)
委員の属性	肩書き
消費者団体	岡山県生活協同組合連合会 事務局長
消費者団体	岡山県消費生活問題研究協議会 会長
消費者団体	特定非営利活動法人 津山市消費生活モニター連絡会 理事
事業者団体	岡山県商工会女性部連合会 副会長
事業者団体	岡山県商工会議所女性会 理事
事業者団体	JJA岡山県女性組織協議会 副会長
事業者団体	岡山流通情報懇話会 会長
事業者団体	岡山市中央卸売市場等運営協議会 会長
教育関係者	岡山県国公立幼稚園・こども園長会 副会長
教育関係者	岡山県小学校教育研究会家庭科部会長
教育関係者	岡山県中学校長会 副会長
教育関係者	岡山県高等学校長協会 家庭部会長
その他の関係団体	岡山県青年団協議会 常任理事
その他の関係団体	岡山県自治会連合会 副会長
学識経験者	岡山弁護士会 弁護士
学識経験者	株式会社山陽新聞社 編集局 編集委員

学識経験者	日本銀行岡山支店 支店長
学識経験者	美作大学生活科学部科 准教授
学識経験者	岡山商科大学経済学部 教授
広島県	広島県消費生活審議会消費者教育推進部会(既存会議の下に新規に設置) 平成26年4月18日以降、3回開催(推進計画策定時期など特定の時期に集中的に開催)
委員の属性	肩書き
消費者団体	広島県生活協同組合連合会理事
消費者団体	公益社団法人広島消費者協会理事
教育関係者	広島県立海田高等学校校長
学識経験者	福山市立女子短期大学名誉教授
学識経験者	弁護士
学識経験者	広島大学大学院教育学研究科教授
山口県	山口県消費生活審議会(既存の別会議が兼ねる形式) 平成25年11月11日以降、4回開催(不定期に開催)
委員の属性	肩書き
消費者	公募
消費者	公募
消費者団体	山口県生活協同組合連合会 会長理事
消費者団体	山口県消費者団体連絡協議会 事務局長
消費者団体	山口県地域消費者団体連絡協議会 会長
事業者団体	徳山商工会議所 専務理事
事業者団体	(一社)山口県食品衛生協会 副会長
事業者団体	山口県商工会女性部連合会 会長
教育関係者	山口県立徳山商工高等学校 校長
教育関係者	周南市立菊川中学校 校長
学識経験者	山口大学経済学部 准教授
学識経験者	山口県立大学看護栄養学部 教授
学識経験者	弁護士
徳島県	消費生活審議会(既存の別会議が兼ねる形式) 平成27年11月5日以降、10回以上開催(推進計画策定時期など特定の時期に集中的に開催)
委員の属性	肩書き
消費者	公募
消費者	公募
消費者団体	徳島県生活学校連絡会会長
消費者団体	徳島県消費者団体連絡会事務局長
消費者団体	一般財団法人徳島県婦人団体連合会会長
消費者団体	徳島県生活協同組合連合会会長
消費者団体	特定非営利活動法人徳島県消費者協会会長
事業者	株式会社キヨーエイ食品事業部
事業者団体	和田島漁協女性部部長
事業者団体	徳島県農業協同組合中央会副会長
事業者団体	徳島県食品工業協会会長
事業者団体	徳島県商工会女性部連合会会長
事業者団体	公益社団法人徳島県畜産協会専務理事兼事務局長
事業者団体	徳島商工会議所常議員
事業者団体	一般社団法人徳島青年会議所「地域活力連携委員会」委員
教育関係者	徳島県立徳島商業高等学校長
その他の関係団体	公益財団法人徳島県母子寡婦福祉連合会会長
その他の関係団体	公益財団法人徳島県老人クラブ連合会副会長

その他の関係団体	特定非営利活動法人子育て支援ネットワークとくしま理事長
その他の関係団体	徳島県消費者大学校OB会顧問
その他の関係団体	徳島県青色申告会連合会女性部長
その他の関係団体	徳島県老人福祉施設協議会副会長
学識経験者	徳島大学大学院理工学研究部准教授
学識経験者	弁護士
学識経験者	四国放送株式会社取締役営業編成局長
学識経験者	四国大学短期大学部教授
学識経験者	弁護士
学識経験者	一般社団法人徳島新聞社販売局長
学識経験者	日本放送協会徳島放送局副局長
学識経験者	徳島文理大学人間生活学部教授
学識経験者	鳴門教育大学大学院学校教育研究科准教授
学識経験者	臨床心理士
関係行政機関の職員	四国経済産業局産業部消費経済課長
関係行政機関の職員	徳島県栄養教諭・学校栄養教員研究会会长
香川県	香川県消費生活審議会(既存の別会議が兼ねる形式) 平成25年6月26日以降、8回開催(推進計画策定時期など特定の時期に集中的に開催)
委員の属性	
消費者	肩書き ※平成30年5月の変更を反映 公募
消費者	公募
消費者団体	香川県消費者団体連絡協議会会長
消費者団体	香川県生活協同組合連合会会長
消費者団体	香川県婦人団体連絡協議会理事
事業者	西村ジョイ株式会社経営改革部法務室長
事業者	高松リビング新聞社編集長
事業者団体	香川県商工会議所連合会事務局長
事業者団体	香川県中小企業団体中央会専務理事
事業者団体	香川県商工会連合会専務理事
事業者団体	香川県農業協同組合営農部長
学識経験者	弁護士
学識経験者	弁護士
学識経験者	香川大学法学部教授
学識経験者	香川大学教育学部教授
愛媛県	愛媛県消費生活審議会(既存の別会議が兼ねる形式) 平成25年10月30日以降、6回開催(推進計画策定時期など特定の時期に集中的に開催)
委員の属性	
消費者	肩書き
消費者団体	えひめ消費生活センター友の会会長
消費者団体	生活協同組合コープえひめ 運営企画部 次長(平成31年1月時点)
消費者団体	特定非営利活動法人えひめ消費者ネット理事
事業者	(株)フジ お客様サービス・品質管理推進室長
事業者団体	全国農業協同組合連合会愛媛県本部長
事業者団体	愛媛県商工会議所女性会連合会理事
事業者団体	愛媛県商工会連合会副会長
教育関係者	松山大学薬学部 教授
教育関係者	愛媛大学法文学部 教授
学識経験者	司法書士

関係行政機関の職員	松山市市民部副部長兼市民相談課長兼消費生活センター所長
関係行政機関の職員	内子町住民課長
高知県	高知県消費生活審議会(既存の別会議が兼ねる形式) 平成26年7月25日以降、5回開催(推進計画策定期など特定の時期に集中的に開催)
委員の属性	肩書き
消費者	公募
消費者	公募
消費者団体	高知県生活協同組合連合会専務理事
消費者団体	高知県連合婦人会副会長
事業者団体	JJA高知女性組織協議会副会長
事業者団体	高知県商工会議所女性会連合会会长
事業者団体	高知県商工会連合会専務理事
事業者団体	高知県中小企業団体中央会副会長
教育関係者	高知市立浦戸小学校校長
その他の関係団体	高知県社会福祉協議会事務局長
学識経験者	高知県立大学准教授
学識経験者	弁護士
学識経験者	弁護士
関係行政機関の職員	高知県町村会事務局長
関係行政機関の職員	高知市市民協働部くらし・こうつう安全課副参事
福岡県	福岡県消費生活審議会(既存の別会議が兼ねる形式) 平成26年1月23日以降、8回開催(年次・半期など定期的に開催)
委員の属性	肩書き
消費者団体	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会九州支部支部長
消費者団体	福岡県地域婦人会連絡協議会副会長
消費者団体	特定非営利活動法人消費者支援機構福岡理事
消費者団体	北九州市消費問題婦人協議会副会長
消費者団体	エフコープ生活協同組合理事
事業者	株式会社井筒屋外商統括室グループ長
事業者団体	福岡県商工会女性部連合会会长
事業者団体	企業組合ワーカーズグループ二十一代表理事
事業者団体	福岡商工会議所副会頭
事業者団体	公益社団法人消費者関連専門家会議九州地区部会会員
その他の関係団体	福岡県弁護士会弁護士
その他の関係団体	福岡県弁護士会弁護士
その他の関係団体	日本労働組合総連合会福岡県連合会 政策・労働条件局次長
学識経験者	久留米大学法科大学院教授
学識経験者	福岡県議会議員
学識経験者	福岡県議会議員
学識経験者	国立大学法人佐賀大学経済学部教授
学識経験者	株式会社西日本新聞社編集局報道センター記者
関係行政機関の職員	糸島市長
関係行政機関の職員	広川町長
佐賀県	佐賀県消費生活審議会 消費者教育推進部会(既存会議の下に新規に設置) 平成27年11月19日以降、3回開催(推進計画策定期など特定の時期に集中的に開催)
委員の属性	肩書き
消費者	公募
消費者団体	佐賀県生活協同組合連合会会长
消費者団体	佐賀県消費者グループ協議会会員

消費者団体	NPO法人消費生活相談員の会さが理事
事業者	株式会社イズミゆめタウン佐賀支配人
事業者団体	佐賀県商工会議所連合会専務理事
教育関係者	佐賀県PTA連合会事務局長
教育関係者	佐賀県立佐賀商業高等学校主幹教諭
教育関係者	佐賀市立中川副校长教諭
教育関係者	多久市立多久東部中学校教諭
教育関係者	佐賀県立大和特別支援学校教諭
その他の関係団体	弁護士
その他の関係団体	佐賀県社会福祉協議会
学識経験者	佐賀大学文化教育学部教授
学識経験者	佐賀大学経済学部教授
学識経験者	西九州大学子ども学部教授
関係行政機関の職員	佐賀県くらしの安全安心課課長
関係行政機関の職員	佐賀市消費生活センター長
関係行政機関の職員	佐賀県学校教育課指導主事
関係行政機関の職員	佐賀県学校教育課指導主事
長崎県	長崎県消費生活審議会(既存の別会議が兼ねる形式) 平成26年11月18日以降、5回開催(年次・半期など定期的に開催)
委員の属性	肩書き
消費者	公募
消費者団体	長崎県生活協同組合連合会専務理事
消費者団体	長崎県生活学校・生活会議連絡協議会会長
消費者団体	長崎県地域婦人団体連絡協議会副会長
事業者団体	長崎県商工会議所女性会連合会副会長
事業者団体	長崎県商工会女性部連合会副会長
事業者団体	長崎県電器商業組合理事長
教育関係者	長崎県公立高等学校・特別支援学校退職校長会会长
学識経験者	長崎県司法書士会司法書士
学識経験者	長崎県立大学教授(経済学部)
学識経験者	長崎純心大学准教授(人文学部)
学識経験者	長崎県弁護士会弁護士
学識経験者	長崎国際大学講師(人間社会学部)
学識経験者	長崎ウエスレヤン大学教授(現代社会学部)
関係行政機関の職員	長崎県町村会次長兼総務課長
関係行政機関の職員	長崎県市長会
関係行政機関の職員	長崎県教育次長
熊本県	熊本県消費者教育推進地域協議会(単独組織として新規に設置) 平成25年12月2日以降、4回開催(年次・半期など定期的に開催)
委員の属性	肩書き
消費者団体	熊本県生活協同組合連合会理事
消費者団体	特定非営利活動法人熊本消費者協会会长
消費者団体	消費者教育NPO法人お金の学校くまもと代表
事業者団体	熊本商工会議所女性会副会長
事業者団体	熊本県銀行協会事務局長

教育関係者	尚絅大学短期大学部学長補佐 教授
教育関係者	熊本県高等学校教育研究会社会科部会 副会長
教育関係者	熊本県中学校教育研究会社会科部会 副会長
教育関係者	県立松橋支援学校 副校長
教育関係者	熊本県PTA連合会 理事
その他の関係団体	熊本県社会福祉協議会 地域福祉課長
学識経験者	熊本県弁護士会 消費者問題対策委員長
学識経験者	熊本県司法書士会 司法書士
学識経験者	消費生活アドバイザー
関係行政機関の職員	菊池市福祉課長
大分県	大分県消費生活審議会 消費者教育部会(既存会議の下に新規に設置) 平成26年7月17日以降、4回開催(推進計画策定時期など特定の時期に集中的に開催)
委員の属性	肩書き
消費者	公募
消費者	公募
消費者団体	消費生活協同組合連合会 代表
消費者団体	消費者関係NPO法人 代表
事業者	百貨店 顧客担当課 課長代理
事業者団体	中小企業団体中央会 事務局長
教育関係者	特別支援学校 校長
教育関係者	小学校 校長
その他の関係団体	地域包括・総合相談・住宅介護支援センター協議会 会長
学識経験者	大学教授
関係行政機関の職員	市町村担当課 課長
宮崎県	宮崎県消費生活対策審議会(既存の別会議が兼ねる形式) 平成26年11月5日以降、5回開催(年次・半期など定期的に開催)
委員の属性	肩書き
消費者	公募
消費者	公募
消費者団体	宮崎県生活協同組合連合会専務理事
消費者団体	宮崎県地域婦人連絡協議会副会長
事業者団体	宮崎県商工会議所女性会連合会監事
事業者団体	宮崎県商工会女性部連合会会长
事業者団体	宮崎県経済農業協同組合連合会常務理事
その他の関係団体	宮崎県老人クラブ連合会副会長
その他の関係団体	宮崎県社会福祉協議会副会長兼常務理事
その他の関係団体	宮崎県PTA連合会副会長
学識経験者	弁護士
学識経験者	司法書士
学識経験者	宮崎産業経営大学法学部教授
学識経験者	金融広報アドバイザー
学識経験者	宮崎大学教育学部教授
関係行政機関の職員	宮崎市生活安全課長
関係行政機関の職員	高鍋町総務課長
鹿児島県	鹿児島県生活安定審議会(既存の別会議が兼ねる形式) 平成26年7月26日以降、6回開催(年次・半期など定期的に開催) ※下記委員構成は、平成30年7月の変更を反映
委員の属性	肩書き
消費者	公募
消費者	公募

消費者団体	鹿児島県地域女性団体連絡協議会 副会長
消費者団体	鹿児島県生活協同組合連合会 理事
消費者団体	消費生活相談員の会かごしま 会長
事業者団体	鹿児島商工会議所女性会 会長
事業者団体	鹿児島県中小企業団体中央会 専務理事
事業者団体	鹿児島県経営者協会 地域活性化委員会 運営委員
事業者団体	鹿児島県経済同友会 教育・人材育成委員会 副委員長
教育関係者	鹿児島県高等学校長協会 家庭科部会副会長
その他の関係団体	鹿児島県民生委員児童委員協議会 会長
学識経験者	南日本新聞社 報道部 副本部長
学識経験者	鹿児島大学 名誉教授
学識経験者	県議会議員(総務委員会)
学識経験者	弁護士
学識経験者	弁護士
関係行政機関の職員	鹿児島県市長会 奄美市長

沖縄県 沖縄県消費生活審議会(既存の別会議が兼ねる形式)
平成26年12月5日以降、5回開催(年次・半期など定期的に開催)

委員の属性	肩書き
消費者	公募(金融機関職員)
消費者団体	NPO法人消費者センター沖縄 会員
消費者団体	沖縄県生活協同組合連合会代表理事長理事
消費者団体	沖縄県婦人連合会 理事
事業者団体	沖縄県工業連合会 事務局長
事業者団体	沖縄県商工会女性部連合会 顧問
事業者団体	沖縄県農業協同組合中央会 専務理事
事業者団体	沖縄県中小企業団体中央会 専務理事
その他の関係団体	沖縄県民生委員児童委員協議会 副会長
学識経験者	弁護士
学識経験者	琉球大学教授
学識経験者	司法書士

政令市における消費者教育推進地域協議会の設置状況及び概要

(平成30年3月に消費者庁において実施した調査を基に作成)

指定都市	協議会の正式名称（設置に係る特徴） 第1回会合の開催年月日、以降の開催回数(開催頻度・パターン)
委員の属性	肩書き
消費者	公募
消費者団体	○○協会 会長
事業者	株○○ マネージャー
事業者団体	○○商工会連合会 副会長
教育関係者	○○高等学校校長
その他の関係団体	○○弁護士会 消費者委員会委員
学識経験者	○○大学教授
関係行政機関の職員	○○県民生活センター 部長

【備考】

基本的に、平成29年末時点の情報をもとに作成(平成30年3月に調査を実施)。その後、改選・変更があった場合については、個別にその旨を記載。また、平成31年1月時点までに肩書きに変更があった場合は、反映。

「設置に係る特徴」は、「単独組織として新規に設置」、「既存の別会議が兼ねる形式」、「既存会議の下に新規に設置(部会、分科会等)」、「その他」からの選択式。

「開催頻度・パターン」は、「年次・半期など定期的に開催」、「推進計画策定期など特定の時期に集中的に開催」、「不定期に開催」、「その他」からの選択式。

「属性」は、「消費者」、「消費者団体」、「事業者」、「事業者団体」、「教育関係者」、「その他の関係団体」、「学識経験者」、「関係行政機関の職員」から選択。

属性と肩書きの対応関係については、原則として、各地方公共団体の回答に基づき記載。

そのため、例えば「弁護士」を構成員としている地方公共団体のうち、属性を「その他の関係団体」としている場合と「学識経験者」としている場合とが存在。

ただし、一部、消費者庁において整理を加えている。

札幌市	札幌市消費生活審議会（既存の別会議が兼ねる形式） 平成25年12月10日以降、10回以上開催(年次・半期など定期的に開催)
委員の属性	肩書き
消費者	公募
消費者	公募
消費者団体	消費者支援ネット北海道 事務局長
消費者団体	(公社)札幌消費者協会 会長
消費者団体	生活協同組合 コープさっぽろ理事
事業者	株セコマ マーケティング企画部部長
事業者団体	札幌商工会議所女性会 副会長
教育関係者	北海道小学校家庭科教育連盟 事務局長
その他の関係団体	札幌弁護士会消費者保護委員会 副委員長
その他の関係団体	札幌市社会福祉協議会 地域福祉部長
学識経験者	小樽商科大学商学部 教授
学識経験者	北海道教育大学札幌校 教授
仙台市	仙台市消費生活審議会(既存の別会議が兼ねる形式) 平成27年1月9日以降、6回開催(年次・半期など定期的に開催)
委員の属性	肩書き ※平成30年5月の変更を反映
消費者	公募
消費者団体	宮城県生活協同組合連合会常務理事
消費者団体	消費者市民ネットとうほく理事
事業者	マリズファーム
事業者団体	仙台商工会議所会員
教育関係者	東北福祉大学教育学部教育学科准教授
その他の関係団体	仙台市地域包括支援センター連絡協議会副会長

学識経験者	東北大学大学院法学研究科教授
学識経験者	仙台弁護士会弁護士
学識経験者	東北大学大学院経済学研究科教授
さいたま市	消費生活審議会 (既存の別会議が兼ねる形式) 平成27年8月24日以降、5回開催(推進計画策定時期など特定の時期に集中的に開催)
委員の属性	肩書き
消費者	公募
消費者	公募
消費者	公募
消費者団体	コーベル理事
消費者団体	うらわ市民広場世話人
消費者団体	さいたま市消費者団体連絡会代表
消費者団体	生活協同組合コープみらい組織推進執行役員
事業者団体	さいたま商工会議所理事
事業者団体	埼玉県中小企業団体中央会専務理事
事業者団体	さいたま農業協同組合常務理事
教育関係者	埼玉大学教育学部准教授
学識経験者	埼玉弁護士会消費者問題対策委員会
学識経験者	埼玉弁護士会消費者問題対策委員会
学識経験者	埼玉弁護士会消費者問題対策委員会
関係行政機関の職員	埼玉県消費生活支援センター所長
千葉市	千葉市消費生活審議会 (既存の別会議で兼ねる形式) 平成26年7月2日以降、6回開催(その他) ※下記委員構成は、平成30年6月1日の変更を反映。 委員に加え、教育関係者2名がアドバイザーとして審議に参画(従前委員であった小学校長会・中学校長会の会長は退任)
委員の属性	肩書き
消費者	公募
消費者団体	生活協同組合コープみらい ブロック委員長
事業者団体	千葉商工会議所 常務理事
事業者団体	(公財)消費者関連専門家会議 理事
事業者団体	千葉市商店街連合会 事務局長
その他の関係団体	千葉市町内自治会連絡協議会 若葉区会長
その他の関係団体	千葉市民生委員児童委員協議会 会長
学識経験者	(一財)千葉市教育会館 専務理事
学識経験者	千葉大学法政経学部 教授
学識経験者	千葉大学教育学部 教授
学識経験者	千葉県弁護士会 弁護士
関係行政機関の職員	千葉県警察本部千葉市警察部 総務課長
関係行政機関の職員	独立行政法人国民生活センター 相談情報部長
川崎市	川崎市消費者行政推進委員会 (既存の別会議が兼ねる形式) 平成28年7月4日以降、7回開催(年次・半期など定期的に開催)
委員の属性	肩書き
消費者	平成28年度消費生活モニター
消費者団体	元川崎市消費者の会副会長
消費者団体	川崎市生活協同組合運営協議会幹事
事業者団体	川崎商工会議所副会頭
事業者団体	セレサ川崎農業協同組合代表理事副組合長
学識経験者	弁護士(神奈川県弁護士会)
学識経験者	元東洋大学経営学部マーケティング学科教授
学識経験者	明治学院大学法学部消費情報環境法学科教授

関係行政機関の職員		独立行政法人国民生活センター 情報管理部長
横浜市	消費者教育推進地域協議部会(既存会議の下に新規に設置) 平成27年2月2日以降、4回開催(年次・半期など定期的に開催)	
委員の属性		肩書き
消費者	市民委員	
事業者団体	横浜商工会議所 小売部会長	
教育関係者	横浜市教育委員会事務局北部学校教育事務所指導主事室指導主事	
その他の関係団体	(公財)横浜市国際交流協会 事務局長	
その他の関係団体	(公財)横浜市老人クラブ連合会 事務局長	
その他の関係団体	(福)横浜市社会福祉協議会横浜生活あんしんセンター事務長	
学識経験者	法政大学 法学部 教授	
学識経験者	横浜国立大学 教育学部 教授	
関係行政機関の職員	横浜市消費生活総合センター センター長	
相模原市	相模原市消費生活審議会(既存の別会議が兼ねる形式) 平成27年7月24日以降、7回開催(年次・半期など定期的に開催)	
委員の属性		肩書き
消費者	公募	
消費者	公募	
消費者団体	さがみはら消費者の会 副代表	
消費者団体	相模原市生活協同組合運営協議会会长	
事業者団体	津久井地域商工会連絡協議会	
事業者団体	相模原商工会議所金融保険業部会	
事業者団体	相模原商工会議所商業部会会长	
事業者団体	(一社)相模原市商店連合会理事長	
学識経験者	神奈川県弁護士会	
学識経験者	神奈川県司法書士会	
学識経験者	相模女子大学教授	
学識経験者	東京家政学院大学教授	
学識経験者	明治大学法科大学院専任教授	
関係行政機関の職員	独立行政法人国民生活センター 理事	
教育関係者(オブザーバー)	相模原市学校教育課指導主事	
新潟市	新潟市消費者教育推進地域協議会(単独組織として新規に設置) 平成28年7月25日以降、3回開催(不定期に開催)	
委員の属性		肩書き
消費者	公募	
消費者団体	日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 新潟分科会事務局	
消費者団体	新潟県総合生活協同組合組合員理事	
消費者団体	新潟市消費者協会新潟支部理事	
事業者	株和田商会代表取締役社長	
事業者	株澤井商店代表取締役社長	
事業者	高取商店代表	
事業者団体	新潟みらい農業協同組合経営管理委員	
教育関係者	新潟市立中野小屋中学校校長	
学識経験者	新潟大学法学部教授	
学識経験者	新潟大学経済学部准教授	
学識経験者	弁護士	
学識経験者	弁護士	
学識経験者	新潟日報社編集局次長	

静岡市	静岡市消費者教育推進地域協議会(単独組織として新規に設置) 平成25年7月8日以降、8回開催(その他)
	委員の属性
	肩書き
	消費者 清水区自治会連合会高部地区連合自治会長
	消費者団体 しづおか市消費者協会会长
	消費者団体 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 会長
	事業者団体 静岡商工会議所静岡大型店・スーパー・マーケット連絡会会长
	事業者団体 清水農業協同組合 営農部部長
	教育関係者 静岡市校長会家庭・技術家庭科教育研究部部長
	教育関係者 静岡市立葵科こども園園長
	その他の関係団体 静岡市PTA連絡協議会副会長
	その他の関係団体 静岡市葵区長尾川地域包括支援センター長
	その他の関係団体 弁護士
	学識経験者 静岡大学教育学部教授
	学識経験者 静岡大学教育学部准教授
	関係行政機関の職員 生涯学習推進課長
	関係行政機関の職員 学校教育課長
	関係行政機関の職員 生活安心安全課長
浜松市	浜松市消費者教育推進地域協議会(単独組織として新規に設置) 平成26年10月29日以降、8回開催(年次・半期など定期的に開催)
	委員の属性
	肩書き
	消費者 公募
	消費者団体 浜松市消費者団体連絡会会长
	事業者団体 公益社団法人消費者関連専門家会議
	事業者団体 静岡県生活協同組合連合会常務理事
	事業者団体 浜松商工会議所理事 総務企画部長
	教育関係者 浜松市立積志小学校長
	その他の関係団体 浜松市労働者福祉協議会
	その他の関係団体 社会福祉法人浜松市社会福祉協議会 参事地域支援課長
	学識経験者 静岡大学教育学部教授
	学識経験者 静岡文化芸術大学文化政策学部教授
	学識経験者 公益財団法人消費者教育支援センター
	学識経験者 静岡県弁護士会 弁護士
	学識経験者 静岡県司法書士会 司法書士
	関係行政機関の職員 浜松市市民部市民生活課長
	関係行政機関の職員 浜松市市民部創造都市・文化振興課生涯学習担当課長
	関係行政機関の職員 浜松市健康福祉部高齢者福祉課長
	関係行政機関の職員 浜松市教育委員会学校教育部教育総務課長
名古屋市	名古屋市消費生活審議会(既存の別会議が兼ねる形式) 平成27年7月14日以降、6回開催(年次・半期など定期的に開催)
	委員の属性
	肩書き
	消費者 公募
	消費者 公募
	消費者団体 名古屋市地域女性団体連絡協議会 名東区女性連合会会长
	消費者団体 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 中部支部副支部長
	消費者団体 なごや消費者団体連絡会 副会長
	消費者団体 公益社団法人全国消費生活相談員協会 中部支部副支部長
	事業者団体 公益社団法人消費者関連専門家会議 中部地区会員
	事業者団体 日本チェーンストア協会中部支部 支部長

事業者団体	一般社団法人テレコムサービス協会東海支部 幹事
事業者団体	公益社団法人名古屋市食品衛生協会 副会長
事業者団体	日本貸金業協会 愛知県支部 事務長
事業者団体	名古屋市商店街振興組合連合会 副理事長
教育関係者	名古屋市立小中学校長会 理事
教育関係者	名古屋市立高等学校長会
その他の関係団体	社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会 副会長兼常務理事
学識経験者	東京経済大学 経営学部教授
学識経験者	名古屋市経済水道委員会 委員長
学識経験者	名古屋経済大学特別教授・消費者問題研究所長
学識経験者	中日新聞社 生活部記者
学識経験者	愛知県弁護士会 弁護士
京都市	京都市消費経営者会議(既存の別会議が兼ねる形式) 平成26年5月30日以降、7回開催(年次・半期など定期的に開催)
委員の属性	
消費者	市民委員
消費者	市民委員
消費者団体	特定非営利活動法人コンシーマーズ京都(京都消団連)理事
消費者団体	京都市地域女性連合会 常任委員
消費者団体	京都生活協同組合 副理事長
事業者団体	京都商店連盟 会長
事業者団体	京都市小売商連合会 副会長
事業者団体	京都商工会議所 事務局長
事業者団体	京都府中小企業団体中央会 理事
教育関係者	京都PTA連絡協議会 副会長
その他の関係団体	日本労働組合総連合会 京都府連合会 事務局長
その他の関係団体	一般社団法人京都市老人クラブ連合会 理事
学識経験者	京都大学副学長
学識経験者	大阪教育大学教育学部 教授
学識経験者	同志社大学法学部 教授
学識経験者	同志社大学司法研究科 教授
学識経験者	京都弁護士会 弁護士
学識経験者	京都新聞社論説委員
学識経験者	京都府立大学大学院生命環境科学研究科 教授
学識経験者	京都大学経営管理大学院 院長
堺市	堺市消費生活審議会 消費者教育部会(既存会議の下に新規に設置) 平成26年11月10日以降、3回開催(推進計画策定時期など特定の時期に集中的に開催)
委員の属性	
消費者団体	公益社団法人全国消費生活相談員協会 関西支部長
消費者団体	堺市消費生活協議会 会長
消費者団体	大阪いずみ市民生活協同組合 理事
事業者団体	公益社団法人消費者関連専門家会議 理事
学識経験者	弁護士
学識経験者	関西福祉科学大学教育学部 教授
神戸市	消費者基本計画評価推進部会(既存の別会議が兼ねる形式) 平成25年8月29日以降、5回開催(年次・半期など定期的に開催) ※下記委員構成は、平成30年度からの変更を反映
委員の属性	
消費者	神戸市消費生活マスター
消費者	神戸市消費生活マスター

消費者団体	神戸市消費者協会会长・神戸市婦人団体協議会会长
消費者団体	生活協同組合コープこうべ 理事
事業者団体	一般社団法人日本ヒーブ協議会 元代表理事
事業者団体	公益社団法人消費者関連専門家会議 理事長
教育関係者	神戸市教育委員会事務局 学校教育部長
その他の関係団体	神戸地区労働組合協議会
その他の関係団体	連合神戸地域協議会(UAゼンセン兵庫県支部)
その他の関係団体	一般社団法人兵庫県社会福祉会
その他の関係団体	神戸労働者福祉協議会
学識経験者	弁護士
学識経験者	神戸大学大学院法学研究科教授
学識経験者	神戸大学大学院法学研究科教授
学識経験者	神戸大学大学院法学研究科教授
学識経験者	関西学院大学経済学部教授
学識経験者	同志社大学大学院教授
学識経験者	神戸市会議員(自由民主党)
学識経験者	神戸市会議員(日本共産党)
学識経験者	神戸市会議員(公明党)
学識経験者	神戸市会議員(こうべ市民連合)
学識経験者	神戸市会議員(日本維新の会)
岡山市	岡山市消費者教育推進地域協議会(単独組織として新規に設置) 平成29年12月4日以降、2回開催(年次・半期など定期的に開催)
委員の属性	
消費者団体	岡山市消費生活研究協議会 監査
消費者団体	NPO法人消費者ネットおかやま 事務局長
事業者	山陽新聞社 読者局 NIE推進部長
事業者団体	岡山県経済団体連絡協議会 事務局長
教育関係者	岡山市立東疊小学校長
教育関係者	岡山市立富山中学校長
教育関係者	岡山県立岡山南高等学校 教頭
その他の関係団体	岡山県老人福祉施設協議会 理事
その他の関係団体	岡山県金融広報委員会 事務局長
その他の関係団体	NPO法人岡山NPOセンター 副代表理事
学識経験者	ノートルダム清心女子大学 人間生活学部人間生活学科 教授
関係行政機関の職員	岡山県消費者教育コーディネーター
広島市	広島市消費生活審議会消費者教育部会(既存会議の下に新規に設置) 平成28年10月7日以降、1回開催(推進計画策定期など特定の時期に集中的に開催)
委員の属性	
消費者	市民公募
消費者団体	広島消費者協会会长
事業者団体	広島商工会議所 事務局次長兼中小企業振興部長
教育関係者	広島市立落合東小学校教諭
教育関係者	広島市立中等教育学校校長
教育関係者	広島市立安西中学校教諭
その他の関係団体	広島市電子メディア協議会 副会長
学識経験者	広島市弁護士会会員(弁護士)
学識経験者	山口大学教育学部准教授
福岡市	福岡市消費生活審議会(既存の別会議が兼ねる形式) 平成25年7月2日以降、10回以上開催(年次・半期など定期的に開催)

委員の属性	肩書き
消費者	公募
消費者団体	(公財)全国消費生活相談員協会
消費者団体	(公財)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
事業者団体	生活協同組合連合会 副会長理事
事業者団体	商工会議所女性会 理事
事業者団体	消費者窓口連絡会 会長
学識経験者	弁護士会
その他の関係団体	(社)ふくおか福祉サービス協会
その他の関係団体	自治協議会 会長
その他の関係団体	PTA協議会 副会長
その他の関係団体	NPO法人ゆめふうせん 理事
その他の関係団体	民生委員児童委員協議会 副会長
学識経験者	九州大学名誉教授
学識経験者	福岡教育大学准教授
学識経験者	RKB毎日放送㈱

熊本市 **熊本市消費者行政推進委員会**(既存の別会議が兼ねる形式)
平成27年9月28日以降、6回開催(推進計画策定期など特定の時期に集中的に開催)

委員の属性	肩書き
消費者	
消費者団体	熊本市地域婦人会連絡協議会 会長
事業者団体	熊本商工会議所 女性会長
事業者団体	熊本市商工会連絡協議会 常務取締役
教育関係者	中学校校長
教育関係者	高等学校教諭
教育関係者	小学校校長
教育関係者	大学教授
教育関係者	大学教授
その他の関係団体	司法書士
その他の関係団体	弁護士

消費生活センター等の他機関との連携により実施している大学等における講義・ゼミでの消費者教育の事例

平成28年度消費者教育に関する取組状況調査(文部科学省実施)を基に作成。
大学からのアンケート回答結果全体から、「連携先」の記載のある事例を抽出したもの。

	学校名	科目名	開設学部・学科名	連携先	講義概要	授業の工夫点	受講対象者	科目種類
1	北海道教育大学	消費者教育学概論	教育学部	釧路消費者協会、北海道生活環境部	消費者教育の理論及び小・中・高等学校での実践について学ぶとともに、自らが消費者市民社会構築のためにどのような行動をとることができるか等を考え、行動できる消費者の育成をめざす。	講義の一部を外部講師に依頼	学部2年(短大2年、高専5年以上を含む)	選択科目:必修科目
2	宮城県教育大学	持続可能な社会a	宮城教育大学教育学部	ESD関連団体・日本税理士会	21世紀のはじめにあたって、国連は「持続可能な開発のための教育の10年(ESD)」のキャンペーンを始めた。本講義では「持続可能な社会」とは、どんな社会なのか考える。現代日本には、持続不可能な大きな社会問題がある。1つは震災復興2つは少子高齢化問題3つは国の借金問題である。	外部講師を招聘(ESD関連、租税関連)	学部1年(短大1年、高専4年を含む)	選択科目
3	茨城大学	大学生と消費生活Ⅰ、Ⅱ	大学教育センター	茨城県生活共同組合連合会	大学生活とその後の社会生活において安全で安心した消費生活を送っていくための基本について概観する。特に消費者トラブルと関連する法律、ライフプランと保険、食生活と栄養、地産地消、食育などについて学習する。 消費者教育に関する主な講義のテーマ…(Ⅰ)消費者トラブルの実態と対処・自分のライフプランを作つてみよう・消費者の利益・権利と責任・義務(Ⅱ)クリーニング・オフについて学ぶ・消費者トラブルにあつらうするか・お金の機能と特徴・貯蓄の大切さ	グループに分かれ、ワークショップやケーススタディを行なう。また、茨城県生活共同組合連合会協力のもと、外部講師による講義も行なう。	学部1年(短大1年、高専4年を含む);学部2年(短大2年、高専5年以上を含む);学部3年;学部4年以上	選択科目
4	筑波大学	フレッシュマン・セミナー	全学類・専門学群	つくば市消費生活センター	「学生生活を安全に過ごすために」の1コマの中で、つくば市消費生活センターの協力を得て、消費生活に関する啓発教育を行なっている。	学類・専門学群ごとの授業計画に合わせて、つくば市消費生活センターに講師を依頼し、実施している。	学部1年(短大1年、高専4年を含む)	必修科目
5	宇都宮大学	消費者教育(旧消費生活論)	教育学部学校教育教員養成課程家政教育専攻、総合人間形成過程	栃木県消費生活センター、栃木県在住消費生活アドバイザー連絡協議会	消費生活のしくみを家庭経済と消費生活のかかわりを中心とし、消費の概念の変化についても検討し、消費生活を営む消費者に視点を合わせ、消費者の権利と責任、消費生活関連法、消費者問題、消費者教育、環境を意識し、持続可能な社会形成に参画する消費者のあり方や地球環境問題とライフスタイルの関係について学ぶ。これまでの消費者像の変遷をふまえて、消費生活に関する事項について概観するとともに、消費生活アドバイザー、栃木県消費生活センター等の講話を交えて、現代の消費生活がいかに進むかを課題をテーマにしながら消費生活のあり方にについて探求します。消費と地球環境問題とライフスタイルの密接な関係を念頭に、ワークショップ、調査報告なども行なう。	栃木県消費生活センター、栃木県在住消費生活アドバイザー連絡協議会から外部講師を招くとともに、ワークショップなどを行なっている。	学部1年(短大1年、高専4年を含む);学部2年(短大2年、高専5年以上を含む);学部3年;学部4年以上	選択科目
6	埼玉大学	寄付講義「消費者教育講座」	経済学部	消費生活センター	消費生活センター相談員による寄付講義。悪質商法や詐欺犯罪によって被害に遭う消費者が増加している中で、消費者を狙う犯罪からどのように身を守るかといったノウハウを伝える啓蒙的な講座である。	消費生活センター相談員による寄付講義	学部1年(短大1年、高専4年を含む);学部2年(短大2年、高専5年以上を含む);学部3年;学部4年以上	選択科目
7	東京学芸大学	学芸フロンティア科目D	教育学部	みずほフィナンシャルグループ	大学生あるいは社会人として自分らしい人生をプランニングしていくための経済的な知識と基礎的な能力の獲得をめざす	主にみずほフィナンシャルグループ社員が講師となる	学部1年(短大1年、高専4年を含む)	選択科目
8	お茶の水女子大学	家政経済学概論生活経済学消費者科学入門	生活科学部人間生活学科生活社会科学講座	日本家政学会	消費者問題として、金融問題、多重債務問題、持続可能な消費などについて検討する。	生活経済学や家政経済学概論では、グループワークを通して学び、消費者科学入門は外部講師を呼ぶ	学部1年(短大1年、高専4年を含む);学部2年(短大2年、高専5年以上を含む);学部3年;学部4年以上;修士・博士課程;その他(科目等履修生等の非正規生)	選択科目;必修科目
9	一橋大学	①食科学 ②消費者行動論	①全学共通教育科目 ②商学部・大学院商学研究科	①一橋大学消費生活協同組合の寄付講義	①導入教育として初年度学生に対し、食に関する意識を啓発し、健全な食生活を心掛け、さらに、食育基本法や食に関する重要な知識を理解し、食育を推進できる人材を教育するとともに、農産物や食糧・食材の生産・流通・消費・リサイクル・廃棄について、理論と身近な大学食堂での体験を通して理解し、環境的な側面からも食を検討する。(2)日々私たちが行なう消費という行為がどのようなメカニズムで生じているのかを、自分の頭で考えるきっかけを提供する。ただ「お勉強」するのではなく、自分の行動も含めてこれら概念や理論を具体的な消費現象に当てはめてみて分析できるようになることをを目指す。	①講義・演習・ワークショップ(グループ討論)・食堂見学などの体験などにより授業を進める。②一方的に講義するのではなく、クイズなどの問い合わせを行なって議論を行う。また、学生による発表(考えてみようプレゼン)に基づいた議論を行う。	学部1年(短大1年、高専4年を含む);学部2年(短大2年、高専5年以上を含む);学部3年;学部4年以上;修士・博士課程	選択科目
10	横浜国立大学	消費生活論演習	教育人間科学部学校教育課程	公益財団法人消費者教育支援センター	消費者教育の基本概念から、消費者問題、消費者政策についての基本書を輪読し、発表、討論を行う	演習形式	学部3年	選択科目

学校名	科目名	開設学部・学科名	連携先	講義概要	授業の工夫点	受講対象者	科目種類
11 金沢大学	大学・社会生活論	大学・社会生活論 共通教育科目	石川県消費生活支援センター、金沢市	本授業のテキスト「知的キャンバスライフのすすめ」に、「消費者問題の基礎知識」「環境保全のルール」「地球温暖化のしくみと対策」の各章を設け、これとともに「消費者被害に遭わないために」「環境論」の対面授業回を設け、また同名のeラーニング授業を設定している。また、テキストをベースに、上記の章を含んだ期末テストを実施している。	「消費者被害に遭わないために」の対面授業は石川県消費生活支援センターから弁護士とセンター職員を講師として派遣している。「環境論」では、金沢市職員にゴミの分別収集について話をしてもらっている。また、テキストやeラーニング授業のコンテンツは、石川県消費生活支援センター・金沢市の協力を得て作成している。	学部1年(短大1年、高専4年を含む)	必修科目
12 福井大学	大学教育入門セミナー	教育学部、工学部、国際地域学部	消費生活センター	【賢い暮らし・安全な生活】大学生活を健康かつ有意義に過ごすことができるようにするためのもの。安全に安心して暮らしていくための注意点、ネットなどの被害の防止、より良い生活環境を作っていくための注意点や構えを、消費生活センターなどの方々から聴きます。	講義および討論形式	学部1年(短大1年、高専4年を含む); 学部2年(短大2年、高専5年以上を含む); 学部3年; 学部4年以上	必修科目
13 山梨大学	消費生活論	共通教育科目	山梨県金融広報委員会、県民生活センター	消費者を取り巻く環境が大きく変化し、複雑・多様化した消費者問題が発生している。消費者が消費者問題の背景を理解して、公正で持続可能な社会の形成に参画していくためには消費者教育が欠かせない。本授業では、自身の消費生活をより充実なら、生涯の消費生活を送るために必要な基礎知識を身に付け、消費者市民社会の形成に向けて、どのように意思決定し行動していくかを学ぶ。山梨県の資料等から、現在の消費生活や生活設計などにおける課題を見出し、その解決策について具体的な提案を行う。	外部講師による協働学習及び、グループ学習を取り入れた授業	学部1年(短大1年、高専4年を含む)	その他(選択必修)
14 岐阜大学	ミクロ経済－生活の経済と法律	全学共通教育	消費者ネットワーク岐阜	生活に必要なお金と法律の知識を獲得する。家計に関する知識をつける、自分の家計簿を3ヶ月間つけることで、実態を知り、分析することで今後の生活改善につなげる。また、後半では、消費者ネットワーク岐阜の協力を得て、弁護士、司法書士からの講義を受け、生活に関わる法律の知識を学び、その利用方法を獲得する。	ゲストスピーカーの招聘	学部1年(短大1年、高専4年を含む); 学部2年(短大2年、高専5年以上を含む); 学部3年; 学部4年以上; その他(聴講生、科目等履修生)	選択科目
15 静岡大学	消費者教育論、消費者政策論、消費生活実習、消費経済論、消費者問題など	教育学部消費生活科学専攻	消費者問題ネットワークしそうか、静岡市消費生活センター、浜松市くらしのセンター	消費生活科学専攻は、消費者政策や消費者教育の専門家を養成することを目的にしているため、授業科目はもとより、関連するサークル活動などを通じて、地域とも関わっている。例えば消費生活実習は、いわゆるインターンシップであり、半数の学生が静岡市や浜松市の消費者行政部局で就業体験を行わせていただいている。主な科目として消費者教育論について述べると、本科目は消費生活科学専攻必修科目であり、家庭科教育専修必修科目である。本科目では、消費者教育の定義、歴史、現状をふまえた上で、消費者教育の体系イメージマップに沿った授業の在り方について、様々な機関が作成している教材を材料にして、具体的に検討している。	消費生活科学専攻の学生に対しては、消費者政策及び消費者教育の専門家になれる深い知識がつかけられるように、また家庭科教育専修の学生に対しては、消費者教育が得意な教員になれるよう指導している。但し、時間的な制約もあり、今年度は外部講師をよぶことはしていない。	学部3年; その他(消費者教育論、消費者政策論は3年であるが、他科目は1年、2年に開設している)	必修科目; その他(上記5科目のうち、消費者政策論以外専攻必修科目である)
16 三重大学	消費者教育論	教育学部学校教育教員養成課程	三重県消費者生活センター・Cキッズネットワーク	現代の消費生活とその課題から消費者教育の必要性を理解する。また消費者教育を通して育てたい力を知り、消費者教育の内容・方法を学びつつ実践力を身につける。	外部講師に消費者教育の優れた教材を紹介してもらう。三重県消費生活センターを見学し、行政の取組を知る。アクティブラーニングを取り入れた授業の工夫を行う。	学部1年(短大1年、高専4年を含む); 学部3年; 学部4年以上; その他(希望があれば受け入れる)	必修科目
17 京都工芸繊維大学	京のサステナブルデザイン	工芸科学部	株式会社オープンハウス	本授業は1200年もの間、循環型生活様式を継承してきた「京都の“知”」から、ものづくりを通して環境問題の解決手法を学び、地域創生を推進する人材を育成することを目的としています。サステナブルデザインとは、可能な限り地球環境へ負荷をかけない製品やライフスタイルを創出し、新しい生活価値や美意識を創造することです。	外部から講師を招き、最新のトピックを提供しています。また、ワークショップや実習を組み合わせて学生の積極的な参加を促しています。	学部1年(短大1年、高専4年を含む); 学部2年(短大2年、高専5年以上を含む); 学部3年; 学部4年以上	その他(選択必修科目)
18 奈良女子大学	消費者法	生活環境学部・生活文化学科	消費生活センター、裁判所見学	現代日本の消費者法制に関して十分な知識と理解を得ることを目的とする。日本の法システムに関して基本的な知識を得ることから始め、消費者契約、製品・サービスの安全規制、独占禁止法等市場秩序の維持のための諸制度を順次検討する。さらに、消費者紛争の解決手段としての訴訟や裁判外紛争処理(ADR)の役割に関して検討を加え、消費者庁や消費生活センター、食品安全委員会など行政システムも含めた消費者問題への対処の仕組みの現状と課題について理解する。上記のテーマを容易に理解できるよう最近のケースを中心に具体的な事例を通じて学ぶ。法は縁遠いものだと感じるかもしれないが、最近の食品偽装、悪質商法などの報道をみて、実際にはこの分野の法は私たちの生活に密接にかかわっている。そのことを実感できるように、関連機関への外部見学の実施や、ビデオ教材の利用を計画している。	ビデオ教材視聴、外部(消費生活センター、裁判所)見学	学部2年(短大2年、高専5年以上を含む); 学部3年; 学部4年以上	選択科目

学校名	科目名	開設学部・学科名	連携先	講義概要	授業の工夫点	受講対象者	科目種類
19 和歌山大学	消費生活論	教育学部	消費生活センター、法テラス、泉大津市、泉大津市中央商店街、鈴鹿大学短期大学部	消費者市民社会の一員として生活について振りかえる。消費者主権の考え方(商品の機能・性能・数量、サービスを最終的に決定するのは消費者だという考え方)に基づき、「もの社会」に侵されない主体的・個性的な生き方ができるように、具体的な事例も踏まえて講義する。現実生活への活用及び教員免許必須内容の提供の他に、関連資格取得の基礎を含む内容である。あわせて、企業や行政、消費者団体の対応にもふれることができるよう、また、その後の開拓機会(ボランティアやアルバイト)も想定した現場実習経験機会も設定している。	本学教員2名と他大学教員1名が指導に当たり、泉大津市民会館他を会場とし、行政と商店街に協力いただき、講義・講演・フィールドワーク・ワークショップ・実習を4年にわたり展開する。この他に課外実習として、ユネスコ専門家会議メンバーをゲストスピーカーに招き、特別講演を行う。	学部1年(短大1年、高専4年を含む);学部2年(短大2年、高専5年以上を含む);学部3年;学部4年以上;修士・博士課程;その他(南大阪地域大学コンソーシアム単位互換制度参加大学の学生)	選択科目
20 鳥取大学	全学共通科目「くらしの経済・法律講座」	大学教育支援機構教育センター	鳥取県消費生活センター	全学部の学生が受講する「全学共通科目」として、鳥取県消費生活センターとの連携により、以下のような目的で、2005年度から「くらしの経済・法律講座」(前期:4月~7月、15回の授業)を実施している。1. 慶徳商法や消費者関連法について学び、消費者として具体的な事例に対応できる能力を養う。2. 経済一般についての基礎知識を学び、消費者としての意識を高める。	消費者として関心の高いテーマを取り上げ、弁護士、ファイナンシャルプランナー、NPO等の外部講師、大学教員がオムニバス形式で担当している。各分野の専門家の講義を学内で聴く機会として、単位修得(15回受講)を目的とする学生だけでなく、希望講義のみの受講も可能としている。	学部1年(短大1年、高専4年を含む);学部2年(短大2年、高専5年以上を含む);学部3年;学部4年以上;その他(公開授業講座として一般市民が学生と一緒に受講する。)	選択科目
21 岡山大学	ESD実践演習	環境理工学部	岡山市	本授業は、地球の環境に関する諸問題をテーマとして、持続可能な社会を達成するため必要な知識・技能・態度を身につけることを目的とする参加型の学習である。ESDを推進している岡山市との協働で授業を行う。市はESD推進課、環境保全課、市民協働企画総務課などの協力を得て、市内の環境問題などが発生している場所へのフィールドワーク、現状と対策等に関する講義を担当する。その後、受講者同士のディスカッション、調査、プレゼンテーションなどを通じて多様な見方や考え方、価値観にふれ、意思決定と合意形成の力を身につけ、持続可能な社会づくりに参画する力と態度を養う。	市内の環境問題などが発生している場所へのフィールドワーク、受講者同士のディスカッション、調査、プレゼンテーションなどをを行う。	学部2年(短大2年、高専5年以上を含む)	選択科目
22 山口大学	商法Ⅰ	経済学部・経営学科	公正取引委員会(中国支所)	本講義では、企業間取引とともに、一方当事者が企業で他方当事者が消費者である消費者取引の問題について取り扱っている。消費者取引に関する法律としては、消費者契約法、特定商取引法、割賦販売法を取り扱っている。特に特定商取引法については、学生にとっても身近な法律問題であることから、訪問販売、通信販売、特定継続的役務について重点的に学び、いかなる場合にクーリングオフの権利が行使できるか等について学習する。	講義で学んだ知識を定着させるためにQ&A形式の演習を行い、正解について解説している。	学部1年(短大1年、高専4年を含む);学部2年(短大2年、高専5年以上を含む);学部3年;学部4年以上	
23 香川大学	消費者生活と法	法学部・法学科	香川県	「消費者の自立」(消費者保護ではありません)が求められている今日、さまざまな悪徳商法や詐欺の手口を紹介しながら、これらに立ち向かうため、あるいは、消費者被害を未然に防ぐためにどうすればよいかを法的な観点から考えています。本授業では、実務面の重要性の観点から、理論編と実務編に分け、前半は法理論を講義し、後半は香川県と連携し「消費者リレー講座」として、実務経験豊かな講師陣の先生方をお招きし、現場での取り組み・対応、問題点等をわかりやすく講義していただきます。	授業の後半は、「消費者リレー講座」として、実務経験豊かな外部講師を招いた。	学部3年	選択科目
24 愛媛大学	【法文学部】法文学特講2、消費者法、民法(債権各論)、民法(不法行為法)、民事訴訟法、経済法、紛争と裁判、法実務研究、新入生セミナーA、法學入門、司法演習、総合法政策総合講義【教育学部】消費生活論【理学部】新入学セミナーA	【法文学部】法文学部・総合政策学科・法文学部・人文社会学科・大学院法文学研究科総合法政策專攻【教育学部】教育学部・学校教員養成課程・総合人間形成過程【理学部】1回生全員	【法文学部】愛媛県県民環境部県民生活局県民生活科消費者行政グループ、愛媛県県民生活センター、松山地方裁判所、特定非営利活動法人えひめ消費者ネットほか【教育学部】民間の金融機関、NPO法人【理学部】民間企業	【法文学部】「消費者法」では消費者法制を理論面から体系的に、「法文学特講2」では法學的視点を中心に経済面や政策面からの視点も交えて消費生活に関する問題を総合的に扱っている。その他、「新入生セミナーA」では、大学入学時の全学部学生を対象に消費者教育を行っている。【教育学部】消費者問題と基本的な消費者法、消費者市民社会の理念を理解し、消費者の自覚を持ち、社会形成に参画する態度を身につけることを目的としている。授業は、各テーマについて発表者の発表を聞いた後、現代の消費者問題や消費者の権利と責任、消費者教育について討論を行う。また、消費者市民社会の確立に向けて、持続可能な消費の提案に関するプレゼンテーションを行う。【理学部】15コマ中1コマで、金融トラブルについて講義を実施している。危機管理にかかる内容のうち、金銭・契約に関するトラブルについて、金融の専門家による講義を実施している。一人暮らしを始めた学生、成人となる日が近い学生などがターゲットになる詐欺、悪徳商法に加え、借金やクレジットカード利用に関する問題などを取り上げる。	【法文学部】「法文学特講2」…全15回の講義のうち約半分の回で、官民のさまざまな団体から外部講師を呼んでいる。受講生が、身近なところにある約款や契約書などを授業の場に持ち寄り、具体的に問題点を抽出して改善提案を行っている。【教育学部】教育学部の学生を対象としているため、将来、学校でのような消費者教育を教えるか教材開発を行い、他の生徒の前で模擬授業を行うなど、授業後半は、消費者教育の授業づくりに力を入れている。【理学部】外部講師を呼ぶ。	学部1年(短大1年、高専4年を含む);学部2年(短大2年、高専5年以上を含む);学部3年;学部4年以上;修士・博士課程	選択科目;必修科目

学校名	科目名	開設学部・学科名	連携先	講義概要	授業の工夫点	受講対象者	科目種類
25 高知大学	消費者と法 法學概論 消費生活論 グローバル 時代の日本	共通教育 人文社会学部 人文社会学科 教育学部 学校教育教員養成課程 ・生涯教育課程 ・土佐さきがけプログラム ・国際人材育成コース	高知市消費者センター公正取引委員会	消費者問題を通して法を学び、消費者トラブルの解決法を考える。(消費者問題と法) 我々が生活する社会環境と法について学ぶ。特に、経済社会のあり方や企業と我々の生活との関連を法律を通して考えます。(法學概論) 新しい経済社会に必要な消費者像について理解する。消費者一人一人が果たす役割を理解する。地球環境の視点から、持続可能な社会に向けた消費、消費行動のあり方について考える。生涯教育における消費者教育について学ぶ。(消費生活論) 金融経済教育を含むグローバル化の現状及び日本の位置づけについて理解し、歴史、政治、貿易等の領域に関する知識を深め、日本の果たすべき役割を考察するもの。(グローバル時代の日本)	学外の方に取材した内容を多く紹介して実際に応じた講義を行っている。 書籍・論文だけでなく一次資料を利用して、講義を組み立てている。 学生には、多くの商品の表示等を自分で観察する等、実習型の授業を心掛けている。 講義時に指示した資料(主にインターネットで検索できるもの)について自分で検索し、任意のレポートとして提出させている。	学部1年(短大1年、高専4年を含む);学部2年(短大2年、高専5年以上を含む);学部3年;学部4年以上	選択科目; 必修科目
26 福岡教育大学	小専家庭、 生活経営学・ 家政学原論・ 消費生活論	教育学部	日本弁護士会(福岡)、 宗像市消費生活センター	講義の際GTとして招き授業を実施している。	学部講師の招聘 ワークショップ(フォトランゲージ、ランキング作成)等の実施	学部1年(短大1年、高専4年を含む);学部3年;学部4年以上	選択科目; 必修科目
27 佐賀大学	地球環境の 保全と市民 社会 I	全学教育機 構	学外関係機関[(4事業所)及び学外大学(2大学)]の協力	環境に関連した様々な問題を身の回りの話題から考え、経済や政治など社会全体の変化と対応させる。メディアを通して得られる環境に関する知識は断片的であり、時には誤っている場合もあるので、これらを科学的の考察に基づいて精査し、相互に関連づける。環境問題についての“正しい”知識を得るために方法を学ぶ。これまでのライフスタイルを「自然と共生する」ことを主眼において考え直す契機とする。多様な環境問題を身近な視点から認識し、正確に判断する力を身につける。身近な環境を科学的視点から理解し、環境を意識した生活が行えるようになる。	佐賀大学教員及び学外講師[学外関係機関(4事業所)及び学外大学(2大学)]によるオムニバス形式並びに、体験学習(ごみ体験隊、自然観察会)、現地見学会で構成	学部2年(短大2年、高専5年以上を含む);学部3年	選択科目; 必修科目
28 鹿児島大学	消費者教育 論	教育学部学 校教育教員 養成課程家 政専修	鹿児島県警察、姶良警察署、日置警察署、姶良市社会福祉協議会、日置市社会福祉協議会、SMBCCコンシューマーファイナンス株式会社	本講義の目的は、消費者教育の担い手となる教員、指導者の育成である。そのために、これまでに学んだ消費生活にかかる知識、また、教育方法等を活かして、高齢者への消費生活講座の実践を行う。	①高齢者に対する消費者教育に精通した外部講師(SMBCCコンシューマーファイナンス)を呼ぶ。 ②SMBCCが行っている高齢者に対する消費生活講座を見学する。 ③講義や①②をもとに、学生が高齢者のための消費生活講座を考案する。 ④学生が考案した講座を地域の高齢者サロンで実践する。 ⑤④の実践をもとに、講座を改善し、別のサロンで実践する。(PDCA)	学部3年;学部4年以上	選択科目
29 釧路公立大学	法學概論	経済学部経 済学科・經 營学科共通	他校(釧路工業高等専門学校)より講師を招聘(非常勤講師)し開講	(シラバスより抜粋)キーワード:法解釈学、近代市民法、私的自治、契約、社会法、近代憲法「なぜルールには従う必要があるのか?」「そもそもルールはどうやって決められるのか?」といったところまで立ち返って、法律の役割を学んでいく。 授業計画:01:法學への招待)条文って暗記しなければいけないので? 02:著作権法)著作者って誰のこと? 03:著作権法)コピペでレポートを作ってはいけないので? 04:消費者法)悪徳商法に引っかかってしまったら? 05:民法)買った中古車が壊れていたら? 06:民法)もし人にケガをさせてしまったら? 07:労働法)採用内定が取り消されたら? 08:労働法)会社を辞めさせられたら? 09:労働法)早めに来て開店前の準備を済ませておくよう言われたのですが、バイオ代は? 10:刑法)交通事故はどんな罪になるの? 11:公法)王国を作つて王様になるには? 12:法制史)憲法の役割_権利章典、法の支配、私人間効力 13:憲法)人権 14:比較政治)議院内閣制と大統領制の違い		学部1年(短大1年、高専4年を含む)	選択科目
30 岩手県立大学	法學実習	総合政策学 部総合政策 学科	消費者生活センター、消費 者相談員	消費者・労働などいくつかの問題をテーマとして取り上げ、グループごとに提示された素材を元に検討を行い、最低限の情報を収集分析する手法を学ぶ。	外部講師(弁護士、消費者相談員、労組関係者)による講義の実施や、消費者生活センター訪問を行っている。	学部3年;学部4年以上	選択科目
31 宮城大学	法學概論	事業構想学 部	宮城県警	今年度はマルチ商法を取り上げて講義	県警生活安全課から講師を招いて講演と質疑応答	学部1年(短大1年、高専4年を含む)	選択科目
32 高崎経済大学	市民生活と 法	地域政策学 部	群馬弁護士会	「市民生活と法～ゆりかごから墓場まで～」をキーワードに、人々が日常生活を送る上で遭遇しうる様々な法的問題について、法制度や弁護士の役割等を踏まえながら検討する。15回分の授業のうち1回分が「消費者をめぐる法律問題」について扱う。	群馬弁護士会から弁護士を外部講師をとして呼んでいる。	学部1年(短大1年、高専4年を含む);学部2年(短大2年、高専5年以上を含む);学部3年;学部4年以上	選択科目

学校名	科目名	開設学部・学科名	連携先	講義概要	授業の工夫点	受講対象者	科目種類
33 京都府立大学	生活と経済	全学 教養教育科目	京都府消費生活安全センターからゲストスピーカーを派遣	経済(=生活の営み)の仕組みを知ることは私たち自身が社会の主人公となる上で欠かすことができない。にもかかわらず、「経済学」には私たちの生活とは縁遠い難しい問題とのイメージがつきまと。なぜ「経済学」は日常生活、暮らしから離れていたのか、「生活と経済」の切り口から経済学の特有なものの見方、考え方を平易に解説しながら、経済学の人間的再生を目指す	本学以外に、京都府立医科大学、京都工艺芸術大学の3大学の学生が同じ講義室で、同じ時間に授業している。	学部1年(短大1年、高専4年を含む)	選択科目
34 神戸市外国語大学	産業組織の経済学	外国语学部第2部英米学科	公正取引委員会	現代の企業行動は複雑かつ多岐にわたっている。本講義では、こうした複雑・多岐な企業行動をミクロ経済学的な視点から察考する。講義では、特に市場支配力を持つ企業の行動が経済に与える効果について検討する。併せて、この種の企業の行動に対する競争政策について考える。	外部講師(公正取引委員会の職員)を呼ぶ	学部2年(短大2年、高専5年以上を含む); 学部3年、学部4年以上;修士・博士課程	選択科目
35 苦小牧駒澤大学	法学概論、民法	国際文化学部国際文化学科	苦小牧市消費者センター	学生に対して消費者としての知識や問題対応の心得を授業の中で展開している。	時事問題を中心に最近の話題の解説を展開している	学部2年(短大2年、高専5年以上を含む); 学部3年	選択科目
36 北海学園大学	非営利組織論 I	経済学部	大学生協等	講義テキストを通して、第2次大戦後の消費者問題に対する生協の取組内容を説明している。		学部3年; 学部4年以上	選択科目
37 ハ戸学院大学	キャリアデザインⅡ	ビジネス学部ビジネス・健康衣料学部人間健康学科	仙台国税局・青森税務署	学生が生活(消費行動を)する上で覚えておくべき「税」に関して、そのしくみと、税務署の役割を学習する。	国税局から税に関する実務者を招き、講演していただいている。	学部1年(短大1年、高専4年を含む)	必修科目
38 東北学院大学	全学共通共用教育科目(TGペーシング) ①「市民社会を生きる」 ②「キャリア形成と大学生活」 ③「地球社会を生きる」	全学部(文学部、経済学部、経営学部、法学部、工学部、教養学部)	日本銀行情報サービス局	①②「市民社会における取引への参加」「市民社会で生じるトラブル」「市民の悩み相談」「市民社会における具体的な紛争事例」、「お金の問題は避けて通れない!生涯の収支を知る!」「日本社会の仕組みや情勢から未来を見通す」「生涯発達する」という視点で現代人の人生を俯瞰する。「危険の発見とSOS」 ③20世紀後半から新興している様々な側面におけるグローバリゼーションの諸相をとり上げ、その概要を基本的事柄として理解させる。それに基づいて、グローバリゼーション社会における思考・発想に基本的枠組みをはせる。その上で、グローバル社会に対する自己の興味・関心を高め、それに対する自己の考え方や態度を確立させる。	①: 教員による一方的講義はできるだけ少なくし、受講学生による調査・話し合い・発表を授業の中心とす。受講学生がこうした授業方法の趣旨を理解し、とりわけグループワークに能動的・積極的に参加する意思を持っています。②: 教員による一方的講義はできるだけ少なくし、受講学生による調査・話し合い・発表を授業の中心とす。受講学生がこうした授業方法の趣旨を理解し、とりわけグループワークに能動的・積極的に参加する意思を持っています。	学部1年(短大1年、高専4年を含む); 学部2年(短大2年、高専5年以上を含む); 学部3年; 学部4年以上	選択科目
39 東北公益文科大学	「専門演習Ⅰ」「専門演習Ⅱ」	公益学部	具体的な研究テーマによる	各自が関心を抱き、設定する研究テーマをもとに、指導教員の指導のもと、卒業論文作成に向けた研究を行なう。「専門演習Ⅰ」(3年次)では、現地調査や専門文献の探索・論読による課題の発見や分析、口頭発表、レポート作成などを織り交ぜて専門知識を深め、「専門演習Ⅱ」(4年次)では、卒業論文のテーマを中心に、個人指導・グループ指導を受け、あわせて口頭発表やレポート作成を繰り返して、卒業論文を完成させる。	学生一人ひとりが自らの興味・関心を抱き、設定する研究テーマをもとに、指導教員の指導のもと、卒業論文作成に向けた研究を行なう。「専門演習Ⅰ」(3年次)では、現地調査や専門文献の探索・論読による課題の発見や分析、口頭発表、レポート作成などを織り交ぜて専門知識を深め、「専門演習Ⅱ」(4年次)では、卒業論文のテーマを中心に、個人指導・グループ指導を受け、あわせて口頭発表やレポート作成を繰り返して、卒業論文を完成させる。	学部3年; 学部4年以上	必修科目
40 群馬医療福祉大学	基礎演習	全学部	群馬県警察	問2の項目全般の講義	群馬県警察の講師3名体制	学部1年(短大1年、高専4年を含む)	必修科目
41 上武大学	①フレッシャーズゼミ(学部1年／必修科目) ②FP概論(学部2・3・4年／選択科目)	①ビジネス情報学部スポーツ健康マネジメント学科 ②ビジネス情報学部国際ビジネス学科	①群馬県生活文化スポーツ部消費生活課 ②日本証券業協会	①映像等資料を使用し、消費者問題について説明 ②FPが必要とする基礎的な知識を説明する。仕事内容他、職業倫理、リスク管理。	①合同ゼミとし、大講義室で行う。ゼミ単位の指定席とし、学生の中に指導教員が同席 ②外部講師(日本証券業協会、金融・証券教育支援センター)を呼び、金融リテラシーの知識を深める	学部1年(短大1年、高専4年を含む); 学部2年(短大2年、高専5年以上を含む); 学部3年; 学部4年以上	選択科目; 必修科目
42 聖学院大学	地域社会と生協	政治経済学部政治経済学科・コミュニケーション学・国際政策学科	生活協同組合コープみらい	本講義における学びの意義は、地域生活者としての視点から、自らの暮らしを見つめなおす機会を提供する点にある。商業的世界が日常の生活の隅々を支配している今日、私たちは「消費者」として他者と接する場面が多い。身近な地域の暮らしの現実の中で生成するさまざまな問題(現代的課題)に対応している協同組合(生協)は、商品を媒介としながらも、単なる「消費者」を超えた「生活者」としての視点に立つ。おもに日常的な購買事業・福祉事業の現場経験にもとづく講義は、自ら考え行動する中で生まれた実践知を学ぶ貴重な機会になるとともに、グループワークおよび現場実習を通して、その実践知を共有・体験することもできる。本講義では、地域社会における生協の位置と役割について理解することを第一義的目的とするが、その学びの先には、「閉じられた関係性」の中に生きる私たち現代人の歩むべき方向性について、一定程度のビジョンを提示できるようになることをも目指している。	ゲストスピーカーによる講義および実践紹介を中心構成され、現場実習、グループワーク等も実施する予定。	学部2年(短大2年、高専5年以上を含む); 学部3年; 学部4年以上	選択科目
43 東邦音楽大学	東邦スタンダートIA	音楽学部・音楽学科	埼玉県消費生活センター	ネットトラブル、架空請求等の悪徳商法の被害を防ぐ。様々な悪徳商法の実例を知り、その被害にあわないための心構えを得る。	消費生活センターの相談員を外部から呼んでご講話していただ	学部1年(短大1年、高専4年を含む)	必修科目

順位	学校名	科目名	開設学部・学科名	連携先	講義概要	授業の工夫点	受講対象者	科目種類
44	文京学院大学	大学学	経営学部経営コミュニケーション学科	文京区消費生活センター	前期に実施している大学学の1コマにおいて、悪質商法の事例などを消費者生活センターの担当者を招いてお話をいただき注意喚起を行った。	講演形式・外部講師招聘	学部1年(短大1年、高専4年を含む)	必修科目
45	青山学院大学	金融と生活設計	全学部	日本銀行金融広報中央委員会	金融リテラシーについて体系的に学ぶ。人生と生活を考える上で、お金に関する知識と判断力を理解し身につけてもらうことを目的とする。	金融各分野に精通した、外部講師をお呼びしている。	学部2年(短大2年、高専5年以上を含む); 学部3年、学部4年以上	選択科目
46	東京造形大学	サステナブルデザイン論A～D、サステナブルデザイン史、環境情報デザイン、エコロジー、エコデザインA・B、サステナブルソリューションA・B、サステナブルプロジェクトA～D、造形プロジェクトBI-31・II-31	造形学部、造形研究科	八王子市(サステナブルデザイン論D)	自治体における水、みどり、ごみ、資源、地球温暖化、教育・学習についての活動の取組について八王子市職員を講師として行っている。(サステナブルデザイン論D)	八王子市環境部、同水循環部職員を講師としたフィールドワークも取り入れた授業	学部1年(短大1年、高専4年を含む); 学部2年(短大2年、高専5年以上を含む); 学部3年、学部4年以上; 修士・博士課程	選択科目; 必修科目
47	東洋大学	特講Ⅱ	経済学部経済学科	SMBC日興証券グループ	長期にわたる超低金利や年金制度等の将来に対する不安が増す中、いまや誰にとっても、自らの手で将来の生活に備えることが不可欠となりました。単に「貯める(貯蓄)」だけでなく、貯めたお金を上手に「殖やす(投資)」にも必要な時代を迎えています。近年は、多様な金融商品やサービスが登場するなど、個人の選択肢は拡大し、より高い収益性や利便性を追求できるようになりましたが、金融取引にかかるリスクは、私たちが「自己責任」で負担することが原則となり、様々なリスクやトラブルから自己防衛するための知識の重要性も増えています。こうした変化に対応するため、私たちは、金融商品や取引の仕組みを理解する金融知識の習得と、各自の生活設計に合った適切な商品を選択し、取引を実践するためのスキル・判断力の向上が求められています。本講義では、社会人としても知っておくべき金融・経済に関する基本的理解を深めるとともに、金融投資に最低必要な基礎知識の習得を目標とします。また、インターネットによる株式売買の仮想ゲームを行い、模擬的な投資体験を通じて、株式と経済との関係を学びます。	経済や市場動向との関わりを実感し理解を深められるよう、講義と並行して、株式売買ゲームを行います(約2か月)。履修者には全員株式ゲームに参加するとともに、レポートを作成してもらいます。	学部2年(短大2年、高専5年以上を含む); 学部3年、学部4年以上	選択科目
48	武蔵野大学	金融リテラシー(金融と人生設計)	武蔵野BAISIS科目(全学部共通)	金融広報中央委員会、日本FP協会、全国銀行協会、日本証券業協会、投資信託協会、生命保険文化センター、日本損害保険協会	現代社会では、金融との関わりを持つことは避けられず、生活スキルとしての金融リテラシー(お金に関する知識と判断力)を身につけることが重要な課題となっている。社会に出る前の「リスト・チャンス」として、金融リテラシーとは何かを系統的に理解するとともに、「自分で考え、判断する力」、「判断する上で必要な情報を収集する力」など、実践的な行動力を身につけることを目標とする。	本講座は金融広報中央委員会の寄付講座であり、金融各分野の実務に精通し、かつ金融経済教育を実践的に推進している官庁・団体によるオムニバス形式で授業を行う。	学部2年(短大2年、高専5年以上を含む)	選択科目
49	明治学院大学	消費者問題と法(368)、消費者法演習(必修／44)、消費者取引特別法1(249)、消費者取引特別法2(69)、消費者取引特別法3(28)、消費者行政法(51)、国際消費者法(15)、消費者法の実務(79)、インターネットシップA(消費者法)(選択／17)	法医学部消費者情報環境法学科	インターネットシップAでは、市役所、消費者団体など10団体との間でインターネット協定を結び、消費生活センターまたは消費者団体の現場の実務を実習している。	当学科の主要な分野として、体系的な教育を行っている。1年生向け入門科目の「消費者問題と法」の後、消費者契約法、特定商取引法、割賦販売法、製造物責任法、不動産法などは「消費者取引特別法1～3」の講義、行政による事業者規制は「消費者行政法」の講義、国の消費者政策は「消費者法の実務」の講義、諸外国との比較は「国際消費者法」の講義を開講している。また、30人程度の少人数クラスで必修の「消費者法演習」を実施しており、さらに希望者は、消費者行政や消費者団体の活動の実際を「インターネットシップA」で実習する。	消費者行政の実務経験のある専任教員が講義を担当している。このほか、必修の消費者法演習は演習形式で夜間に開講し、国民生活センターの職員に講師を依頼している。消費者法の実務は土曜日に開講し、消費者庁等の職員に講師を依頼している。	学部1年(短大1年、高専4年を含む); 学部2年(短大2年、高専5年以上を含む); 学部3年、学部4年以上	選択科目; 必修科目; その他
50	立教大学	持続可能な地域社会を考える	全学共通科目	立教セカンドステージ大学	目標: 少子高齢化が進む日本では、地域の存続が危ぶまれている。このような危機をどのように乗り越え、持続可能な地域社会を構想することが出来るのか、多角的な視点、世代を超えた対話の中から見出していく。 内容: 日本の豊かな自然や文化は、地域の中で育まれてきた。地域社会が消えることは、こうした宝が失われることである。本授業では先進的な事例は、多彩なゲスト・スピーカーを交えて学ぶとともに、いままさに動き始めた地域と連携を図りながらフィールドワークやグループ討論などを踏まえながら考えていく。履修者それぞれの今後の生き方をも、深く聞くことになろう。	ゲスト・スピーカーを呼び、フィールドワークやグループ討論も交えながら実施予定	学部1年(短大1年、高専4年を含む); 学部2年(短大2年、高専5年以上を含む); 学部3年、学部4年以上	選択科目

学校名	科目名	開設学部・学科名	連携先	講義概要	授業の工夫点	受講対象者	科目種類
51 神奈川大学	消費生活行政特論	法学部・自治行政学科	ゲストスピーカーは、非営利・共同セクターで活躍する方を迎える。	「生活者主権」を考えることをカギとしているが、主要なテーマは、①非営利・協同セクターの現状とその広がり・将来性、②社会保障制度と福祉政策から日本の生活経済と社会構造、③幅広い領域から一線で活躍している活動家をゲストスピーカーに迎え、学生との出会いを創り、人と人の出会い・つながりの大切さを確認し、④ネットワークが自身の問題や悩みを解決し、可能性を拓き、潜在能力を引き出す。さらには、「消費生活」という切り口で「行政」の役割について考える。今社会に起こっている諸々の問題は、学生一人ひとりが自身の住み暮らす地域・社会のこととして考え、これから「行政機能」の創り変えについて学ぶ。	* 数人のゲストスピーカーを迎える。 * 特に定めるテキスト等使用図書はないが、NPOや生活協同組合あるいは福祉に関する情報を「自分の生活の視点」として問題意識を持って授業に参加させている。 * 「地域」や「日常生活」にある疑問や不安、自分が今抱えている問題(悩み)、働き方等将来への不安、その解決への参考にすることもねらいとしており、授業そのものが相談機能も果たせるように経過 Workflow し、学生の発言が多い双方向の授業を意識している。	学部2年(短大2年、高専5年以上を含む):学部3年、学部4年以上	選択科目
52 神奈川工科大学	①キャリア設計／②Stop The CO2入門／③Stop the CO2最前線	①◆工学部:機械工学科・電気電子情報工学科・応用科学学科 ◆創造工学部:自動車システム開発工学科、ロボット・メカトロニクス学科、ホームエレクトロニクス開発学科 ◆情報工学科:情報ネットワーク・コミュニケーション学科、情報ツツメティア学科 ◆応用バイオ科学部:応用バイオ科学学科②③全学部全学科学生が選択可能。	②厚木市みどり環境部あつぎ環境市民の会③東京ガス 東京電力など	①キャリア設計:生まれてから高校卒業まで、大学入学から卒業まで必要となる費用と生涯所得、「家計」の把握と生活の見直し 奨学金について クレジットの仕組みと信用情報 ブラックバイト・労働法、要質商法・クーリングオフ、相談窓口の活用 架空請求の手口と対応方法 大学生と国民年金等 ②Stop The CO2入門／③Stop the CO2とライフデザイン:自然環境の保全やエコ材料や製品、厚木市の環境の取組について、環境保全に配慮した機械製品、新エネルギーに関する製品について ④Stop the CO2最前線:家電とICTから見たCO2削減、燃料電池とコジエネーション、農業分野からみたCO2の試み、LED照明と植物工場 等	②③企業のStop the CO2の取組を体験するための企業見学、フィールドワーク、見識者の講演会、教員および学生、教員間の交流の機会とパリエーションに富んだ内容としている。	学部1年(短大1年、高専4年を含む):学部2年(短大2年、高専5年以上を含む):学部3年、学部4年以上	選択科目:必修科目
53 長岡大学	消費者の法律1 消費者の法律2 消費者問題1 消費者問題2	経済経営学部 経済経営学科	消費生活センター	消費者の法律1・2 生活全般に及ぶ消費生活に関する知識を習得し、自立した消費者として責任を持つ消費行動がとれる判断力を養い、現代社会における消費者被害、食や製品安全の問題から消費者法を捉え、実際に消費者被害に遭遇した際の対処方法を習得する。また、消費者が主役となる社会を実現するために自己および社会をどうるべきかを考察し、主体的に社会に発信および参画できる消費者の資質を養う。 消費者問題1・2 学生であっても既に消費の担い手として日常生活で消費活動をおこなっていることを自覚し、それに伴う責任について学び、現代社会の消費の構造が複雑化し、被害にあうケースも増えてきている。賢い消費者として実生活で実践出来ることを学ぶ。	外部講師招聘	学部3年	選択科目
54 高岡法科大学	消費者保護法	法学部	消費者保護法生活センター	消費者法の概要を、社会・経済構造との問題に留意しつつ講義している。		学部3年;学部4年以上	選択科目
55 富山国際大学	消費者環境論	現代社会学部・現代社会学科	富山県消費生活センター、富山県消費者協会	消費者基本法の制定、消費者団体訴訟制度の実現、消費者庁の設置など消費者を取り巻く制度的な環境整備が進んでいても、消費者に提供される商品には偽装表示、遺伝子組換え食品、振り込み詐欺、エネルギー問題等々、消費者を取り巻く環境はさまざまな課題に直面している。これらに対して、生活者として適切な判断力、意思決定ができることがこれから社会では重要である。この講義では、消費者を取り巻く環境について様々な観点から学び、自立した消費者として行動できる基本的な態度を身に付ける。	消費者生活センターの見学研修、アンケート模擬調査シートの作成	学部3年;学部4年以上	選択科目

学校名	科目名	開設学部・学科名	連携先	講義概要	授業の工夫点	受講対象者	科目種類
56 金沢工業大学	生涯学習特別講義(株式と経済)	修学基礎教育課程人間形成基礎科目生涯学習	野村證券	本科目では、株式市場を中心に、金融・経済全般への視野の拡大をその目的としている。授業の分野としては以下の3つの分野に分かれる。 ・第一の分野:株式をはじめとして、経済の基本的な項目をチェックし、日々のニュース・新聞等の情報を正しく理解する。 ・第二の分野:株式投資候補銘柄の探求を通じ、個別企業やマクロ経済環境の分析を行い、今後の世界経済への洞察を深めていく。 ・第三の分野:第一・第二の分野を習得することにより、金融・経済の将来を考える上でのポイントとなる事項について理解し、社会人としての広い視野を確立する。 <講義の流れ> 1. 日経新聞の読み合わせ～毎回 日経新聞の読み合わせ・解説を実施。生の経済情報の捕らえ方を学ぶ。 2. 株式投資について学ぶ～企業の分析 成長性の評価 株式価値の評価について学んでいく。 3. 学生発ベンチャービジネスについて	外部講師を呼ぶ	学部1年(短大1年、高専4年を含む);学部2年(短大2年、高専5年以上を含む);学部3年;学部4年以上	選択科目
57 岐阜女子大学	消費生活論	家政学部生活科学科生活科学専攻	岐阜県消費生活センター・一般財団法人日本消費者協会	内容は消費者問題の基礎、消費者問題と消費者政策、消費者政策の展開、企業の消費者対応、消費者教育、消費生活情報など、今日の消費者問題を広く取り上げる。	授業内ではないが、授業終了後に消費者力検定にチャレンジさせている。	学部2年(短大2年、高専5年以上を含む)	必修科目
58 静岡産業大学	基礎ゼミナール	全学部	県西部県民生活センター	若者に多い相談トラブル事例と対処法を中心に説明している。	1年必修科目にて、時間を設定。	学部1年(短大1年、高専4年を含む)	必修科目
59 金城学院大学	消費者政策論・消費者運動論・生活情報論・演習	生活環境学部・生活マネジメント学科	名古屋市役所	①消費政策論では、消費者問題の変遷と最近の消費者問題の事例について、②消費者運動論では、消費者の権利と責任、消費者運動の歴史、社会における役割について、③生活情報論では、世界の消費者政策や消費者をめぐる様々な問題について教育している。④演習では消費者問題に関するレポート指導のほか、名古屋市と連携した消費者啓発の教材作成について指導している。	教科にあった内容の教科書を執筆し、それにあわせた資料や映像を用いながら事例を取り入れてわかりやすくなるよう工夫している。演習では全体の意見交換のほか、個別指導も重視している。	学部2年(短大2年、高専5年以上を含む);学部3年;学部4年以上	選択科目:必修科目
60 中京大学	特別テーマ講義Ⅰ～消費生活を快適に過ごすために必要な基礎知識～	法学部法律学科	名古屋市消費生活センター	消費者問題を考える上で基礎となる消費者基本法、消費者安全法を押さえた上で、消費者取引法(消費者契約法、特定商取引法等)、消費者引取と法(割賦販売法、貸金業法)、インターネット取引と法(製造事故と法(製造物責任法、食品の安全性、医薬品の安全性等)などをテーマとして、消費生活に密接に関わる法律について詳しく学習していく。そして、消費生活に関わる法律を学んだことを踏まえて、消費者被害を受けた人への救済の在り方について受講生と考える。	名古屋市消費生活センター相談員による講演	学部1年(短大1年、高専4年を含む);学部2年(短大2年、高専5年以上を含む);学部3年;学部4年以上	選択科目
61 鈴鹿大学	マーケティング論	国際人間科学部	鈴鹿商工会議所	大量生産、大量消費、大量廃棄型社会から、循環型社会への転換を念頭に置いた講義。	履修者自身が調査してプレゼンテーションするセッションを設けている。	学部1年(短大1年、高専4年を含む);学部2年(短大2年、高専5年以上を含む);学部3年;学部4年以上	選択科目
62 同志社大学	消費者問題と現代社会	商学部商学科	京都市消費生活総合センターによる寄付講座	これまでの経営学や商学では、生産者、供給者の視点からのアプローチが主であり、消費者や利用者の立場からの議論は少なかった。消費者の保護という視点から、消費者の権利を尊重すると共に消費者の自立を支援することを基本理念とした「消費者基本法」が2004年6月に施行され、経営や商学において消費者の立場からのアプローチも重要な課題となってきた。消費者の啓発と教育が「消費者基本法」には定められており、本講も同法の具体的な実現の計画などを示す「消費者基本方針」の一環として実施されるものである。多様化、国際化する社会の中で、消費者をめぐる問題は複雑化している。本講では、具体的な消費者問題を取り上げながら、現代の消費者政策について、市民の立場から考察する。	各種団体からの講師を招聘	学部1年(短大1年、高専4年を含む);学部2年(短大2年、高専5年以上を含む);学部3年;学部4年以上	選択科目
63 大阪樟蔭女子大学	現代社会と生活者の視点	学芸学部(全学科)、児童学部、健康栄養学部	日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会西日本支部	大学生になると、一人の消費者として本格的に消費生活を始めるところになる。このことは、受動的に商品やサービスを購入するだけでなく、消費行動をとることによって今後の社会のあり方を担っていく一員となることを意味している。本授業では、消費者として知っておくべき様々な問題、課題について学ぶことで、自分で考えて行動に移す「自立した消費者」になることをめざすとともに、持続可能な社会を作っていくために我々がとるべき行動について考えるきっかけにしてほしい。	消費生活アドバイザーを非常勤講師として任用し、社会で実際に起こっている問題も含めて講義している	学部1年(短大1年、高専4年を含む);学部2年(短大2年、高専5年以上を含む);学部3年;学部4年以上	選択科目
64 追手門学院大学	「ファイナンス入門」「リスクと向き合う経済学」	全学部:「ファイナンス入門」(基礎教育科目)、経済学部「リスクと向き合う経済学」(学科科目)	(ファイナンス入門のみ)SMBC日興証券グループ	「ファイナンス入門」(1)まずは経済主体としての視点で、実体経済の仕組みの全体観を把握し、社会生活における様々な課題や対処法を認識します。(2)次に、金融の基礎知識を、大学で学ぶ様々な専門知識と関連付けながら、実戦的に学んでいきます。(3)更に、それらを統合的に活用する能力(=金融インテリジェンス)を、社会生活に応用する方法を学びます。「リスクと向き合う経済学」科学の発達した現代においてさえ家計も企業も政府もリスクを完全に逃れることはできませんが、社会には互いのリスクを肩代わりしながら助け合う様々なツールが組み込まれています。目からウロコの金融手法の発想をたどりながら、統計リテラシーの強化を通じて、こうしたツールの考え方・使い方の基礎を学びます。	(ファイナンス入門のみ)外部講師による講義	学部1年(短大1年、高専4年を含む);学部2年(短大2年、高専5年以上を含む);学部3年;学部4年以上	選択科目

学校名	科目名	開設学部・学科名	連携先	講義概要	授業の工夫点	受講対象者	科目種類
65 帝塚山学院大学	フェアトレード	リベラルアーツ学部 リベラルアーツ学科	担当教員が役員をしている(特活)開発教育協会、(特活)関西NGO協議会などから情報提供をしてもらっている。	グローバル化の中で「顔の見える関係」を作りながら、どのような交易が行われているかを、その歴史的背景を含めて知る。世界の現状把握をした上で、「援助」とは異なる新しい国際協力の形であるフェアトレードについて、その成り立ち・現状を具体的な事例を通して観る。そして、学んだことを日々の暮らしどのように結びつけて、少しでも公正な社会作りのためにできることを考える。	講義だけに偏らないよう、参加型のワークショップ(アクティブラーニング)ができるだけ行なうようにしている。また、調査・報告を学生に課している。	学部3年	選択科目
66 関西学院大学	経済事情E(2013):市場経済と消費者問題	経済学部	神戸市消費生活課、全国消費生活相談員協会、消費生活マスター、ACAP、NACS、日本ヒーピー協会、神戸大学の教員、同志社大学の教員	市場メカニズムが十分に機能するためには公正な競争が不可欠であり、そのためには消費者が企業と対等な立場で交渉、契約、取引できるよう、消費者問題の軽減・解決が必要となる。本講義では、このような視点から消費者問題を考えるために、「産官学消」(産業界、官界、学界、消費者)から講師を迎え、市場経済と消費者問題について多方面から考察する。	外部講師を迎えてオムニバス形式	学部2年(短大2年、高専5年以上を含む);学部3年;学部4年以上	選択科目
67 甲子園大学	宝塚学	栄養学部および心理学部	宝塚市役所	担当教員が宝塚市の農産物の特徴を述べ、市役所農政課の職員や若手農業従事者により、消費者の動向、宝塚の農業の問題点および今後の課題などを説明していただく。	宝塚市役所農政課職員や宝塚市西谷地区の農業従事者に1コマずつ講義を担当していただく。	学部1年(短大1年、高専4年を含む)	必修科目
68 武庫川女子大学	消費者生活論	共通教育部	財団法人関西消費者協会	日常に関わりの深いテーマを取り上げ、消費生活における問題やしくみ、対処法について解説する。消費生活に関連した検定や資格取得も視野に入れ、消費者政策や法律を学び、消費者トラブルに遭わないための正しい知識を習得できる内容としている。	講師は、財団法人関西消費者協会からの非常勤講師	学部1年(短大1年、高専4年を含む);学部2年(短大2年、高専5年以上を含む);学部3年;学部4年以上;短期大学部1・2年生	選択科目
69 天理大学	消費者教育論	人間学部人間関係学科	天理市市民協働課 天理市消費生活センター	消費者の権利や消費者被害の現状等の知識をベースに、消費者教育のツールを使用して、未然防止のための劇を上演し、地域の方々に啓発を行う。	天理市の相談員が高齢者向け講座を行なっていただいた上に、学生が運営しながら、啓発劇を行う。	学部2年(短大2年、高専5年以上を含む);学部3年;学部4年以上	選択科目
70 ノートルダム清心女子大学	自立力育成ゼミⅡ	全学部全学科	消費生活センター	消費者問題と環境問題に焦点をあてた演習を通して消費者として自立するために必要な能力を養成する。	外部講師を呼ぶ、演習形式	学部2年(短大2年、高専5年以上を含む);学部3年;学部4年以上	選択科目
71 徳山大学	キャリアプランニングⅠ	経済学部・経営学科福祉情報学部	周南市との連携	生涯のキャッシュフローの解説の一環として、詐欺などへの注意喚起の解説をした	FP資格を持つ外部講師を市との連携で招聘	学部2年(短大2年、高専5年以上を含む);学部3年;学部4年以上	選択科目
72 至誠館大学	地域文化Ⅰ	ライフデザイン学部	萩税務署、山口財務所	財務所とは税の種類と仕組み インターネットを用いた副業と税等(税務署) 財務局の仕事について、金融 預貯金とクレジット・ローン等(財務所)	外部講師	学部1年(短大1年、高専4年を含む)	選択科目
73 四国大学	エコライフ論、ライフデザイン論、消費生活論、生活環境学、生活科学概論	生活科学部 生活科学学科	徳島県くらし安全局生活安全課、徳島県消費者情報センター	(例)消費生活論 私たちは誰もが「消費者」として生活しています。消費生活を取り巻く環境は年々変化し、多様化・複雑化する中で消費者被害も増加してます。本講義では、消費者問題とは何か、なぜ消費者問題が起こるのかを学び、安全で安心な消費生活を送るためのルールや知識、被害の救済について学ぶことを目的としています。到達目標として次の4点を挙げています。 1. 消費者の権利と責任について説明することができる。 2. 「自立した消費者」あるいは「消費者市民社会」について、実際の生活に置き換えて自分の意見を述べることができる。 3. 契約のルールとクーリングオフについて説明することができる。 4. インターネット利用による消費者問題について知り、被害に遭わないための注意点を述べることができる。	外部講師による講義やアクティブラーニングによる参加型授業展開	学部1年(短大1年、高専4年を含む);学部2年(短大2年、高専5年以上を含む);学部3年;学部4年以上	選択科目;必修科目
74 四国学院大学	「初年次基礎演習ⅡA」	全学部共通教養科目	警察	サイバー犯罪の被害に遭わないための防犯講習会	香川県警察本部から講師を招聘	学部1年(短大1年、高専4年を含む)	必修科目
75 活水女子大学	①女性起業論 ②家庭経営学	①文学部現代日本文学学科 ②健康生活学部生活デザイン学科 ③家庭経営学のみ該当	教養科目で、野村證券株式会社の寄附講座を開講している。	「家庭経営学」は、生活経営に関する基礎知識の習得ならびにデータの適切な分析力の獲得に取り組む。「女性起業論」は、女性起業の基礎となる経営の基礎知識を学ぶ。	女性起業論では、長崎県下で活躍する女性の会社の起業者等を講師にお呼びし、女性の起業の体験談を話していただいている。	学部1年(短大1年、高専4年を含む);学部2年(短大2年、高専5年以上を含む);学部3年;学部4年以上	選択科目
76 長崎総合科学大学	現代社会と教育	全学部	活水女子大学	本講義では、現代社会の中長期的な変動を踏まえつつ、我が国の教育の概要を説明する。現在、「規制緩和」と「地方分権」をもとに改革が進められ、我が国の教育は大きく変化している。これまでの教育動向を説明した上で、現在進められている教育改革を読み解くための基本的な枠組みと基礎的知識を確認する。高度成長期以降、我が国の教育についての社会通念が経済社会の動向と密接に関連していることから、学生の皆さん自身の教育経験を振り返ながら、今後、社会で生活する上で必要な教育についての視点を提供する。	本学の教員1名と活水女子大学より非常勤講師1名を任用し、計2名で担当している。講義を中心としているが討論やワークショップも併用している。	学部1年(短大1年、高専4年を含む);学部2年(短大2年、高専5年以上を含む);学部3年;学部4年以上	選択科目
77 崇城大学	初年次導入教育	工学部、情報学部、生物生命学部	熊本県警察、熊本県金融広報委員会	金融トラブル、名義貸し、ブラックアルバイト、ドラッグ、マルチ商法等	外部講師に依頼	学部1年(短大1年、高専4年を含む)	必修科目

	学校名	科目名	開設学部・学科名	連携先	講義概要	授業の工夫点	受講対象者	科目種類
78	尚絅学院大学	消費者法	総合人間科学部現代社会学科	仙台消費者センター	消費者法が日常のトラブルの解決法として適応可能か	外部講師を呼んでいる	学部3年	選択科目
79	浦和大学	年金セミナー	総合福祉学部総合福祉学科	日本年金機構 浦和年金事務所	国民年金や厚生年金の仕組みといった、年金の基礎についての講義を開講。「ライイベント・シミュレーション」で人生設計をし、老後の生活にかかるお金を推計し、自分の老後もイメージできるような内容で実施した。	日本年金機構、浦和年金事務所に講師派遣を依頼	学部2年(短大2年、高専5年以上を含む)	必修科目
80	三育学院大学	アセンブリー	看護学科	警察署	スマートフォンやインターネットを通じて行われている悪徳商法などについて科目の1コマを使って教育を行っている。	外部講師を呼ぶ	学部1年(短大1年、高専4年を含む);学部2年(短大2年、高専5年以上を含む);学部3年	必修科目
81	純真学園大学	健康食品学	検査科学科	一般社団法人 日本食品安全協会	食事・栄養の問題は、健康を維持あるいは増進して生活する最も大切な領域の1つである。食生活において過不足しているものを補足する目的で適切な健康食品などを利用する場合にも、これらに頼りすぎて基本的な食生活をおろそかにすること。逆に健康を損なう可能性もある。そこで講義では、栄養や健康食品に関する知識を学び、健康食品の機能表示、有用性・安全性、医薬品との相互作用等を理解し、消費者が正しく摂取できるための説明ができることを目標とする。健康食品管理資格取得のための関連科目であるが、資格取得にとどまらず、食品についての知識を深めてもらいたい。		学部3年	選択科目
82	岩手県立大学盛岡短期大学部	消費者保護論	生活科学科	消費者センター	消費者トラブルの生じる原因及び消費者保護の必要性について理解を深める。	外部講師(消費者センター、弁護士)による講義の実施。	学部1年(短大1年、高専4年を含む);学部2年(短大2年、高専5年以上を含む)	選択科目
83	長野県短期大学	「生活と消費経済」「消費経済」「消費者教育」「消費経済学ゼミナー」	生活科学科生活環境専攻	長野県県民文化部くらし安全・消費生活課消費者庁国民生活センター長野市	「生活と消費経済」:第1に社会・経済の変化にとって変わった私たちの家庭・生活について、より解かり易く消費経済学の視点(消費者・消費者の目線)に立ち考察を行う。第2に「消費者主権」「消費者の権利」「消費者の自立」「事業者の社会的責任(CSR)」「拡大生産者責任(EPR)」などに關し、compliance、accountabilityをキーワードとして、家庭の管理・生活経営のあり方に係わる専門的な知識の修得を目指す。 消費者教育:消費者教育は、消費者を主とする社会システム(消費者主権)を確立するための車の両輪である「事業者の社会的責任」と「消費者の権利・責務」の一翼を担うものである。本授業では、具体的な消費生活問題を事例にして問題の把握・理解・解決のチカラを身に付けて「消費者能力」「消費者市民」に係る資質の涵養を目標とする。	アクティブラーニングの導入(疑似体験学習)・クリティカルシンキングの導入(課題に対する多角的検証)	学部2年(短大2年、高専5年以上を含む)	選択科目:必修科目
84	高知短期大学	消費生活論	生活科学科	高知県立消費生活センター	消費生活に関する基礎知識を提供するとともに、「自立した消費者」として行動するのに必要な法律・経済・環境問題等の知識を体系的に講義します。	高知県立消費生活センターとの連携講座。公開講義となつており、一般の方の受講も可。講義はオムニバス形式で、各回毎に独立したテーマが講義され、講師はテーマ毎に、その分野の専門家が担当する。	学部1年(短大1年、高専4年を含む);学部2年(短大2年、高専5年以上を含む);その他(一般受講者)	選択科目
85	浦和大学短期大学部	講座「生活設計とリスク管理」	介護福祉科	公益財団法人生命保険文化センター	自分らしいライフデザインを描き、その実現に向けた生活設計の考え方や、誰にでも起こりうる経済的なりリスク(老後・病気・介護など)について学ぶことができる内容で実施。	公益財団法人生命保険文化センターに講師派遣を依頼	学部2年(短大2年、高専5年以上を含む)	選択科目
86	聖徳大学短期大学部	地域貢献活動の実践	総合文科学科	松戸市商工会・自治会等	グループを作り、松戸市の地域課題(地産地消、商品開発等)の解決に向けた地域貢献活動を企画し実践する。	1. 演習形式の授業で進める。 2. グループで自分ができる地域貢献活動を企画し、実践する。グループごとに、対象地域の見学や打合せ、外部講師の招聘を行い、実践する。 3. それぞれの実践を振り返り、レポートにまとめて提出する。実践内容の発表会も行う。	学部2年(短大2年、高専5年以上を含む)	必修科目
87	愛国学園短期大学	家庭経済学	家庭科家政専攻	東京都消費生活センター	ライフサイクルと消費者問題・消費高齢化社会の中での金銭管理・金融教育	通常は講義形式だが、学生は自らの経験及び考えを述べるように求められる。また、1回は消費生活センターの見学及び講義	学部2年(短大2年、高専5年以上を含む)	必修科目
88	星美学園短期大学	幼児保育キャリア演習I	幼児保育学科	SMBCコンシューマーファイナンス	生活設計・家計管理というテーマで1年生対象に行っている。内容としては、ライイベント表を作成し、将来に向けての貯蓄のポイント、家計予算表の作成、ローンとクレジットの違い、奨学金は借金であること、消費者信用について。	学部講師を招き、演習形式	学部1年(短大1年、高専4年を含む)	必修科目

学校名	科目名	開設学部・学科名	連携先	講義概要	授業の工夫点	受講対象者	科目種類
89 仁愛女子短期大学	生活経営学	生活科学学科	消費生活センター	現代の消費問題を把握とともに、具体的に問題を考えることを通じて、消費のトラブルを未然に防止する方法を学ぶ。	本講義は、自分の生活に密着した事象を題材に行うため、新聞を読んだり、消費生活センターを訪ねたり自己学習できるよう工夫をしている。	学部2年(短大2年、高専5年以上を含む)	選択科目
90 大垣女子短期大学	教養・キャリア基礎演習Ⅰ・Ⅱ	歯科衛生学科・看護学科	岐阜県消費生活センター	若者が巻き込まれやすい消費者被害とその予防法や対処法を知り、消費生活に関する知識を習得する。	外部講師による	学部1年(短大1年、高専4年を含む)	必修科目
91 奈良佐保短期大学	フードスペシャリスト論	生活未来科	社団法人日本フードスペシャリスト協会	社団法人日本フードスペシャリスト協会の認定するフードスペシャリストの必修科目であり、同協会編集の教科書に沿って授業を進めている。8章に「食情報と消費者保護」の項があり、消費者基本法、国民生活センターや消費生活センター、PL法、消費者庁について学ぶこととしている。	パワーポイントで概要を示し、法整備の経緯や過去の実例などを含めて講義形式で説明している。	学部1年(短大1年、高専4年を含む);学部2年(短大2年、高専5年以上を含む);中国からの交換留学生	選択科目
92 鳥取短期大学	生活経済学	生活学科情報・経営専攻	鳥取県消費生活センター	消費者行政、消費に関する法律、財政・金融、安全な製品や食品、生活設計(保険、年金など)、くらしと経済などをテーマに講義や解説を行う。	弁護士、被害者センター理事長など、各分野の専門家を外部講師として招聘している。	学部2年(短大2年、高専5年以上を含む)	必修科目
93 広島国際学院大学自動車短期大学部	クルマの整備業	自動車工業科	広島県環境県民局からの講師派遣	キャリア科目である講義の1コマで、若い人が巻き込まれやすい消費者トラブルについて講演いただいた。	消費者センターから講師を派遣していたとき、ロールプレイを交えた参加型の講演を行っていただいた。	学部1年(短大1年、高専4年を含む)	選択科目
94 四国大学短期大学	生活と法律	短期大学部ビジネス・コミュニケーション科	徳島県くらし安全局生活安全課、徳島県消費者情報センター	法律は、毎日の生活や人の一生と密接に関わっています。本講義では、様々な年代や場面で、私たちが法律とどのように関わっているのかを具体的に知り、それぞれの法律が持っている基本的理念や原則などについて理解を深めることを目的としています。到達目標として以下の3点を挙げています。 1. 授業を取り上げる様々な法律について、基本的な理念や原則を説明することができる。 2. 「なぜ法律が必要なのか?」について考え、自らの考えを述べることができる。 3. 契約のルールについて理解し、クーリングオフについて説明することができる。	外部講師による講義やアクティブラーニングによる参加型授業展開	学部2年(短大2年、高専5年以上を含む)	選択科目
95 香蘭女子短期大学	消費科学	ライフプランニング総合学科・食物栄養学科・ファッション総合学科	生命保険文化センター・消費生活センター等(相談場所として実際に紹介)	消費者問題(悪質商法、多重債務問題と相談場所や対処法等・もし悪質商法などの問題が起った時は消費生活センターを紹介している)、災害(地震等)、生活設計、ロボットについて等の授業をおこなっている。また、生命保険文化センターの方から講師を派遣していただき1時間程度(生活設計と保険や年金について)の講演をしていただく。更に、学校のシラバスには以下とのおりの概要を記している。 「身の回りにはたくさんの“モノ”が溢れている。“モノ”を手に入れる時、私達の消費者としての眼は確かなものだろうか。ここ数年、消費者、特に若者が悪質商法などのトラブルに巻き込まれる例が後を絶たない。それもクレジットを組んだものが多く、後々まで借金に悩まされてしまうという人もいる。このような被害から身を守る為にはどうしたらよいか、被害に遭ったらどうしたらよいかを考える。私達が過ごしやすい快適な毎日を送るために、生涯生活全般にわたって様々な観点から検討を加え、消費者としての自覚を持ち、よりよい消費生活を追求する。様々な情報が飛び交う中、真に豊かな生活を送るために、衣食住全ての面から消費の諸問題を考えていく。」	ビデオやDVDを見せたり、具体的な事例を話したり、九州は自己破産の人口に対しての率も高かったことがあるなどを話し、身近な問題なのだと心付かせたりする。また、学生自ら色々なテーマを与え、調べさせグループで発表せたりする。更に生命保険文化センターから講師を派遣してもらい保険・年金等について講演してもらう等の工夫をしている。悪徳商法等にあった場合の相談場所や多重債務になった場合の相談場所・解決方法も具体的に教えていく。	学部1年(短大1年、高専4年を含む);学部2年(短大2年、高専5年以上を含む)	選択科目
96 佐賀女子短期大学	キャリア入門	全学科	九州ろうきん	九州ろうきんから講師の先生をお招きし、「賢い消費者になるために」というテーマのもと、①ライフステージ、②貯蓄の法則、③金融トラブル、④奨学金、⑤相談窓口などの内容で行っている。	外部講師に依頼、最後は、アンケートを取り、学生に返却。記載してあった質問にも文書で回答	学部1年(短大1年、高専4年を含む)	必修科目
97 仙台青葉学院短期大学	大学生活論	看護学科、ビジネスキャリア学科、こども学科、リハビリテーション学科、観光ビジネス学科	①SMBCCコンシューマーファイナンス株式会社②宮城県金融広報委員会	大学生活論は、大学生活を有意義に送るために必要な姿勢、知識やスキルを身に付けるために、設けられた科目である。金融トラブルは、環境の変化に合わせて巧妙化かつ複雑化してきている。本講義では、現在の消費環境に対応するため、以下についての知識を身に付ける。 ヤミ金融／カード現金化／偽装質屋／ワンクリック詐欺／キャッシング詐欺／インターネット・オーナー詐欺／振り込め詐欺／名義貸し／アルバイト詐欺／なりすまし等の不正な契約／カード不正利用	消費環境に対応するための知識を、その道のプロである外部講師から取り入れている。	学部1年(短大1年、高専4年を含む)	必修科目
98 旭川工業高等専門学校	法学、経済学、知的財産権論、環境マネジメント、環境科学、技術者倫理、国際関係論	本科4・5年、専攻科1・2年、生産システム専攻、応用化学専攻	北海道消費者協会等との連携を予定している	詐欺商法・悪質商法への注意喚起	外部講師の招請・KJ法やブレーンストーミングを用いた演習	学部1年(短大1年、高専4年を含む);学部2年(短大2年、高専5年以上を含む);学部3年;学部4年以上	選択科目;必修科目

地域における消費者教育の充実に向けた連携に関する分科会について

【本分科会の位置付け】

「消費者教育の推進に関する基本的な方針」別紙において「当面の重点事項」として掲げた、「消費者の特性に配慮した体系的な消費者教育の推進」に関し、その実現に向けた検討を行う。

【委員】

推進会議委員のうちから5名程度会長が指名し、分科会構成員の中から座長を選出する。

【本分科会の方向性・検討事項案】

基本方針の別紙においては、消費者の特性に配慮した体系的な消費者教育の推進を当面の重点事項として掲げているところ、消費者教育は、生涯を通じ、幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行うべきであることは、消費者教育推進法及び基本方針本文においても示されているとおりである。

現在、消費者教育推進会議の下で開催している若年者に対する消費者教育分科会において、学校教育の場における若年者への消費者教育の充実について様々な検討が進められているが、一方で、それ以外の世代・層に対しても消費者教育の機会が提供されることが重要である。しかしながら、そのような場や機会を設けることは容易ではなく、全ての消費者に対して教育を受ける機会が提供されるためには、地域における消費者教育の充実が図られ、様々な機会を捉えて消費者教育が実施されることが必要である。これまでにも、特に消費者教育推進法の施行以降、全国で取組が進められてきたところであるが、更なる充実・展開の必要性が、消費者教育に携わる者の間で課題として認識されている。

このような、多様な主体が連携・協働した体制づくりを踏まえた消費者教育の推進に係る取組について、それらを一層普遍的なものとして継続し、また、広げていくため、特に基本方針に掲げられた以下の3点の充実及び強化が課題である。

- ・ 消費生活センターの拠点化
- ・ 消費者教育コーディネーターによる、関係者と場をつなぐための調整
- ・ 結節点としての消費者教育推進地域協議会の実効的な活用

本分科会では、この3点について、実態調査及びヒアリング等を通じて、その具体的方策を検討することとする。

【分科会立上げ・検討の進め方】

1. 分科会の立上げについて、消費者教育推進会議において議決

【資料1】全国の消費者教育コーディネーターの本職及び担当業務

【資料2】消費者教育コーディネーターを設置している地方公共団体における、消費者教育・啓発・広報事業等

【資料3】全国の消費者教育推進地域協議会の設置状況及び概要（名称、開催頻度・回数、構成員の属性等）

【資料4】消費生活センター等の他機関との連携により実施している、大学等における講義・ゼミでの消費者教育の事例

2. 第1回分科会

消費者教育推進会議において聴取した委員の御意見をもとに、今後検討すべき事項及び検討に当たって必要な調査・ヒアリング等を議論。

3. 第2回分科会以降

第1回分科会における議論を踏まえ、事務局において調査を実施するとともに、必要に応じて、第2回以降の分科会の場において有識者等のヒアリングを実施。

【時期】

平成31年2月から開始（隔月開催）。